

平成 2 2 年度

農林水産予算の概要

(未定稿)

平成 2 2 年 1 月

農林水産省

I. 平成22年度農林水産関係予算の骨子

1. 総括表

区 分	21年度 予 算 額	22年度 概 算 決 定 額	対前年 度 比
	億円	億円	%
農林水産予算総額	25,605	24,517	95.8
1. 公共事業費	9,952	6,563	65.9
一般公共事業費	9,760	6,371	65.3
災害復旧等事業費	193	193	100.0
2. 非公共事業費	15,653	17,954	114.7
一般事業費	6,993	6,355	90.9
食料安定供給関係費	8,659	11,599	133.9

(注) 1. 計数整理の結果、異動を生じることがある。

2. 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

2. 公共事業費一覽

(単位:百万円、%)

事 項	21 年 度 予 算 額	22 年 度 概算決定額	対前年度比
農業農村整備	577,220	212,939	36.9
林 野 公 共	260,925	187,030	71.7
治 山	99,190	68,833	69.4
森 林 整 備	161,735	118,197	73.1
水産基盤整備	119,860	82,227	68.6
海 岸	17,965	4,900	27.3
農山漁村地域整備 交付金	—	150,000	皆増
一般公共事業費計	975,970	637,096	65.3
災害復旧等	19,250	19,250	100.0
公共事業費計	995,220	656,346	65.9

(注) 上記のほか、地域再生基盤強化交付金措置額を内閣府に計上。

Ⅱ.平成22年度農林水産関係予算のポイント

1. マニフェストの推進

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) <u>戸別所得補償制度のモデル対策</u> | 5,618億円 |
| ・水田利活用自給力向上事業 | 2,167億円 |
| ・米戸別所得補償モデル事業 | 3,371億円 |
| ・戸別所得補償制度導入推進事業等 | 80億円 |
|
 | |
| (2) <u>農山漁村の6次産業化対策</u> | |
| ・未来を切り拓く6次産業創出総合対策 | 131億円 |

2. 事業仕分けの反映等

- (1) 公益法人等の基金について、今後の執行見込みを踏まえた残高の精査等を行い、40基金、3,046億円を国庫返納。

※今後の基金の執行状況等により金額等に変更があり得る。

- (2) 食料安定供給特別会計（農業経営基盤強化勘定）の剰余金・積立金について、486億円を一般会計に繰り入れ。

農業改良資金貸付金等について、国の資金の有効活用を図るため、同会計からの原資貸付方式から一般会計からの利子補給方式へ変更

- (3) 公益法人向け補助金等について、天下り等の指摘を踏まえ、対前年度40%程度削減（▲108億円）

※基金の国庫返納に伴い毎年度予算措置することとした事業に係る金額を除く。

独立行政法人向け補助金等については、対前年度6%程度削減（▲226億円）

- (4) 施設費補助金について、対前年度30%程度削減（▲328億円）

(5) 目的・手段が類似・重複する事業を整理・統合

- ・ 経営体育成交付金（81億円）
- ・ 農畜産業機械等リース支援事業（27億円） 等

(6) 地域の自主性を活かし、より地域の実情に即した事業実施が可能となるよう新たな交付金制度を創設

- ・ 農山漁村地域整備交付金（1,500億円）
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金（23億円） 等

(7) 公共事業のうち、国直轄事業の負担金制度について、

- ・ 維持管理負担金について、受益者負担を維持しつつ、県負担分を廃止
- ・ 営繕宿舍費及び人件費等の事務費を負担金から除外

Ⅲ. 平成22年度農林水産関係予算の重点事項

1 戸別所得補償制度のモデル対策

- ① 水田利活用自給力向上事業 2, 167億円
- ・ 水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払いにより交付
- ② 米戸別所得補償モデル事業 3, 371億円
- ・ 恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払により実施
- ③ 戸別所得補償制度導入推進事業等 80億円
- ・ モデル対策の実施及び平成23年度からの本格実施に必要なシステム開発、現場における事業推進等

2 食料供給力の向上対策

- ① スーパーL資金等の金利負担軽減措置 112億円の内数
- ・ 認定農業者が借り入れるスーパーL資金等について、1,500億円の特別融資枠を設定（貸付当初5年間の実質無利子化）
- ② 農業信用補完強化事業交付金 11億円
- ・ 農業者の資金繰り支援のため、運転資金について、無担保無保証人の700億円特別保証枠等を設定
- ③ 農畜産業機械等リース支援事業 27億円
- ・ 産地収益力の向上、経営体の育成、畜産業の新規就農等に必要な農業機械等をリース方式で導入する場合の負担を軽減
- ④ 野菜価格安定対策事業 91億円
- ・ 野菜の価格低落時における生産者補給金の交付事業について、加工・業務用野菜などに配慮して充実・強化
- ⑤ 国産チーズ供給拡大・高付加価値化対策事業 29億円
- ・ 国産チーズ向け生乳の供給拡大及び特色ある国産ナチュラルチーズの製造技術向上に必要な研修、機材整備等を支援
- ⑥ 農の雇用事業 21億円
- ・ 農業法人等が就農希望者を雇用して行う実践研修（OJT研修）を支援

3 農山漁村の活性化対策

- ① 中山間地域等直接支払交付金 265億円
- ・ 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付
- ② 農地・水・環境保全向上対策 (所要額) 273億円
- ・ 地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を効果的に保全・向上する共同活動と先進的な営農活動を実施する地域を支援
- ③ 農村振興再生可能エネルギー導入支援事業 15億円
- ・ 農村地域の再生可能エネルギー利活用を通じて、農村地域の新たな価値の創出や活性化を支援
- ④ 鳥獣被害防止総合対策交付金 23億円
- ・ 鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援するための交付金を交付
- ⑤ 農山漁村地域整備交付金（公共） 1,500億円
- ・ 地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備を支援するための交付金を交付

4 食の安全の確保対策

- 消費・安全対策交付金 27億円
- ・ リスク管理措置の有効性の検証、農家等でのトレーサビリティの取組、家畜防疫・農作物の病虫害の防除を推進

5 農山漁村の6次産業化対策

- 未来を切り拓く6次産業創出総合対策 131億円
- 農山漁村の6次産業化の推進のため、農林水産業・農山漁村の「資源」を活用した地域ビジネスの展開、新産業創出等を支援
- ・ 農林漁業者と食品関連事業者等の連携による地産地消
 - ・ 商品開発・販路拡大等を支援
 - ・ 食品産業の環境対策や再生可能エネルギーを利活用する取組等を支援
 - ・ HACCP導入やコンプライアンスの徹底等の取組を支援
 - ・ 「緑と水の環境技術革命」の実現に向けた事業可能性調査、人材育成を支援等

6 森林・林業・木材産業対策

- ① 森林・林業・木材産業づくり交付金 7 1 億円
- ・ 地域の自主性・裁量を尊重し、集約化施業に必要な路網や高性能林業機械、木材利用推進に必要な施設整備等を支援
- ② 集約化施業促進等経営支援対策 7 億円
- ・ 施業の集約化を加速するため、集約化施業に取り組む事業者を育成
- ③ 森林整備地域活動支援交付金 (所要額) 7 1 億円
- ・ 森林所有者等が実施する施業集約化に必要な森林情報の収集活動や境界明確化等の地域活動を支援
- ④ 緑の雇用総合対策事業 (所要額) 9 5 億円
- ・ 雇用拡大に向けた新規就業者・参入者の実地研修、中堅層の能力向上、人材育成の充実・強化に向けた調査等を支援
- ⑤ 国産材利用拡大総合対策事業 1 6 億円
- ・ 住宅・建築・土木分野等での国産材資材の開発や利用推進、違法伐採対策、CO2 抑制効果の「見える化」等を支援

7 水産対策

- ① 漁業共済・漁業経営安定対策（積立ぷらす） 2 0 3 億円
- ・ 水揚げ金額が減少した場合の減収補てん・経営改善に取り組む漁業者を対象にした上乘せ補てん等を実施
- ② 燃油・養殖用配合飼料の価格高騰対策 2 0 億円
- ・ 漁業経営の安定を図るため、漁業者と国の拋出により、燃油・配合飼料価格の高騰時に補てん金を交付
- ③ 漁業金融対策 1 3 億円
- ・ 認定漁業者等に対する施設資金・運転資金について、最大無利子の利子助成
- ④ 漁場保全・被害対策等 1 2 8 億円
- ・ 藻場・干潟の保全、大型クラゲ等の有害生物による漁業被害防止対策、漂流・漂着ゴミの回収等を支援
- ⑤ 離島漁業再生支援交付金 1 4 億円
- ・ 共同で漁業の再生等に取り組む離島の漁業集落に対し、交付金を交付

IV. 平成22年度農林水産関係予算の主要事項

(単位:百万円)

No.	局	事業名	22年度 決定額	(21年度 当初予算額)	
1	大臣官房	米戸別所得補償モデル事業 〔生産数量目標に即したコメ生産への所得補償〕	337,088(0)		P2
2	大臣官房	戸別所得補償制度導入推進事業 〔制度導入のための推進体制の構築〕	7,641(0)		P2
3	大臣官房	新型感染症発生時等の食料供給能力向上対策事業 〔食品事業者の事業継続計画策定の促進〕	30(0)		P3
4	大臣官房	食料自給率向上国民運動拡大推進事業 〔食料自給率向上のための広報事業を実施〕	1,000(1,700)		P4
5	大臣官房	地球環境総合対策推進事業 〔排出量取引や「CO ₂ の見える化」等の推進〕	99(58)		P5
6	国際部	APEC食料安全保障担当大臣会合等開催経費 〔食料安全保障を議論する大臣会合等を開催〕	244(0)		P7
7	国際部	農業等国際協力推進費 〔開発途上国に対する農林水産分野での協力〕	3,956(4,250)		P7
8	統計部	戸別所得補償制度の実施に向けた新たな統計調査 〔なたね、そば等の生産費、単収の調査を実施〕	362(0)		P2
9	総合食料局	<p>未来を切り拓く6次産業創出総合対策 〔「農山漁村の6次産業化」への取組を支援〕</p> <p>① 地産地消・販路拡大・価値向上 〔農業者の加工・流通への取組等を支援〕</p> <p>② 流通の効率化・高度化 〔食品流通の効率化・高度化等の取組を支援〕</p> <p>③ 国際展開 〔農林水産物・食品の輸出の取組等を支援〕</p> <p>④ 資源・環境対策 〔食品産業の環境対策や再生可能エネルギーの活用等を支援〕</p> <p>⑤ 品質管理・コンプライアンスの徹底を通じた企業体質の強化 〔HACCP導入やコンプライアンスの徹底等の取組を支援〕</p> <p>⑥ 緑と水の環境技術革命プロジェクト 〔資源を活用した新たな産業の創出等を支援〕</p>	13,073(0)		P9

(単位:百万円)

No.	局	事業名	22年度 決定額	21年度 当初予算額	
10	消費・安全局	有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業 〔有害化学物質・有害微生物の実態調査の実施〕	310	(327)	P13
11	消費・安全局	消費・安全対策交付金 〔都道府県等の食の安全確保等の取組への支援〕	2,686	(2,314)	P15
12	消費・安全局	食の情報提供活動促進事業 〔食品事業者による消費者への食品の情報提供の促進〕	19	(0)	P17
13	消費・安全局	家畜伝染病予防費 〔家畜の伝染病の発生予防・まん延防止等〕	3,590	(3,590)	P18
14	消費・安全局	動物検疫所及び植物防疫所の検疫事業 〔動植物の検疫体制の強化・拡充〕	2,494	(2,482)	P19
15	生産局	水田利活用自給力向上事業 〔水田での麦、大豆、新規需要米等の生産への助成〕	216,729	(0)	P1
16	生産局	強い農業づくり交付金 〔安定的農産物供給に必要な施設整備等を支援〕	14,385	(24,416)	P20
17	生産局	産地収益力向上支援事業 〔産地における収益力向上に向けた取組を支援〕	3,813	(0)	P21
18	生産局	農畜産業機械等リース支援事業 〔農業機械等のリース経費負担を軽減〕	2,742	(0)	P23
19	生産局	鳥獣被害防止総合対策交付金 〔鳥獣被害防止の取組に対する支援〕	2,278	(2,800)	P24
20	生産局	野菜価格安定対策事業 〔野菜価格低落時における生産者補給金の交付〕	9,060	(9,363)	P26
21	生産局	国内産糖・いもでん粉産地緊急構造改革支援事業 〔さとうきび等の生産体制の整備等を支援〕	1,090	(1,097)	P28
22	生産局	生産環境総合対策 〔地球温暖化対策の推進や有機農業等の支援〕	1,449	(3,619)	P30
23	生産局	飼料増産総合対策事業 〔自給飼料生産や食品残さの飼料化等の支援〕	4,239	(3,259)	P32
24	生産局	加工原料乳生産者補給金交付等事業 〔酪農家の経営安定のための補給金の交付等〕	14,170	(15,777)	P34
25	生産局	国産チーズ供給拡大・高付加価値化対策事業 〔特色ある国産チーズの生産を支援〕	2,914	(0)	P35

(単位:百万円)

No.	局	事業名	22年度 決定額	(21年度 当初予算額)	
26	経営局	スーパーL資金等の金利負担軽減措置 〔スーパーL資金等の金利負担軽減特別融資枠の設定〕	11,201の内数(0)		P36
27	経営局	農業改良資金関係事業 〔農業者の経営改善に対する無利子資金の貸付け〕	91(0)		P37
28	経営局	農業信用補完強化事業交付金 〔運転資金に無担保無保証人の特別保証枠等の設定〕	1,089(770)		P38
29	経営局	経営体育成交付金 〔経営体育成に必要な機械整備等への総合支援〕	8,145(0)		P39
30	経営局	水田・畑作経営所得安定対策【特会】 〔土地利用型農業の経営体の経営安定を支援〕	233,041(232,426)		P41
31	経営局	農業共済関係事業(農業災害補償制度) 〔農業共済に係る共済掛金及び事務費の一部等を国が負担〕	93,258(99,179)		P43
32	経営局	農の雇用事業 〔農業法人等が就農希望者を雇用し研修を実施〕	2,115(0)		P44
33	経営局	農地制度実施円滑化事業 〔農地制度の運用を担う農業委員会等への支援〕	10,742(5,546)		P45
34	経営局	農地利用集積事業【特会】 〔面的集積組織が行う調整活動を支援〕	4,002(7,561)		P47
35	農村振興局	中山間地域等直接支払交付金 〔中山間地域等の農業生産条件の不利を補正〕	26,474(23,446)		P49
36	農村振興局	農地・水・環境保全向上対策 〔地域の共同活動と先進的な営農活動を支援〕	所要額 27,275(26,115)		P51
37	農村振興局	活力ある農山漁村づくり推進事業 〔地域資源を活用した活性化の取組への助成〕	1,103(2,001)		P53
38	農村振興局	農村振興再生可能エネルギー導入支援事業 〔農村地域の再生可能エネルギーの利活用支援〕	1,493(912)		P54
39	農村振興局	農山漁村定住・交流活性化交付金 〔定住・交流等を通じた農山漁村活性化を支援〕	25,244(35,553)		P56
40	農村振興局	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 〔貸借等により耕作放棄地を再生利用する取組を支援〕	所要額 14,050(5,459)		P57

(単位:百万円)

No.	局	事業名	22年度 決定額	(21年度 当初予算額)	
41	農林水産 技術会議 事務局	自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発 〔飼料用有色素米品種、飼料用米の給与技術を開発〕	545(0)		P59
42	農林水産 技術会議 事務局	水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発 〔小麦・なたねの優良品種、大豆等の湿害回避技術を開発〕	604(0)		P61
43	農林水産 技術会議 事務局	地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発 〔低コスト・高効率バイオマス利用技術を開発〕	1,503(1,414)		P63
44	農林水産 技術会議 事務局	農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術 の開発 〔地球温暖化に対応した緩和・適応技術を開発〕	675(0)		P65
45	農林水産 技術会議 事務局	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 〔技術開発から実証までの切れ目のない取組等を支援〕	6,183(6,516)		P67
46	林野庁	森林・林業・木材産業づくり交付金 〔集約化施策や木材利用推進に必要な施設整備等を支援〕	7,085(13,222)		P69
47	林野庁	森林整備地域活動支援交付金 〔施策集約化に必要な境界明確化等を支援〕	所要額 7,120(9,945)		P70
48	林野庁	山村活性化総合推進事業 〔森林資源を活用した起業等山村の自主的な取組を支援〕	537(722)		P72
49	林野庁	森林の生物多様性保全総合対策事業 〔森林生態系の調査や保護・管理技術の開発等〕	1,013(168)		P73
50	林野庁	森林づくり国民運動推進事業 〔森林吸収源対策推進のための緑化活動等の推進〕	121(182)		P74
51	林野庁	集約化施策促進等経営支援対策 〔集約化施策を担う事業者・人材の育成を支援〕	730(2,044)		P75
52	林野庁	緑の雇用総合対策事業 〔林業就業者等の実地研修、人材育成に係る調査等〕	所要額 9,527(9,762)		P77
53	林野庁	木材産業活性化総合対策事業 〔地域の木材産業の連携や設備のリース等を支援〕	222(272)		P78
54	林野庁	国産材利用拡大総合対策事業 〔住宅への国産材利用や違法伐採対策等を支援〕	1,554(321)		P79
55	林野庁	木質バイオマス利用加速化事業 〔木質バイオマスの安定供給、コスト低減等を支援〕	622(0)		P80

(単位:百万円)

No.	局	事業名	22年度 決定額	〔21年度 当初予算額〕	
56	水産庁	漁業共済・漁業経営安定対策(積立ぶらす) 〔水揚げ金額が減少した場合の減収補てん等〕	20,255	(22,612)	P81
57	水産庁	燃油・養殖用配合飼料の価格高騰対策 〔燃油価格等の高騰時に補てん金を交付〕	1,955	(0)	P83
58	水産庁	漁業者への直接所得補償調査等 〔所得補償制度の設計に必要な調査等を実施〕	170	(0)	P85
59	水産庁	新規就業・新規参入対策 〔就業者向け相談会、長期研修等への支援〕	1,456	(1,228)	P86
60	水産庁	漁業金融対策 〔漁業者向け融資の利子助成及び保証の充実〕	1,311	(425)	P87
61	水産庁	漁場保全・被害対策 〔有害生物による被害防止対策や漂流・漂着物の回収等〕	12,002	(2,069)	P89
62	水産庁	環境・生態系保全対策 〔漁業者等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援〕	761	(1,330)	P91
63	水産庁	資源調査・資源管理等 〔資源調査の実施や資源回復計画の作成・実施等〕	4,246	(4,902)	P93
64	水産庁	加工・流通・消費対策 〔漁業者団体が行う販売戦略の策定や販路開拓等を支援〕	1,666	(2,623)	P95
65	水産庁	強い水産業づくり交付金 〔漁業者の共同利用施設等の整備に対する支援〕	5,045	(7,674)	P97
66	水産庁	離島漁業再生支援交付金 〔漁業再生に取り組む離島の漁業集落を支援〕	1,378	(0)	P98

(単位:百万円)

No.	局	事業名	22年度 決定額	〔21年度 当初予算額〕	
67	農村振興局	農業農村整備事業(公共) 〔農地・農業用水等の食料供給基盤を保全・整備〕	212,939	(577,220)	P100
68	林野庁	森林整備事業・治山事業(公共) 〔森林吸収源対策の推進と緑の再生による安全安心の確保〕	187,030	(260,925)	P101
69	水産庁	水産基盤整備事業(公共) 〔水産資源回復のための漁場環境の保全等〕	82,227	(119,860)	P103
70	農村振興局 林野庁 水産庁	農山漁村地域整備交付金(公共) 〔地域の創意工夫による農山漁村地域の総合的な整備を支援〕	150,000	(0)	P104

1、2、8、15

戸別所得補償制度に関するモデル対策

【561, 821 (0) 百万円】

対策のポイント

平成22年度においては、「制度のモデル対策」として

- ① 自給率向上のための戦略作物等への直接助成
 - ② 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成
- を内容とする対策を実施し、平成23年度からの本格実施への円滑な移行に資します。

<主な内容>

1 水田利活用自給力向上事業

216, 729 (0) 百万円

自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付します。

また、従来の助成体系を大幅に簡素化し、全国统一単価の設定など分かりやすい仕組みとします。

(1) 交付対象者

これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、米の「生産数量目標」の達成にかかわらず助成対象とします。

(2) 交付単価

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物 (都道府県単位で単価設定可能)	10,000円
二毛作助成 (主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円

(3) 激変緩和措置

現行に比べて助成額が減少する地域における影響をできる限り緩和するため、以下の激変緩和措置を講じます。

ア 単価設定の弾力的運用等

- ・ その他作物に対する助成を活用した、新規需要米を除く戦略作物への加算
- ・ 麦・大豆・飼料作物の間の単価調整
- ・ 二毛作助成による、二毛作可能地域の激変緩和効果

イ 激変緩和調整枠の設定

- ・ アの取組を行っても、なお、減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の「激変緩和調整枠」を設け、単価変動の大きい作物への加算を実施

2 米戸別所得補償モデル事業

337,088(0) 百万円

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払により実施します。

(1) 交付対象者

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるもの

(2) 交付対象面積

主食用米の作付面積から一律10a 控除して算定

(3) 交付単価

① 定額部分

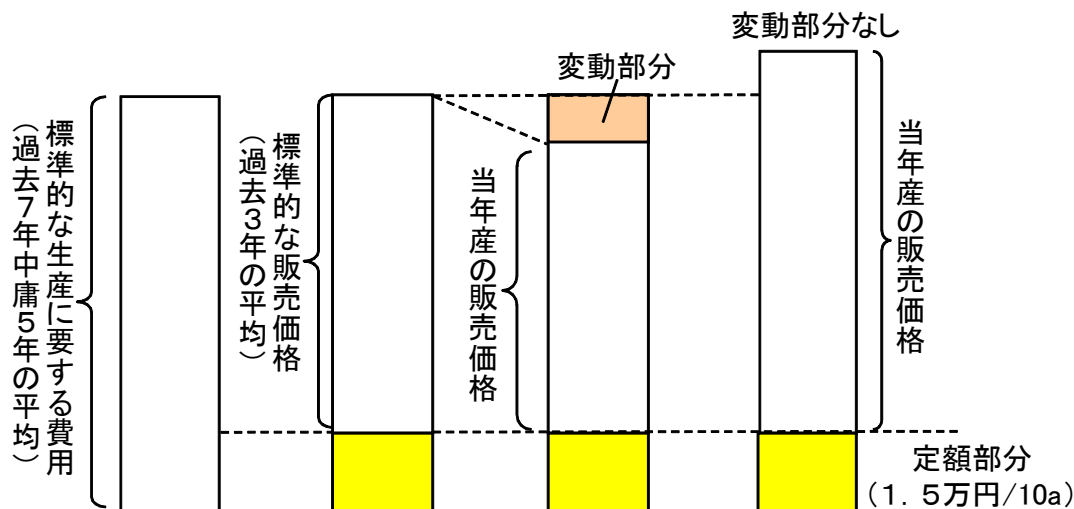
標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額である1万5千円/10aを全国一律単価とし、これに交付対象面積を乗じた金額を当年産の販売価格のいかんに関わらず交付します。

② 変動部分

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定し、これに交付対象面積を乗じた金額を交付します。

定額部分	10a 当たり 1万5千円 (全国一律)
変動部分	当年産の販売価格が標準的な販売価格 (過去3年平均) を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

(参考)



3 推進事業等

(1) 戸別所得補償制度導入推進事業

7,641(0) 百万円

戸別所得補償制度モデル対策の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要なとなる、システム開発・端末整備や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う市町村等に対し必要な経費を助成します。

(2) 統計調査事業

362(0) 百万円

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、なたね、そば等の生産費や単収に係る新たな統計データを把握できるよう、調査内容を拡充します。

お問い合わせ先：

1の事業；生産局農業生産支援課 (03-3597-0191 (直))

2、3の事業；大臣官房政策課
戸別所得補償制度推進チーム (03-6744-1850 (直))

3の事業；大臣官房統計部管理課 (03-3502-5621 (直))

3 新型コロナウイルス発生時等の食料供給能力向上対策事業

【30(0)百万円】

対策のポイント

新型コロナウイルスの発生など異常事態時においても、国民の食料供給に不安が生じないように、不測の状況下における食品産業事業者の事業継続能力の向上を図ります。

<背景/課題>

- ・強毒性の新型インフルエンザ発生し、長期間にわたって影響を及ぼした場合、
 - ① 外食を控えるための保存性の高い食品等への需要の集中
 - ② 感染者の増加による事業者の操業度の低下
 - ③ 原材料、運送等サプライチェーンの寸断など、国民への食料供給が停滞するおそれ。
 - ・このような状況の下でも、国民への食料の安定供給を確保し、食生活に不安を生じないようにするためには、食料の生産・供給等を行う食品事業者等における事業の継続が不可欠。
 - ・具体的にどのように事業を実施するかを示す事業継続計画の策定を促進する必要。

政策目標

平成22年度までに事業継続計画策定済みの食品産業事業者を約1割（平成21年9月30日現在）から約7割へ増加

<主な内容>

不測時における食料供給対策

(1) 事業継続計画の策定

事業継続計画策定推進のための研修会の開催や備蓄適正の高い品目(米、小麦製品、缶詰等)の高い供給水準を維持するため、サプライチェーンにおける事業継続計画の実証・改善を行います。

(2) 原材料確保のための支援手法調査

原材料在庫確保のための支援手法に関して、食品事業者がどのように原材料の確保を図るのか、スイス等の備蓄政策を行っている諸外国における食品事業者の原材料確保はどうなっているのか等についての調査を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：大臣官房食料安全保障課 (03-6744-2395(直))]

4 食料自給率向上国民運動拡大推進事業

【1,000(1,700)百万円】

対策のポイント

食料の安定供給を確保するため、国民が食料自給率の向上に資する具体的な行動を起こしていけるよう普及・啓発を実施します。

<背景/課題>

- ・我が国の食料自給率は41%(20年度・カロリーベース)と主要な先進国の中で最低水準(オーストラリア237%、アメリカ128%、フランス122%、イギリス70%(以上平成15年))。
- ・世界の食料需給は途上国の経済発展やバイオ燃料による需要拡大、地球規模の気候変動という中長期的に継続する要因により、今後もひっ迫傾向で推移する見通し。
- ・このため、国民への食料の安定供給を確保するために食料自給率の向上を図ることは、食料・農業・農村基本計画に位置づけられた課題。

政策目標

食料自給率目標の達成を図るため、推進パートナー数を5,000社(平成22年度)に拡大

<主な内容>

食料自給率向上に向けた国民への情報発信

国民の一人一人が食料自給率の現状について理解し、日々の食生活の中で国産農産物等を積極的に選択する等の具体的な行動を起こしていけるよう普及・啓発事業を実施します。また、食品関連企業をはじめ国産品を応援する人々の組織化を図ります。

〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

[お問い合わせ先：大臣官房食料安全保障課 (03-6744-2395(直))]

5 地球環境総合対策推進事業

【99（58）百万円】

対策のポイント

農林水産分野における排出量取引や「CO₂の見える化」を通じた新たな地球温暖化対策を推進するとともに、食料生産と生物多様性保全が両立する取組の実践を推進します。

<背景／課題>

- ・温室効果ガス排出削減目標（2020年までに1990年比25%削減）の達成に向け、農林水産分野においても排出削減・吸収の取組が拡大するよう、排出量取引や「CO₂の見える化」などの新たな地球温暖化対策を強力に推進する必要。
- ・平成22年10月に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）においては、現行の2010年目標に代わる新たな目標が決定される予定であり、生物多様性保全への意識の向上が見込まれる中、生物多様性を保全できるような農林水産業の推進を図るとともに、我が国農林水産業が生物多様性保全に果たす役割に対する国内外の理解を高める必要。

政策目標

- 農林水産分野からの温室効果ガス排出量を排出量取引、「CO₂の見える化」を通じて10万t-CO₂削減（平成24年度）
- 農林水産業が生物多様性保全に果たす役割を理解する国民の割合50%（平成24年度）

<主な内容>

1. 国内排出量取引制度への農林水産分野からの参画支援 30（0）百万円
農林水産業から発生するメタン、一酸化二窒素等の温室効果ガスに係る新たな排出削減方法論の検討・策定を支援します。また、温室効果ガス排出削減・吸収に取り組みクレジットを創出する複数の農業者等（売り手）と企業等（買い手）とのマッチング等を通じた排出量取引制度への参画支援を行います。
〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体等〕
2. 農林水産物・食品に係る「CO₂の見える化」の推進 39（58）百万円
品目別の温室効果ガス排出量算定基準の策定及び「CO₂の見える化」の試行的実施や、農産物に係る「CO₂の見える化」ルールの検討を支援します。
〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体等〕
3. 生物多様性を向上させる農業の拡大の推進 30（0）百万円
生物多様性のモニタリングや営農条件等の事例収集を通じ、食料生産と生物多様性保全とを両立させる水田農業の取組の全国的な拡大を図ります。
〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体等〕

[お問い合わせ先：大臣官房環境バイオマス政策課（03-6744-2017（直））]

- 温室効果ガス排出削減目標(2020年までに1990年比25%削減)達成に向け、地球温暖化対策の強力な推進が必要
- 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、生物多様性保全に関する新たな目標が決定予定
- 温室効果ガス排出削減を誘導する新たな手法の展開、農林水産業が生物多様性保全に果たす役割の理解促進が必要

1. 国内排出量取引制度への農林水産分野からの参画支援 【30(0)百万円】

● 新たな排出削減方法論策定支援

・メタンや一酸化二窒素削減等の取組の取引対象化に向けた新たな排出削減方法論の検討・策定を支援

● 排出量取引参画支援

・クレジットを創出する複数の農業者等(売り手)と企業等(買い手)とのマッチング等を通じた排出量取引制度への参画支援



2. 農林水産物・食品に係る「CO₂の見える化」の推進 【39(58)百万円】

● 「CO₂の見える化」モデル構築

・品目別の温室効果ガス排出量算定基準の策定と「CO₂の見える化」の試行的実施を支援

● 農産物における「CO₂の見える化」ルール構築

・農産物に係る「CO₂の見える化」に関する手法の具体的な表示ルール検討を支援



「CO₂の見える化」の表示の例

3. 生物多様性を向上させる農業の拡大の推進 【30(0)百万円】

● 生物多様性向上農業拡大事業

・生物多様性のモニタリングや営農条件等の事例収集を通じ、食料生産と生物多様性保全とを両立させる水田農業の取組の実践を全国的に拡大。



○ 農林水産分野からの温室効果ガス排出量を排出量取引、「CO₂の見える化」を通じて10万t-CO₂削減(平成24年度)

○ 農林水産業が生物多様性保全に果たす役割を理解する国民の割合50%(平成24年度)

6、7 世界の食料安全保障や気候変動問題等への対応

【4, 201(4, 250) 百万円】

対策のポイント

- 世界の食料生産・投資を促進し、我が国及び世界の食料安全保障に貢献します。
- 途上国の農林水産分野における気候変動の緩和策や適応策の支援を推進します。

<背景／課題>

- ・世界の栄養不足人口が10億人に達するなど、食料安全保障は国際的に重要な課題です。この問題の解決のため、世界の食料生産及び農業投資を増加することが重要です。
- ・途上国は生計の多くを一次産業に依存し、農業や森林減少等による温室効果ガスの排出が国全体の排出の大部分を占めており、気候変動問題への対応が急務となっています。

政策目標

- 我が国及び世界の食料安全保障の確立に向けた貢献
- 気候変動問題等への適切な対応

<主な内容>

1. APEC食料安全保障担当大臣会合等の開催 244(0) 百万円
日本が議長国となる2010年に、APECメンバーの閣僚レベルで食料安全保障について議論するAPECで初の食料安全保障担当大臣会合を開催します。

2. 世界の食料安全保障や気候変動問題等に対応するための国際協力 3,956(4,250) 百万円

(1) 世界の食料安全保障の確立に向けた貢献

- ① 国連食糧農業機関（FAO）を通じて、世界の農業投資を促進するための情報収集や投資ガイダンス作成等の仕組み作りを進めます。

〔食料供給力強化に資する国際的枠組み検討事業 93(96) 百万円〕
事業実施主体：FAO（国連食糧農業機関）

- ② 西アフリカ地域での食料不足の解決に向けて、同地域の主要作物であるササゲ（マメ科の一種）の種子増産及び技術移転を推進し、更なる収量向上を図ります。

〔アフリカ半乾燥地帯における食料増産のためのササゲ新品種の導入 33(0) 百万円〕
事業実施主体：IITA（国際熱帯農業研究所）

(2) 気候変動に対する農林水産分野の緩和策・適応策の推進

- ① 持続可能な森林経営に向けた途上国の取組の現状を国際社会が把握できるよう、途上国が自国の森林や森林政策について報告する能力の向上支援を行います。

〔国連森林フォーラムプロセス支援プログラム 50(0) 百万円〕
事業実施主体：FAO（国連食糧農業機関）

- ② 東アジアやアフリカにおいて、地域のバイオマスを有効活用するための調査や計画づくりを支援します。

〔東アジア等におけるバイオマス利活用推進事業 34(0) 百万円〕
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

- 1の事業 大臣官房国際部経済連携チーム（03-3501-3731（直））
- 2の事業 大臣官房国際部国際協力課（03-3502-5913（直））

農林水産分野の国際協力の推進

ポイント

世界の食料生産・農業投資を促進し、食料安全保障に貢献。
農林水産分野における気候変動の緩和策・適応策の支援を推進。

背景

2050年の 人口(推計)	現在の栄養不足 人口(推計)	世界の人為起源の 温室効果ガスのうち、 農林業の占める割合
91億人	10億人	31%
(国連による推計)	(FAOによる推計)	(IPCC報告書)

施策

○APEC初の食料安全保障担当大臣会合等の開催 【244 百万円】

平成22年10月16-17日
新潟市にて開催予定

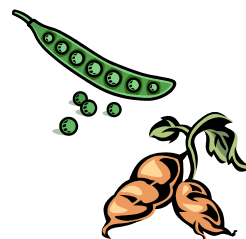
- ・ 世界のGDPの5割、人口の4割を占めるAPECにおける我が国のリーダーシップの発揮
- ・ 新たな将来ビジョンに食料安全保障の重要性を位置づけ
- ・ 持続可能な農業、多様な農業の共存に関する理解の促進



○世界の食料安全保障や気候変動問題等に対応するための国際協力 【3,956 百万円】

(1) 世界の食料安全保障の確立に向けた貢献

- ・ FAOを通じた農業投資の情報収集、投資ガイドスの作成
- ・ アフリカにおいて米倍増に加え、マメ、イモの増産を検討 等



(2) 気候変動問題への適切な対応

- ・ 途上国における持続可能な森林経営のための能力向上支援
- ・ 東アジアやアフリカのバイオマス資源を有効活用するための調査や計画づくりの支援 等



9 未来を切り拓く6次産業創出総合対策

【13,073(0)百万円】

対策のポイント

「農山漁村の6次産業化」を推進するため、農林水産業・農山漁村の有する「資源」を活用した地域ビジネスの展開、新産業の創出等を支援します。

<背景/課題>

- ・世界的な人口増加や経済成長、地球温暖化等の進展により、我が国における食料を含めた各種資源の調達将来的に不安定化するリスクが高まっている一方で、我が国の農林水産業の活力は著しく低下し、農山漁村地域の維持・存続も危ぶまれている状況。
- ・このような状況に対応するためには、農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業とを融合・連携させることにより、農林水産業・農山漁村の有する農林水産物をはじめとする「資源」を食品産業をはじめとする様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネス、新産業を創出する「農山漁村の6次産業化」を推進することが重要。
- ・食品産業（製造、流通及び外食）は、農林水産業の最も重要なパートナーであり、国民に対する食料の安定供給を確保する上でも、引き続き食品産業の発展が不可欠。

政策目標

農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業との融合・連携等により、新たな付加価値を生み出し、農林水産業の成長産業化、食品産業の高度化、新産業の創出を図る

<主な内容>

1. 地産地消・販路拡大・価値向上 3,358(0)百万円
- (1) 地産地消の活動に必要な施設の整備に対する支援として、強い農業づくり交付金の中に特別枠を設け、直売所、加工処理施設、地域食材供給施設等の整備に対して支援します。
 - (2) 農業法人等が農業生産のみならず、加工・流通・販売など、農業サイド主導の経営の6次産業化に取り組む場合に必要な加工機械の導入や販売施設の整備等を支援します。
 - (3) 農商工連携の一層の推進のため、専門的なアドバイスを行うコーディネーター活動や様々な異業種とも連携した新商品開発や販路拡大、これらの本格的な事業化を促進するため、農林漁業者と食品事業者が安定的な取引関係を確立して行う食品の加工・販売施設や農林漁業用機械施設の整備等を支援します。
 - (4) 生産・品質管理、マーケティング力向上等の一貫した取組に対しアドバイスするプロデューサーの招へい等による地域ブランド化の取組や、農林水産業者、販売業者、飲食業者、宿泊業者等が連携して地域の食材を活用した特徴ある料理等について地域団体商標等知的財産権の取得を目指す取組を支援します。
また、地域特産物等の機能性を活かした新商品の提案や安定供給体制の確立などにより、新食品・新素材の事業化に取り組む産地を支援します。

- (5) 食料自給率向上のため、食品産業等と連携し、朝食欠食の改善や米飯学校給食の推進の取組を実施します。また、ごはん食の弁当をテーマとした新市場開拓の取組や、医師や病院栄養士等の専門家を通じて健康面からごはん食の効用を分かりやすく発信してもらう取組を支援します。

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち地産地消・販路拡大・価値向上 2,535百万円
補助率：定額、2/3、1/2、1/3以内
事業実施主体：民間企業等
ほか関連委託費等 823百万円

2. 流通の効率化・高度化 189(0)百万円

生産から消費に至る各段階の関係者が一体となっていく卸売市場におけるコールドチェーン体制づくりのために必要な設備・機器の導入を支援します。

また、フードチェーンの各段階における関係者が連携して行う輸送行程の効率化、卸売市場における品質管理の高度化などの食品流通の効率化・高度化に関する調査及び食料品小売店の機能を維持・強化する方策に関する調査を実施します。

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち流通の効率化・高度化 189百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間企業等

3. 国際展開 1,419(0)百万円

- (1) 輸出に実際に取り組む事業者等に対して、輸出先国の各種基準への対応の検討・取得、海外市場調査、海外販売促進・商談活動、海外試験輸送、輸出新製品の試作等の各種の農林水産物・食品の輸出の取組を総合的に支援します。

- (2) 海外の外食事業者等による日本産食材の共同調達を進めるため、国内の生産者等と連携して、調達コストの削減のための食材ロットのとりまとめ、鮮度維持のための効率的な物流ルートを選定を行う取組等を支援します。

- (3) 我が国食品産業の東アジア地域への投資・事業展開を促進するため、各国の食品関連法規制や流通構造などの情報収集・提供、技術的な課題の解決、現地での政府担当者や専門家を招へいした研修会の開催等の取組を支援します。

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち国際展開 1,044百万円
補助率：定額、1/2、1/3以内
事業実施主体：民間企業等
ほか関連委託費 374百万円

4. 資源・環境対策 7,310(0)百万円

- (1) 食品廃棄物発生抑制に向けた方策の検討や食品リサイクル・ループの構築等を促進するための食品産業グリーンプロジェクトを支援します。また、食品産業の中小企業を対象とした温室効果ガスの排出削減や容器包装廃棄物の再商品化に係る事業者のコンプライアンスを推進するための研修会の開催等の取組を支援します。

- (2) 食料供給と両立する第2世代バイオ燃料の生産拡大を図るため、地域における第2世代バイオ燃料の原料（海藻類、ヤナギ、カヤ等）等の利用可能性調査を実施します。

また、農林漁業者、事業者、消費者など地域の関係者に幅広く国産バイオ燃料等の必要性や意義の周知等を支援します。

- (3) 農山漁村の再生可能エネルギーを活用し、省エネ・省コスト化と地球温暖化防止を実現するため、農作物の保冷倉庫、畜舎、バイオマス変換施設等の農林水産業に関連する施設等への太陽光パネルの設置を支援します。

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち資源・環境対策 7,241百万円
補助率：定額、1/2、1/3以内
事業実施主体：民間企業等
ほか関連委託費等 69百万円

5. 品質管理・コンプライアンスの徹底を通じた企業体質の強化

329(0)百万円

- (1) 食品製造事業者の中小規模層におけるHACCP手法の導入を加速化するため、低コスト導入手法の構築・普及、専門家からの助言・指導が受けられる体制の構築、現場責任者・指導者養成のための実践的な研修の取組の支援を強化します。

また、HACCP手法の導入が困難な零細規模層に対して一般的衛生管理を徹底させるための基礎的な研修等の取組を支援します。

- (2) 食品事業者に対する消費者の信頼確保を図るため、①コンプライアンスの徹底に向け、食品事業者による自主的な企業行動規範の策定等に関する実践的な研修会の開催、②原産地表示のためのガイドラインによる事業者の自主的な原料原産地表示を促進するためのアドバイザーの育成等の取組を支援します。

未来を切り拓く6次産業創出事業のうち
品質管理・コンプライアンスの徹底を通じた企業体質の強化 329百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間企業等

6. 緑と水の環境技術革命プロジェクト

468(0)百万円

技術を核に、農山漁村が豊富に有する資源を活用した新たな産業を創出する「緑と水の環境技術革命」の実現に向け、①総合戦略の策定、②事業化につながる可能性のある技術シーズについて、採算性や実用化に向けた技術開発の実現可能性調査、③新事業の創出や産学連携活動を支援する人材の育成・活用等を総合的に推進します。

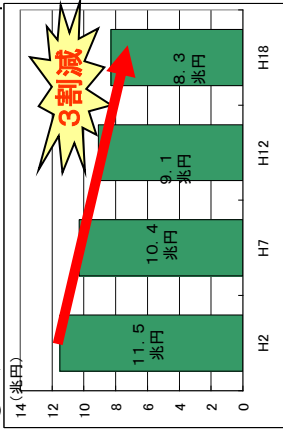
未来を切り拓く6次産業創出事業のうち緑と水の環境技術革命プロジェクト 200百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間企業等
ほか関連委託費 268百万円

[お問い合わせ先：総合食料局総務課 (03-3502-7568(直))]

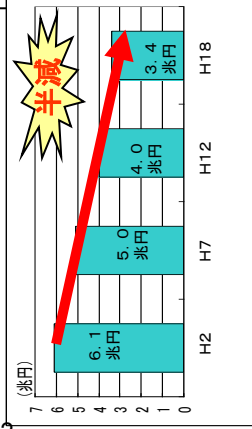
「農山漁村の6次産業化」を推進するため、農林水産業・農山漁村の「資源」を活用した地域ビジネスの展開等を支援し、農林水産業の成長産業化、食品産業の高度化、新産業の創出を図ります。

現状

① 農業産出額の低下



② 農業所得の低下



③ 農山漁村地域における

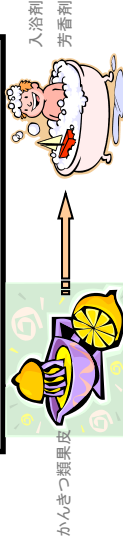
- 企業の撤退
- 公共事業の減少

農山漁村をよみがえらせるための方策

① 82兆円規模の食品産業(国産農水産物の需要先)と連携し、12兆円規模にとどまる農林水産業の付加価値を向上



② 農林水産業・農山漁村に潜在する未利用資源を活用し、農山漁村に利益を還元



6つの支援のポイント

① 地産地消・販路拡大・価値向上 【34億円】

- ・ 農業サイド主導の加工・流通・販売分野への多角化、地産地消・農商工連携の推進、地域ブランドの確立等の支援

② 流通の効率化・高度化 【2億円】

- ・ 食品流通の効率化・高度化に関する調査を行うとともに、コールドチェーン体制の整備による品質管理の高度化を支援

③ 国際展開 【14億円】

- ・ 輸出促進のための輸出環境整備、海外販路の定着・拡大、食品産業の海外進出の支援

④ 資源・環境対策 【73億円】

- ・ 食品産業における環境対策や、再生可能エネルギーを活用する取組等を支援

⑤ 品質管理・コンプライアンスの徹底を通じた企業体質の強化 【3億円】

- ・ HACCP手法の導入や一般的衛生管理、食品業界におけるコンプライアンスの徹底等を支援

⑥ 緑と水の環境技術革命プロジェクト 【5億円】

- ・ 農山漁村が豊富に有する資源を活用した新たな産業の創出に向け、事業化可能性調査や人材の活用・育成等を総合的に推進

地域が元気

○ 農山漁村における雇用の確保と所得の向上
 ○ 国産品の需要拡大と自給率の向上
 ○ 農林水産業と食品産業等の連携による新たな需要の創造

10 有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業

【310（327）百万円】

対策のポイント

- 食品に起因する健康への悪影響を未然に防止することに重点を置き、生産から消費にわたる食品の安全性向上についての取組を進めます。
- 有害化学物質・有害微生物のフードチェーンにおける汚染実態調査を引き続き実施します。

<背景／課題>

- ・食品の安全性を向上させるには、「未然防止が不可欠」の考え方に立って、生産から消費にわたって、科学的根拠に基づいた取組を進めることが大切です。
- ・農林水産省は、有害化学物質及び有害微生物について、優先度の高いものから食品の安全性に関するリスク管理を行っています。
- ・具体的には、食品に由来する健康リスクがどの程度あるのかを予測するために必要な調査を行い、科学的データに基づいて、健康への悪影響を未然に防止するための政策を決定していきます。

政策目標

国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害物質等の摂取量が許容範囲を超えないように抑制

<主な内容>

有害化学物質・有害微生物の調査の実施

食品や飼料に含まれる有害化学物質及び食品を汚染する可能性のある有害微生物について、想定される健康リスクを基に優先度を決定します。

その優先度に応じて「サーベイランス・モニタリング計画」を作成し、フードチェーンにおけるリスク低減対策の検討に必要な汚染実態調査を実施します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

（お問い合わせ先：
消費・安全局消費・安全政策課（03-3502-5722（直）））

有害化学物質及び有害微生物のリスク管理のための調査・分析

科学に基づく政策決定の必要性

- ・食品に由来する健康リスクがどの程度あるのか予測
- ・危害要因の性質や問題の発生過程等に即した決定
- ・リスクの程度に見合った対策の実施

有害化学物質による食品や飼料の汚染実態の調査の実施
(18年度～)

有害微生物による食品や生産環境の汚染実態の調査の実施
(19年度～)

実態調査の実施のスキーム

リスク管理検討会(関係者)

毒性、汚染実態等についての情報収集

優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質、有害微生物の決定

実態調査計画の決定

計画に基づく実態調査／緊急調査の実施

調査結果の統計的解析

- ・取るべき具体的措置の検討・決定に反映
- ・取られた措置の妥当性・有効性の確認

国民の健康に影響を及ぼす被害の未然防止、発生の可能性の低減

11 消費・安全対策交付金

【2,686(2,314)百万円】

対策のポイント

地方の自主性の下、①農畜水産物の安全性の向上、②食品事故対応等のためのトレーサビリティの普及、③家畜の伝染性疾病と作物の病害虫の予防及びまん延防止、④地域における食育の取組を進めます。

<背景/課題>

- ・将来にわたって安全な食料を安定的に供給するため、食料供給の各段階において、科学的知見に基づく適切なリスク管理等の取組を進める必要があります。
- ・地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じ、機動的かつ総合的に実施していくことが大切です。

政策目標

- 国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害物質等の摂取量が許容範囲を超えないよう抑制
- 入出荷の記録・保存を推進することにより食品トレーサビリティを確立
- 家畜・養殖水産物の伝染病や作物病害虫の予防・まん延防止
- 「食事バランスガイド」を参考に食生活をおくっている人の割合向上

<主な内容>

食の安全・消費者の信頼確保対策の総合的な推進

都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施します。

- (1) 国産農畜水産物の安全性の向上
- (2) 食品事故対応等のためのトレーサビリティの普及
- (3) 家畜の伝染性疾病・作物の病害虫の予防・まん延防止
- (4) 地域における食育の推進

〔 交付率：定額（1/3以内、1/2以内、9/10以内、10/10）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等 〕

(都道府県等の自主性・独創性)

都道府県等の裁量の下で事業メニューの選択、事業実施地区の採択、地区別の交付金配分、地方が提案する独自の事業メニューの実施が可能です。

(緊急時への機動的な対応)

高病原性鳥インフルエンザ発生時のまん延防止対策、カンキツグリーンング病菌の緊急防除、プラムポックスウイルスの緊急防除等に活用します。

〔 お問い合わせ先：消費・安全局総務課（03-3591-4830（直）） 〕

消費・安全対策交付金

安全で信頼できる食料の安定供給の確保のための対策という
共通理念に基づき、

↓
地域が自主性・独創性を発揮しつつ、実態に応じた
食の安全確保対策などを機動的・総合的に推進

生産者



生産から消費にわたって
安全で信頼できる食料の安定供給を推進

I 農畜水産物の安全性の向上

- ・安全性向上措置の検証・普及
- ・農薬の適正使用等の総合的な推進
- ・畜産物の安全性の確保
- ・水産物の安全性の確保

II 食品事故等への対応のための トレーサビリティの普及

- ・食品トレーサビリティの取組の普及

III 伝染性疾病・病害虫の発生予防・ まん延防止

- ・家畜衛生の推進
- ・養殖衛生管理体制の整備
- ・病害虫の防除(IPM)の推進
- ・重要病害虫の特別防除等

年度途中の伝染性疾病や重要
病害虫の発生、有害化学物質等
による農畜水産物の汚染等へ
の迅速かつ機動的な対応

IV 地域における日本型食生活等の 普及促進及び教育ファームの取組 の支援



消費者

12 食の情報提供活動促進事業

【19(0) 百万円】

対策のポイント

食品事業者が消費者への食品情報の提供を充実するための取組を促進します。

<背景/課題>

- ・インターネット販売など、消費者が購入時に商品を直接手にして表示を確認することができない販売方法が、食品の購入で一般化してきました。
- ・食品の製造工程が複雑化し流通が広域化する中、消費者は、加工食品の製造工程（どのような原材料がどこでどのように生産・加工されたか）など多様な情報を求めています。
- ・こうした販売方法の変化や消費者ニーズに対応した事業者の情報提供は、ノウハウの不足等から取組が広がっていません。

政策目標

消費者への情報提供に積極的に取り組む食品事業者の増加及びこれに伴う消費者と食品事業者の相互理解の進展

<主な内容>

食の情報提供活動の促進

「食品企業の商品情報の開示のあり方検討会」における消費者への食品情報の提供のあり方についての検討結果を踏まえ、消費者ニーズを踏まえた情報提供方法についてのガイドラインの検討や策定を行います。

具体的には、食品や業態（通信販売事業、食品製造事業等）ごとの食品情報の提供実態、消費者が求める情報等の把握や、利害関係者の意見を取り入れるための検討委員会等を実施します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

（お問い合わせ先：
消費・安全局表示・規格課 （03-6744-2099（直））

13 家畜伝染病予防費

【3, 590(3, 590) 百万円】

対策のポイント

家畜伝染病予防法に基づき、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染病の発生予防及びまん延防止を図ります。

<背景/課題>

- ・近年の世界的な高病原性鳥インフルエンザの発生等を踏まえ、家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染病の防疫体制の強化を図っています。
- ・平成21年2月に愛知県において本病が発生した際にも、的確なまん延防止措置により、早期に清浄化を達成することができました。
- ・しかしながら、近隣諸国を含め、依然として世界各地で本病が発生していることから、渡り鳥を介した本病の再侵入が危惧されています。
- ・また、本病以外にも、口蹄疫、豚コレラ等の国際的に家畜の生産に大きな被害を及ぼしている家畜の伝染病の侵入に備える必要があり、引き続き家畜伝染病予防法及び特定家畜伝染病防疫指針等に即した防疫体制を維持する必要があります。

政策目標

安全な畜産物の安定的な供給に資する主要な家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止

<主な内容>

1. 家畜伝染病予防費負担金 2, 526 (2, 526) 百万円

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

- ①検査等に必要な資材費、薬品費等
- ②家畜伝染病のまん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
- ③移動制限による農場の売上げの減少額等に対する交付等の一部について国が負担します。

〔負担率：10/10, 1/2 (法律補助)
事業実施主体：都道府県〕

2. 患畜処理手当等交付金 1, 064 (1, 064) 百万円

家畜伝染病予防法の規定により、殺処分された家畜の手当金や焼却等に要した費用の一部を家畜等の所有者に交付します。

〔交付率：10/10, 1/2 (法律補助)
交付先：法に基づき殺処分された家畜の所有者〕

〔お問い合わせ先：
消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292 (直))〕

14 動物検疫所及び植物防疫所の検疫事業

【2, 494(2, 482)百万円】

対策のポイント

水際検査を的確に実施し、家畜の伝染性疾病や植物の病害虫の海外からの侵入やまん延を防止し、我が国の農畜産業の振興・食料の安定供給・公衆衛生の向上を図ります。

<背景/課題>

- ・近年の我が国への輸入農畜産物の品目・数量の増加及び輸送手段の多様化、アジア近隣諸国における口蹄疫、鳥インフルエンザ等のまん延により家畜の伝染性疾病や植物の病害虫が国内に侵入するリスクが高まっています。
- ・動植物検疫の充実、強化を図り、家畜の伝染性疾病や植物の病害虫の侵入、まん延を防止することが大切です。

政策目標

- 家畜の伝染性疾病及び植物の病害虫の海外からの侵入・まん延を防止し、我が国の農畜産物の安定供給を確保
- 狂犬病、エボラ出血熱等の動物由来感染症の侵入を防止し、公衆衛生を向上

<主な内容>

1. 動物検疫所の検疫事業 1, 045(1, 008)百万円
輸入動物、畜産物を介した家畜の伝染性疾病の国内への侵入を防止し、我が国の食料の安定供給、畜産業の振興に寄与します。また、狂犬病、エボラ出血熱等の動物由来感染症の侵入を防止し、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ります。
2. 植物防疫所の検疫事業 1, 448(1, 474)百万円
植物病害虫の海外からの侵入や国内でのまん延を防止し、我が国の食料の安定供給、農林業の振興に寄与します。また、オゾン層破壊防止に資するため、臭化メチルに代わるくん蒸剤として有望な薬剤の薬効・薬害試験を行います。

お問い合わせ先：

- 1の事業 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994 (直))
- 2の事業 消費・安全局植物防疫課 (03-3502-5976 (直))

16 強い農業づくり交付金

【14, 385(24, 416) 百万円】

対策のポイント

国産農産物の安定供給のため、生産・経営から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

<背景/課題>

- ・農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化等、我が国農業の危機的状況を打破し、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農産物の安定的供給体制の構築が喫緊の課題。
- ・既存の穀類乾燥貯蔵施設等産地基幹施設については、老朽化が進むとともに利用率が低迷するなど、再編整備等が不可欠な状況。
- ・これらの課題の解決に向けた取組の推進に必要な共同利用施設の整備等を支援。

政策目標

- 指定野菜の加工向け出荷数量88.6万トン（平成24年度）
- 大豆60kg当たり生産コストを3割程度低減（平成27年度）
- 認定農業者を新たに400経営体育成（平成26年度）
- 中央卸売市場（青果・水産）の低温卸売場2割以上（平成27年度）

<主な内容>

1. 食料供給力の強化と生産の持続性の確保

産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設整備や小規模土地基盤整備等を支援します。

2. 地域農業構造の確立と新規就農者の育成・確保

経営規模の零細な地域等における効率的かつ安定的な経営の育成に必要な農業用施設等の整備を支援します。

また、道府県農業大学校等での研修教育や職業訓練の推進に要する施設の整備、研修カリキュラムの策定等の取組を支援します。

3. 安全で効率的な流通システムの確立

中央卸売市場における低温卸売場などの施設の整備や、卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合等による市場活性化のための施設の整備等を支援します。

（ 交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、青年農業者等育成センター、NPO法人等 ）

（ お問い合わせ先： 1の事業：生産局総務課 （03-3502-5945（直））
2の事業：経営局構造改善課 （03-3502-6444（直））
経営局人材育成課 （03-6744-2160（直））
3の事業：総合食料局流通課 （03-3502-8236（直）） ）

17 産地収益力向上支援事業

【3, 813(0)百万円】

対策のポイント

産地自らが、収益力向上のためプログラムを策定し、その実現に向け実施する生産・流通・加工分野での取組等を支援します。

<背景/課題>

- ・近年の農産物価格の低迷等により供給力の持続性が減退している産地が増大。
- ・産地における収益力を向上させ、消費者・実需者に対し国産農産物を安定的に供給するためには、農業生産のみならず流通・加工分野での取組を促進するなど、産地自ら策定する収益力向上プログラムの実現に向けた意欲的な取組を支援する必要。

政策目標

事業実施産地の農業産出額を5%以上増加（平成27年度）

<主な内容>

1. 産地の収益力向上への取組に対する支援

- ① 産地において、農業者団体のみならず、市町村、普及指導員等産地内外の農業関係者が結集した協議会により策定する産地収益力向上プログラムに基づき、販売企画力、生産技術力、人材育成力の強化を図る取組に対し総合的に支援します。
- ② ①に加え、国が推奨する先進的総合生産工程管理や高度環境制御施設など、高度技術を導入する革新的な取組、訪花昆虫等の持続的確保に向けた取組、直売所の機能強化等の地産地消の取組に対して支援します。
- ③ 産地の取組成果を最大限発揮させるため、普及指導員等を中核として外部専門家から構成される産地経営支援チームによるサポート活動等を支援します。

産地収益力向上支援事業（ソフト） 1, 629(0)百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：産地収益力向上協議会、民間団体

2. 産地の収益力向上に必要な施設整備に対する支援

上記1.の事業における採択地区が、産地収益力向上プログラムの実現のために必要とする施設の整備・再編に対し、産地の実情を把握している市町村を通じて交付金を交付し、支援します。

強い農業づくり交付金（市町村型） 2, 184(0)百万円
交付率：市町村への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の定額、1/2以内等）
事業実施主体：市町村、農業者の組織する団体、民間団体

（関連措置）

3. 農業用機械等のリース経費

産地収益力向上協議会が策定した産地収益力向上プログラムに基づく取組に必要な農業機械等のリース導入を支援します。

農畜産業機械等リース支援事業 2, 742(0)百万円の内数
補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）
事業実施主体：産地収益力向上協議会

（お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室（03-3502-5945（直）））

産地収益力向上支援事業

○産地収益力の向上を図り、供給力の持続性を回復するため、産地収益力向上プログラムに基づき、販売企画力、生産技術力、人材育成力を強化する取り組みを総合的に支援する。

プロジェクトの特徴 ○品目にとらわれない産地全体の支援 ○普及員等を中核にしたサポート体制 ○国直接採択事業をベースに強い農業づくり交付金の組合せ

産地における(販売価格×販売量×コスト)を最大化するために、

- ①量販店との契約取引やネット直販で取引価格・数量を有利にできる**販売企画力**
- ②需要を起点とし、求められる品質・数量を確保できる**生産技術力**
- ③高齢者に適した作付や新規参入を円滑にできる**人材育成力**

の強化が必要。

産地収益力向上協議会

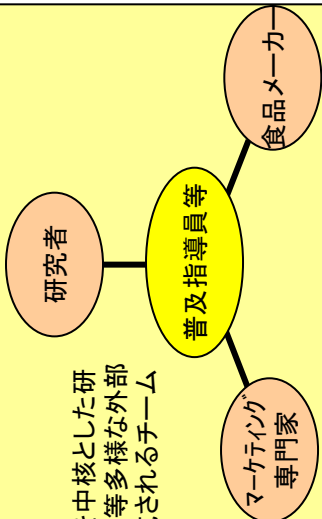
〔 農業者団体十市町村、普及指導員等、外部専門家 等〕

3年間の産地収益力向上プログラムを策定

具現化のための総合支援
[成果目標]総産出額の増大

産地経営支援チーム(定額)

普及指導員等を中核とした研究者、民間企業等多様な外部専門家から構成されるチーム



全国団体(定額)

- 産地経営支援チーム活動の円滑化・高度化のための農業所得増大事例の収集・提供
- 先進的総合生産工程管理、RT技術実用化支援など
- 有機農産物マッチングフェアなど

有機農業推進

ソフト支援(定額)
×3年継続(国直接採択事業)

有機農業の推進に向けた取組
・販売企画力強化
・生産技術力強化
・人材育成力強化

運動した施設整備支援

有機農業に係るハード支援(定額補助)×1年(強い農業づくり交付金のうち市町村型)

一般地区推進

ソフト支援(1/2)×3年継続(国直接採択事業)

販売企画力強化
・栄養成分分析
・加工品試作
・実需者交流

生産技術力強化
・新品種導入
・新技術実証
・農機改良

人材育成力強化
・税理・財務研修
・小売・宣伝研修
・産地内技術伝承

農業用機械・園芸用施設のリース導入
(農畜産業機械等リース支援事業に計上)

運動した施設整備支援

ハード支援(事業実施主体への補助率:1/2以内等)×1年(強い農業づくり交付金のうち市町村型)

- 1 産地基幹施設の再編整備・機能強化
- 2 産地機能強化施設(分析施設、被害防止施設等) などの整備

※産地基幹施設=集出荷貯蔵施設、加工処理施設など産地機能を発揮させるために必要な施設

追加的な支援措置

(国直接採択事業)

1. 先進的総合生産工程管理体制構築

- ・調査検討(1/2)
- ・導入効果検証(定額)
- ・工程管理施設・条件整備(1/2)

2. 産地消の推進(1/2)

- ・周年・多品目供給体制の構築
- ・直売所の機能強化、ネットワーク化 など

3. 高度技術導入(定額)

- ・不耕起乾田直播等栽培技術
- ・大豆300A技術
- ・ばれいしょソイルコンディショニング栽培
- ・夏季高温抑制技術、生育診断ロボット など

4. 花粉交配用昆虫等国内供給力強化(定額)

- ・蜜源樹木確保
- ・訪花昆虫利用技術実証 など

18 農畜産業機械等リース支援事業

【2, 742(0) 百万円】

対策のポイント

産地収益力の向上、経営体の育成、畜産業の新規就農等に必要な農業機械等をリース方式で導入する場合の負担を軽減します。

<背景/課題>

- ・産地収益力の向上、経営体の育成及び新規就農の促進等の取組を推進するためには、生産コストの低減や生産方式の合理化、農業経営の効率化等を図ることが重要。
- ・リース方式は、購入する場合に比べ、資金運用の効率化、費用負担の平準化、物件の陳腐化の回避、事務負担の軽減等のメリットがあることから、リース方式での農業機械等の導入を促進することが必要。

政策目標

- 事業実施産地の農業産出額を5%以上増加
- 農業機械等の共同利用に取り組む受益農家約2,100戸/年
- 効率的・安定的な農業経営：酪農約2万戸、肉用牛約1万戸

<主な内容>

1. 産地収益力向上型

産地の収益力を向上させるため、産地収益力向上協議会が策定した産地収益力向上プログラムに基づく取組に必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

（補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）
事業実施主体：産地収益力向上協議会）

2. 経営体育成型

意欲ある農業者の経営改善・発展を計画的に促進するために必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

（補助率：定額（リース料の1/2、3/10以内）
事業実施主体：民間団体）

3. 畜産新規就農等支援型

畜産部門の経営継承等を促進するため、新規就農者等が必要とする農業機械等のリース導入を支援します。

（補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）
事業実施主体：民間団体、農業者団体等）

お問い合わせ先：

- 1の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945 (直))
2の事業 経営局経営政策課 (03-6744-2144 (直))
3の事業 生産局畜産企画課 (03-3501-1083 (直))

19 鳥獣被害防止総合対策交付金

【2, 278 (2, 800) 百万円】

対策のポイント

鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・野生鳥獣の生息分布域が全国的に拡大しています。
- ・有害鳥獣の捕獲数が、10年前と比較してイノシシは4.5倍、ニホンジカは2.2倍、ニホンザルは1.6倍、カワウは4.0倍に増加しています。
- ・しかしながら、農作物被害金額は約200億円で高止まり、森林被害面積は5千～7千haで推移しているほか、トド等による漁業被害が毎年10億円以上発生しています。
- ・野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退をもたらすなど、農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えており、地域全体で被害防止対策に取り組むための体制を早急に整備することが重要です。

政策目標

野生鳥獣による農作物等被害の軽減

<主な内容>

地方の自主性・裁量性を高めるため、都道府県への「交付金」とする見直しを行い、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援します。

1 地域における被害防止活動への支援

(1) ソフト対策

- ① 捕獲の担い手育成のための狩猟免許講習会
- ② 安全で効果的な捕獲に役立つ箱わななど、捕獲機材の導入
- ③ 犬を活用した追い払い等被害防除技術の導入・実証
- ④ 牛の放牧や藪の刈り払い等による鳥獣の出没を抑制する緩衝帯の整備
- ⑤ 鳥獣を呼び寄せる原因となる放任果樹等の除去 等

(2) ハード対策

- ① 地域が一体となった侵入防止柵等の整備
- ② 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設等の整備

〔補助率：定額、1／2以内等〕
〔事業実施主体：地域協議会等〕

2 人材の育成等

- ① 被害対策や捕獲鳥獣の活用等を指導する人材育成研修
- ② 捕獲鳥獣の食肉利用のためのマニュアル作成

〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体〕

[お問い合わせ先：生産局農業生産支援課 (03-3591-4958(直))]

鳥獣被害防止総合対策交付金

2,278(2,800)百万円

○地方の自主性・裁量性を高めるため、都道府県への「交付金」とする見直しを行い、鳥獣被害防止特措法による市町村の被害防止計画に基づく取組等をソフト・ハード両面から総合的に支援

I 地域における被害防止活動への支援

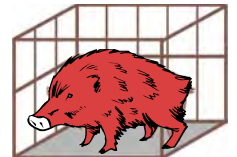
1 ソフト対策

【事業内容】

- 捕獲の担い手育成のための狩猟免許講習会
- 安全で効果的な箱わな等、捕獲機材の導入
- 犬(モンキードッグ)等を活用した追い払い
- 鳥獣の生息状況調査
- 捕獲技術や被害防除の研修
- 被害防除技術の実証
- 牛の放牧や藪の刈り払い等による鳥獣の出没を抑制する緩衝帯の整備
- 鳥獣を呼び寄せる原因となる放任果樹等の除去 等



狩猟免許講習会



捕獲機材の導入



モンキードッグ

【事業実施主体】 地域協議会

【補助率】

定額(市町村当たり200万円以内)

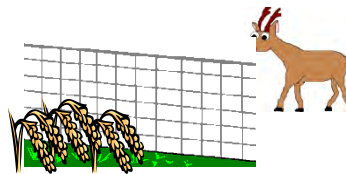


緩衝帯の整備

2 ハード対策

【事業の内容】

- 侵入防止柵等の被害防止施設の整備
- 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設等の整備



侵入防止柵の整備



処理加工施設の整備

【事業実施主体】 地域協議会、地方公共団体等

【補助率】1/2以内(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内)



II 人材の育成等

【事業内容】

- 被害対策や捕獲鳥獣の活用等を指導する人材の育成のための研修
- 捕獲鳥獣の食肉利用のためのマニュアル作成

【事業実施主体】 民間団体

【補助率】 定額



人材育成のための研修

20 野菜価格安定対策事業

【9,060(9,363)百万円】

対策のポイント

野菜指定産地・価格安定制度について、加工・業務用野菜などに配慮し、対策を充実・強化します。

<背景/課題>

- ・加工・業務用の国産ニーズが高い一方、国内産地が需要に十分対応できていないことから、加工・業務用での輸入野菜使用の割合が増加しています(26%(H12)→32%(H17))。
- ・重量野菜から軽量・軟弱野菜等にニーズが変化している中で、産地の迅速な対応が求められています。

政策目標

生産及び出荷の安定を図ることにより市場入荷量の変動を抑制
変動係数「1.8% (現状) →1.6% (27年)」

<主な内容>

1. 野菜価格安定・需給安定対策の的確かつ円滑な実施

野菜の価格が著しく低落した場合の生産者補給金の交付等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、生産・出荷の安定と消費者への野菜の安定供給を図ります。

2. 指定産地・価格安定制度の充実

(1) 加工・業務用野菜の安定供給に向けた支援

従来は、指定産地の出荷団体が行う契約取引を対象としていた契約野菜安定供給事業について、新たに、複数の産地と連携して、産地リレー方式により実需者に周年的に供給する出荷者も対象とすることとします。

(2) 品目転換の円滑化

指定産地が品目転換についての計画を作成し、他の指定野菜への転換を図る場合、指定産地の面積要件にかかわらず、一定期間、両品目をともに指定野菜価格安定対策事業の対象とします。

補助率：65/100、60/100、50/100、定額
事業実施主体：(独) 農畜産業振興機構

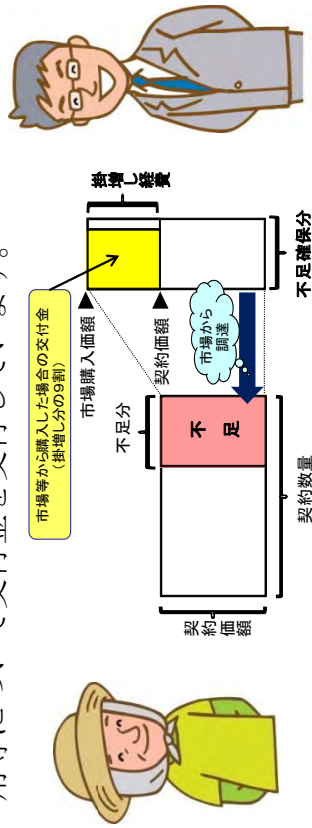
[お問い合わせ先：生産局生産流通振興課(03-3502-5961(直))]

野菜指定産地・価格安定制度の充実について【野菜価格安定対策事業 9,060百万円】

野菜指定産地・価格安定制度について、加工・業務用野菜などに配慮し、対策を充実・強化します。

加工・業務用野菜の安定供給に向けた支援

契約野菜安定供給事業では、出荷団体が外食・加工業者や量販店、中間事業者（納入業者）などの契約取引を行う際のリスクを軽減するため、数量不足時の確保費用等について交付金を交付しています。



【拡充内容】

これまで指定産地の出荷団体のみを対象としていましたが、新たに、**複数の産地と連携して、産地リレー方式により実需者に周年的に供給する出荷者に対し、**支援します。

事業実施主体	現行	対象の拡大
指定産地内の登録出荷団体（農業者団体等） 登録生産者（農業生産法人等）	複数産地が連携して加工・業務用の契約取引を行う生産者（ 指定産地外も可。 供給量要件有り。）で 計画を提出・認定された者	

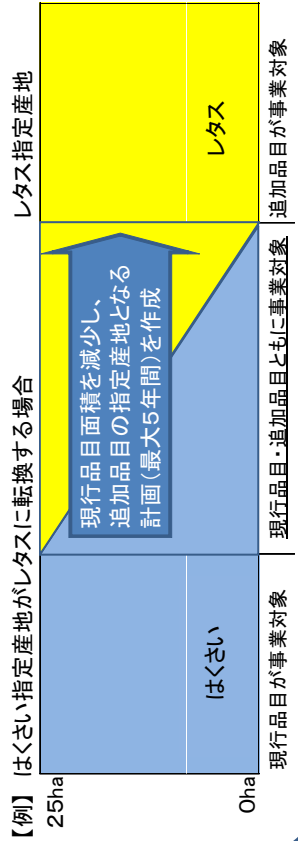
品目転換の円滑化

- 野菜生産について、産地を単位として計画的かつ安定的な供給、需給調整などに取り組むことにしています。
- このため、指定野菜（14品目）の品目ごとに、全国で964（H21.5現在）の野菜指定産地を大臣指定し、指定野菜価格安定対策事業の対象としています。

区分	指定野菜（14品目）の種類	面積
葉茎菜類	キャベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ぼれいしょ、ほうれんそう、レタス	ヘクタール 25
果菜類	夏秋もの きゅうり、トマト	15
	冬春もの なす、ピーマン	10

【拡充内容】

指定産地が計画を作成して、他の指定野菜への品目転換に取り組む場合、**一定期間、両品目ともに指定野菜価格安定対策事業の対象**とします。



21 国内産糖・いもでん粉産地緊急構造改革支援事業

【1,090(1,097)百万円】

対策のポイント

さとうきびやでん粉原料用かんしょの生産の安定化を図るため、さとうきびの機械化一貫体系の整備やかんしょでん粉工場の衛生高度化等を支援します。

<背景/課題>

- ・さとうきび及びでん粉原料用かんしょは、沖縄・南九州地方の畑作農業を支える基幹作物であり、国内産糖・いもでん粉製造業と合わせ、地域の産業・経済を支える重要な役割を果たしています。
- ・しかしながら、最近、農業者の高齢化等により生産力が低下しており、地域農業及び関連製造業者の構造改革が急務となっています。

政策目標

- 肥料等の生産資材の上昇が続く中、さとうきびの生産コストを20年度の水準に維持
- 国内産いもでん粉の販路を拡大し、市場評価の高い用途への販売を1割増加

<主な内容>

1. さとうきび安定生産確立対策事業

さとうきび産地において、効率的かつ持続的なさとうきびの生産体制を確立するため、ハーベスタ等の導入による機械化一貫体系の整備等を支援します。

さとうきび安定生産確立対策事業 300(0)百万円
補助率：6/10以内
事業実施主体：民間団体

2. 国内産糖・いもでん粉供給円滑化事業

かんしょでん粉の加工食品用等への販路拡大やいもでん粉工場周辺環境の保全と製造コストの削減を図るため、製造工程・乾燥工程等における衛生面の強化や排水貯留設備の能力増強等に資する施設の整備を支援します。

国内産糖・いもでん粉供給円滑化事業 790(1,097)百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：農業者団体、事業協同組合

お問い合わせ先：
生産局生産流通振興課 (03-3501-3814 (直))

国内産糖・いもでん粉産地緊急構造改革支援事業

課題

- さとうきびは台風・干ばつの常襲地帯である沖縄・鹿児島島の島しょ部における基幹作物
- 農家の7割以上がさとうきび栽培に従事
- 普通畑の5割以上でさとうきびを栽培

しかし・・・

零細規模の農家が多数を占め、高齢化と相まって生産構造が脆弱化

収穫面積が徐々に減少
 H元年度 → 3.4万ha
 H15年度 → 2.4万ha
 H20年度 → 2.2万ha

担い手と高齢者等が共同して効率的かつ持続的な生産体制を再構築することが必要！

南九州地方の基幹作物であるかんしょの安定生産には、車の両輪であるでん粉工場の経営安定が必要不可欠

しかし・・・

製造ラインの衛生管理が不十分なため、かんしょでん粉の販路が限定

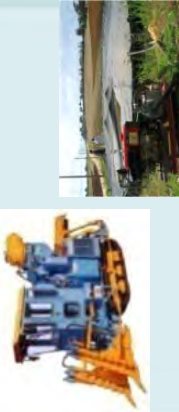
国内産かんしょでん粉の生産量が減少
 (H10年度9.3万トン → H20年度4.5万トン)

実需者ニーズに対応した高品質でん粉の生産が必要！

対策の内容

機械化一貫体系の確立による軽労化・低コスト化や気象災害に強い生産基盤の整備による単収の安定化を支援

- ・ 小型ハーベスタの導入
- ・ 点滴かんがい設備の設置 等



でん粉工場の衛生高度化による、でん粉の高付加価値化・低コスト化を支援

- ・ 高速遠心分離機の導入
- ・ 同時乾燥施設の整備 等



事業実施後

新たな生産体制

現状



将来



担い手の作業能力が向上！
 重労働は担い手に委託でき生産性が向上

さとうきびの安定的な生産体制を確立



国産かんしょでん粉の新たな販路確保

現状

価格の低い
 糖化製品



販売先

将来

高価格な
 菓子・食品用



春雨

市場評価の高いでん粉の製造！
 糖化用から菓子・食品用に販路拡大

国内産いもでん粉の生産安定化

22 生産環境総合対策

【生産環境総合対策事業 1, 449 (3, 619) 百万円】

【産地収益力向上支援事業（ソフト） 1, 629 (0) 百万円の内数】

ほか

対策のポイント

農業分野の地球温暖化対策のための施設園芸用省エネ設備の導入や全国農地土壌炭素調査等の実施、有機農業の振興等を支援します。

<背景／課題>

- ・我が国の温室効果ガスの排出量は引き続き増加傾向にあり、農業分野においても地球温暖化防止等に資する取組の強化が求められています。
- ・有機農業への参入者は増加しつつありますが、有機JAS認定農産物の割合は0.18%と低迷しており、販路確保等の面で取組の強化が求められています。

政策目標

- 農業分野における温室効果ガスを24年度までに53.8万CO₂トン削減（京都議定書目標達成計画）
- 有機JAS認定農産物の生産量を26年度までに5割増加 等

<主な内容>

1. 農業生産における地球温暖化対策の推進

施設園芸用省エネ設備の導入や全国農地土壌炭素調査等の地球温暖化防止の取組、専門家からなるサポートチームによる産地診断に基づく助言・指導等の地球温暖化適応の取組を支援します。

2. 有機農業の振興

有機農業推進に向けた産地の販売企画力、生産技術力強化の取組、販路拡大のためのマッチングフェアの開催、栽培技術の体系化の取組等を支援します。

3. 環境と調和した持続的な農業生産の拡大

合理的な施肥体系への転換や輸入肥料原料の安定確保に向けた取組を推進するとともに、全国の農作物中のカドミウム濃度の実態把握等を行います。

生産環境総合対策事業	1, 449 (3, 619) 百万円
	補助率：定額、1/2以内
	事業実施主体：農業者グループ、農業者団体、民間団体等
ほか 消費・安全対策交付金	2, 686 (2, 314) 百万円の内数
強い農業づくり交付金（都道府県型）	14, 385 (24, 416) 百万円の内数
強い農業づくり交付金（市町村型）	2, 184 (0) 百万円の内数
産地収益力向上支援事業（ソフト）	1, 629 (0) 百万円の内数

（お問い合わせ先：生産局農業環境対策課（03-3502-5951（直）））

生産環境総合対策

- 農業分野の地球温暖化対策のための施設園芸用省エネ設備の導入や全国農地土壌炭素調査等の実施、有機農業の振興等を支援します。
- | | | |
|-------------------|-------------------|----|
| 【生産環境総合対策事業 | 1,449 (3,619)百万円】 | |
| 【産地収益力向上支援事業(ソフト) | 1,629 (0)百万円の内数】 | ほか |

農業生産における地球温暖化対策の推進

I 農業生産分野における温室効果ガス排出量削減に資する取組の強化

- ・地球温暖化防止のための全国農地土壌炭素調査等を実施
- ・ヒートポンプなどの施設園芸用省エネルギー設備の導入を支援



ヒートポンプの導入

II 地球温暖化適応策

- ・農作物の高温障害等を回避するため、細霧冷房施設の整備や専門家からなるサポートチームによる産地診断に基づく助言・指導等を実施

【生産環境総合対策事業	1,449百万円の内数】
【強い農業づくり交付金（都道府県型）	14,385百万円の内数】

有機農業の振興

I 全国段階での有機農業普及・参入促進支援

- ・有機農業への参入を促進するための相談活動、交流活動や研修受入先等の情報整備・提供の取組を支援
- ・全国の有機農業の実態把握や栽培技術の体系化を推進



有機農業技術講習会

II 有機農業に取り組み産地の収益力向上対策

- ・有機農業推進に向けた産地の販売企画力、生産技術力強化等の取組を支援
- ・有機農産物の販路拡大のためのマッチングフェアの開催を支援



量販店での販売活動

III 有機農業推進に必要な施設の整備

- ・有機農業に必要な技術の習得、種苗の供給、土壌診断を行うために必要となる有機農業技術支援センターの整備を支援



有機農業技術支援センターの整備

【生産環境総合対策事業	1,449百万円の内数】
【産地収益力向上支援事業（ソフト）	1,629百万円の内数】
【強い農業づくり交付金（市町村型）	2,184百万円の内数】

環境と調和した持続的な農業生産の拡大

I 合理的な施肥体系への転換

- ・県段階における減肥基準策定や指導体制の強化など、合理的な施肥体系への転換に向けた取組を支援
- ・海外の肥料原料の安定確保に向けた実態調査等を実施



土壌診断に基づく施肥指導

II 土壌環境の復元

- ・全国の農作物中のカドミウム濃度の実態把握や植物浄化技術の確立など、土壌環境の復元に向けた取組を実施



浄化植物(水稻) 品種:長香穀

【生産環境総合対策事業	1,449百万円の内数】
【消費・安全対策交付金	2,686百万円の内数】
【強い農業づくり交付金（都道府県型）	14,385百万円の内数】

23 飼料増産総合対策事業

【4, 239(3, 259) 百万円】

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、飼料をめぐる新たな国際環境に対応できる力強い畜産経営を確立します。

<背景/課題>

- ・畜産物の生産コストに占める飼料費の割合は、酪農において約4割となっており、飼料価格の高騰は、畜産経営に大きく影響。
- ・牛等の反芻動物にとって必須の飼料である粗飼料については、飼料作物の作付面積を110万haに拡大する目標を設定。
- ・水田での稲発酵粗飼料の生産は平成15年の5,214haから平成20年には8,931haに拡大。一方で適切な栽培や収穫・調製による品質改善が課題。
- ・飼料生産の担い手のコントラクターは平成15年の317組織から平成19年の479組織に拡大。しかし、なお受託面積は飼料生産の1割程度で、任意組織が6割を占める状況。

政策目標

飼料自給率の向上

24% (平成15年度) → 35% (平成27年度)

<主な内容>

1. 粗飼料の生産拡大 3, 751 (2, 346) 百万円
 - (1) 高品質・高収量な稲発酵粗飼料の生産・利活用(1万円/10a)や、コントラクター等飼料生産組織の経営高度化を支援します。
また、粗飼料の効果的・安定的な供給体制を強化し、広域流通拠点の整備を支援します。
 - (2) 地域に適合した牧草等の優良品種の導入や土壌分析に基づく草地の改良により、生産性の低下した草地を高位生産性草地等へ転換する取組を支援します。
 - (3) 飼料用米の円滑な生産拡大及び畜産物の安全確保を図るため、粳米等作物中への農薬残留試験及びこれらを給与した畜産物中の残留試験の取組を支援します。
 - (4) 奨励品種の選定・普及、飼料作物種子の安定供給や飼料生産・放牧に関する技術の向上の取組及び飼料増産に向けた推進活動を支援します。
2. エコフィードの生産拡大と利用の促進 488 (913) 百万円
 - (1) 新たに、食品関連事業者と畜産農家等とのマッチングのための情報整備、エコフィードを給与して生産された畜産物の認証制度の検討等に対して支援します。
また、引き続き、配合飼料メーカーと食品残さ飼料化業者が連携しエコフィードの生産・利用を拡大させる取組に対し支援します。
 - (2) 地域の畜産農家等が共同で利用するTMRセンター等において、地域で発生する食品残さ等(豆腐粕、農場残さ等)の収集や飼料作物(青刈りとうもろこし、牧草等)の生産により、地域内の資源を原料とする混合飼料を製造する取組に対し支援します。

(補助率: 定額、1/3、1/2)
事業実施主体: 民間団体)

(お問い合わせ先: 生産局畜産振興課(03-3502-5993(直)))

飼料増産総合対策事業

○ 稲醗酵粗飼料の生産利用の推進

- ・ 高収量・高品質な稲発酵粗飼料の生産・利用を推進(1万円/10a)

【国産粗飼料増産対策事業 2,399百万円】



稲WCSは水田で作りやすく
家畜の嗜好性も良好

○ 高位生産性草地への転換

- ・ 生産性の低下した草地の高位生産草地への転換
(補助率1/3以内、上限10万円/ha)

【草地生産性向上対策事業 824百万円】



草地改良により
収量は3割向上

○ コントラクター（飼料生産受託組織）の育成

- ・ 面積拡大、法人化等を行うコントラクター等に対する機械・施設の導入を支援(補助率1/2以内)

【国産粗飼料増産対策事業 2,399百万円】



コントラクターは年々拡大し、
現在は飼料生産の1割を担う

○ エコフイード等未利用資源の利用推進

- ① 食品残さの利用拡大の取組を助成(利用拡大量に応じた助成等)
- ② エコフイードを給与した畜産物の認証制度の構築を支援、食品産業と畜産業のマッチング支援

【①②:エコフイード緊急増産対策事業

330百万円】

【①:地域資源活用型エコフイード増産推進事業
158百万円】

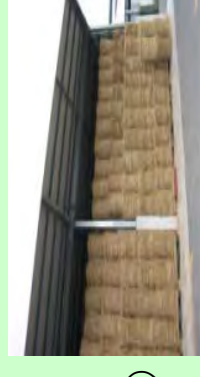


食品産業から排出される
年間1100万トンの食品残さ
の飼料化を推進

○ 粗飼料の広域流通の推進

- ・ 粗飼料の広域流通拠点を育成するため
に必要な機械・施設の導入を支援
(補助率1/2以内)
- ・ 広域流通を推進するための調査検討を
実施
(定額補助)

【国産粗飼料増産対策事業 2,399百万円】



遠方の畜産農家にも効果的・
安定的に供給可能な流通拠点

○ 飼料用米の農薬使用に係る安全性確保や飼料生産技術の向上に向けた取組

- ① 飼料用米の病害虫防除に必要な農薬の適正使用を可能とするため、
飼料用米の農薬残留試験等の取組を支援。(定額補助)
- ② 奨励品種の選定・普及、飼料作物種子の安定供給や飼料生産・放牧
に関する技術の向上、飼料増産に向けた推進活動を支援。(定額補助)

【①飼料用米農薬安全確保事業 441百万円】

【②飼料増産対策強化推進事業 88百万円】

国産飼料に立脚した畜産の確立

24 加工原料乳生産者補給金交付等事業

【14, 170 (15, 777) 百万円】

対策のポイント

取引条件が不利な加工原料乳を対象とした生産者補給金の交付、加工原料乳価格が低落した場合の補てん等を行います。

<背景／課題>

- ・バター・脱脂粉乳等向け生乳（加工原料乳）は、価格がコストを下回っていることから、生乳の再生産を確保するための支援や、価格低落時の補てん等の支援により、酪農家の経営安定を図ることが必要。
- ・併せて、生乳需給の安定のための需要に応じた生産の推進が必要。

政策目標

生乳の再生産の確保と需給の安定による酪農経営の安定

<主な内容>

1. 加工原料乳を対象とする生産者補給金の交付

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳地域の生乳の再生産を確保するため、加工原料乳向けの生乳に対して補給金を交付します。

（補給金単価：11.85円/kg、対象数量：1,950千トン（21年度））

指定生乳生産者団体補給交付金：14,119 (15,718) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：独立行政法人農畜産業振興機構

2. 加工原料乳価格が低落した場合の補てんへの助成

加工原料乳価格が低落した場合に酪農家の経営安定を図るための補てんに助成します。

加工原料乳生産者経営安定対策事業：22 (22) 百万円

補助率：定額、3/4以内、1/2以内

事業実施主体：指定生乳生産者団体等

3. 需要に応じた生乳生産の推進等

新たな生乳需給の安定化手法の開発及び効率的な生乳検査体制の構築等に向けた取組を支援します。

生乳流通対策推進事業：29 (37) 百万円

補助率：1/2以内

事業実施主体：民間団体

（お問い合わせ先：生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987 (直))

25 国産チーズ供給拡大・高付加価値化対策事業

【2,914(0)百万円】

対策のポイント

国産チーズ向け生乳の供給を拡大するとともに、特色ある国産ナチュラルチーズの製造技術向上に必要な人材の育成及び機材整備を支援します。

<背景/課題>

- ・ 飲用牛乳や乳製品（バター・脱脂粉乳等）の消費が減少傾向にある中、生乳の安定した需要先を確保するとともに、消費者ニーズを的確に捉えた国産乳製品の供給に努め、自給率を向上させていくことが重要。
- ・ このためには、チーズ向け生乳の供給拡大により、国内消費量の約8割を占める輸入チーズを可能な限り国産に置き換えていくための取組を着実に進めていくとともに、付加価値の高い国産ナチュラルチーズの生産体制の整備を行うことが必要。

政策目標

国産チーズ向け生乳の生産量
31万トン（15年度）→86万トン（27年度）

<主な内容>

1. 国産チーズの供給拡大

チーズ向け生乳の供給量が過去3年間の平均供給量よりも拡大した場合に、その拡大数量に応じて奨励金を交付します。

国産チーズ供給拡大対策事業：2,818(0)百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：指定生乳生産者団体

2. 国産ナチュラルチーズの高付加価値化の推進

国産ナチュラルチーズの製品開発、指導者養成研修、製造技術向上に必要な器具機材の整備等を行うことにより、地域の特色あるチーズづくりに向けた取組を支援します。

国産チーズ高付加価値化対策事業：96(0)百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体、生産者等が構成する組織

（お問い合わせ先：生産局牛乳乳製品課（03-3502-5987（直））

26 スーパーL資金等の金利負担軽減措置

【11, 201(0)百万円の内数】

対策のポイント

認定農業者が借り入れるスーパーL資金等の金利負担軽減措置を実施し、意欲ある農業者の育成・確保を金融面から強力に支援します。

<背景/課題>

米国に端を発する金融危機、経済危機の影響を受け、農業者の経営は非常に厳しい状況にあります。このような中、食料の安定供給を図るためには、農作物の生産拡大に意欲的に取り組む農業者の経営を支えることが重要です。

政策目標

農業者等の資金調達を支援するための金融の適切な運用

<主な内容>

平成22年度において認定農業者が借り入れるスーパーL資金及び農業近代化資金について、資金繰りに余裕がない貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

認定農業者

2. 借入条件等

(1) 対象資金

スーパーL資金（ただし、安定化長期資金、円滑化貸付を除く）

農業近代化資金

※ それぞれ国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残事業部分に充てるために融通される資金は対象外

(2) 借入限度額

スーパーL資金 個人： 1億円 法人： 3億円

農業近代化資金 個人：1,800万円 法人：3,600万円

※ それぞれ500万円以下の融資は対象外

(3) 償還期限

スーパーL資金 25年以内（うち据置期間10年以内）

農業近代化資金 15年以内（うち据置期間7年以内）

(4) 融資枠

1,500億円

(5) 金利負担軽減幅

最大2%の引下げ（国と地方公共団体の利子助成により実質無利子化）

(6) 利子助成期間

貸付当初5年間

3. 事業実施主体

民間団体

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）、農協、信用農協連合会、銀行、信用金庫、信用協同組合

【お問い合わせ先： 経営局金融調整課（03-6744-2165（直））】

27 農業改良資金関係事業

【91(0)百万円】

対策のポイント

農業経営の改善に向けたチャレンジを支援する農業改良資金について、農業者が円滑に資金調達ができるよう、貸付プロセス等の改善を図ります。

<背景/課題>

・ 農業者の六次産業化を始めとする経営改善への取組が重要になっている中、無利子の農業改良資金の貸付プロセスの改善を図ることにより、農業者が必要とする資金を円滑に調達できるようにしていくことが重要です。

政策目標

主業農家の経営改善を支援するための資金の円滑な貸付け

<主な内容>

1. 農業者の新たなチャレンジに必要な資金（農業改良資金）の貸付け

生産・加工・販売分野でチャレンジ性に富む新たな取組等に必要な資金を無利子で貸し付ける農業改良資金について、農業者が一層借り入れしやすくなるよう、貸付主体を都道府県から(株)日本政策金融公庫等に移管するなど貸付プロセスを改善します。

なお、制度の運営に当たっては、国の資金の有効活用を図る観点から、特別会計からの原資貸付方式から、一般会計からの利子補給により無利子資金とする方式に変更します。

制度の概要

- (1) 貸付対象者：認定農業者、主業農家等
- (2) 資金用途：施設資金等
- (3) 貸付限度額：個人18百万円 法人等50百万円
- (4) 貸付利率：無利子
- (5) 償還期限：原則10年以内(据置3年以内)
- (6) 融資枠：100億円※沖縄振興開発金融公庫分を含む

農業改良資金利子補給金：78(0)百万円

補助率：定額

貸付主体：(株)日本政策金融公庫

2. 農業改良資金制度の円滑な運営の実施

農業者等に貸出した貸付金の償還状況等に関するデータの調査・分析を行うとともに、資金の利用促進を図るため、農業改良資金制度の改善に係る周知のための取組等を実施します。

農業改良資金制度移行円滑化推進委託費(特会)：13(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：経営局人材育成課(03-3591-5831(直))]

28 農業信用補完強化事業交付金

【1,089(770)百万円】

対策のポイント

- 経営意欲のある農業者の資金繰り支援のため、運転資金について、無担保無保証人の700億円特別保証枠を設定します。
- 融資保険の対象金融機関に銀行及び信用金庫を追加することにより、大口資金需要者である農業法人等の資金調達チャネルを多様化します。

<背景/課題>

農業経営を取り巻く環境が厳しさを増す中、信用力の弱い農業者が資金調達をする際、担保となる物件がない肥料代等の運転資金の借入に困難を来す場合が増加しています。

また、融資保険制度は、都道府県段階の農業信用基金協会による保証保険では対応することが困難な大口融資案件について(独)農林漁業信用基金に直接保険に付すことにより、保証保険制度を補完する制度ですが、現在、対象金融機関は、農林中央金庫、信農連等に限定されています。

政策目標

農業者等の資金調達を支援するための金融の適切な運用

<主な内容>

1. 農業経営資金繰り円滑化特別保証事業

農業経営の資金繰り円滑化のため、運転資金について、700億円の無担保無保証人の特別保証枠を設定します。これにより、農業者が民間金融機関から農業経営に必要な運転資金の融通を受けやすくなる環境を整備します。

農業経営資金繰り円滑化特別保証事業 230(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県農業信用基金協会

2. 融資保険の充実

農業法人などの一般市中金融機関からの資金調達をより円滑化するため、融資保険の対象金融機関を銀行・信用金庫にも拡大します。これにより農業法人が一般市中金融機関から農業経営に必要な資金の融通を受けやすくなる環境を整備します。

融資保険基盤強化事業交付金 89(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：(独)農林漁業信用基金

3. 保証保険基盤の強化

(独)農林漁業信用基金に対して、農業信用保険引受に係る財務基盤を強化するための交付金を交付することにより、農業者が必要とする資金の円滑な融通を支援します。

農業信用保証保険基盤安定事業交付金 770(770)百万円
補助率：定額
事業実施主体：(独)農林漁業信用基金

〔お問い合わせ先：経営局金融調整課(03-6744-2171(直))〕

29 経営体育成交付金

【8,145(0)百万円】

対策のポイント

経営体育成のために必要な農業用機械施設等の整備に関する各種ハード事業を整理・統合し、使い勝手の良い支援スキームとして再構築します。

<背景／課題>

- 多様な農業経営体を育成・確保するため、経営体育成に必要な機械施設整備等への総合的な支援を、現場で利用しやすい形で実施する必要があります。

政策目標

認定農業者 1, 3万経営体、法人経営 250経営体、集落営農組織 2, 000経営体、新規就農青年 3, 500人を育成

<主な内容>

経営体に対する経営支援のうち、農業用機械・施設の整備等のハード面での支援については、従来、認定農業者、集落営農、新規就農者といった対象者ごとに、別々の事業で支援してきました。今後は経営体に対する以下のようなハード支援を市町村が策定する1つの計画で一括して、複数年にわたって計画的に行えるようにします。

1. 新規就農者補助

新規就農青年の経営の早期安定を図るため、農業用機械施設等導入の初期投資の軽減を支援します。

経営体育成交付金（ハード）：7, 659百万円の内数
補助率：定額（1/2以内（400万円上限））
事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会等

2. 融資主体型補助

経営体が融資を主体として農業用機械施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援します。

経営体育成交付金（ハード）：7, 659百万円の内数
補助率：定額（融資残額（3/10上限））
事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会等

3. 追加的信用供与補助等

融資主体型補助に係る融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増しによる金融機関への債務保証（経営体の信用保証）の拡大等を支援します。

経営体育成交付金（ソフト）：486百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県農業信用基金協会等

4. 集落営農補助

集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械等の導入を支援します。

経営体育成交付金（ハード）：7, 659百万円の内数
補助率：定額（1/2以内）
事業実施主体：集落営農組織等

5. 共同利用施設補助

経営体が経営の高度化に向けて取り組む経営の規模拡大や複合化・多角化等に必要なとなる集出荷施設や加工施設等の共同利用施設の整備を支援します。

経営体育成交付金（ハード）：7, 659百万円の内数
補助率：定額（1/2以内）
事業実施主体：市町村、JA、農業者等の組織する団体等

[お問い合わせ先：経営局構造改善課（03-6744-2148（直））]

農業用機械施設等の整備を支援する事業の統合・交付金化

現在、対象者ごとに事業計画を策定し、縦割りかつ単年度ごとに実施

新規就農定着促進事業 (H21 一次補正)

- ・新規就農者の機械等導入の初期投資の軽減

地域担い手協議会 → 計画書 → 国に申請 (直接補助)

地域担い手経営基盤強化 総合対策実験事業 (H21 当初・H21 一次補正)

- ・経営体の機械等導入に対する融資残補助及び信用保証拡大を支援

地域担い手協議会 → 計画書 → 国に申請 (直接補助)

強い農業づくり交付金のうち 集落営農育成・確保緊急整備支援 (H21 当初)

- ・集落営農の組織化・法人化に必要な機械等導入を支援

市町村 → 計画書 → 都道府県に申請 (間接補助)

強い農業づくり交付金のうち 経営構造対策 (H21 当初)

- ・経営体が共同で経営改善に取り組む場合に必要な機械等導入を支援

市町村 → 計画書 → 都道府県に申請 (間接補助)

集落営農法人化等緊急整備推進事業 (H21 一次補正)

- ・集落営農の組織化・法人化に必要な機械等導入を支援

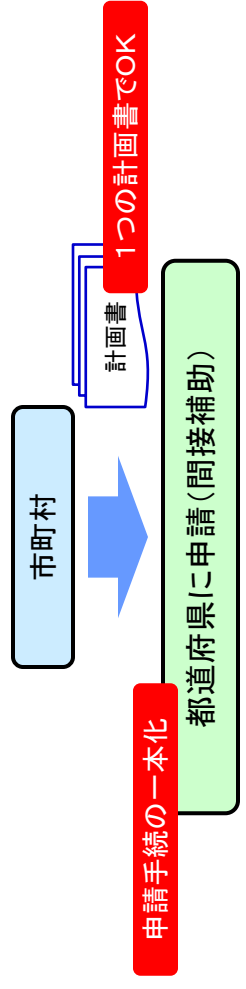
地域担い手協議会 → 計画書 → 都道府県担い手協議会に申請 (間接補助)

経営体に対するハード支援を行う事業を統合・交付金化

使い勝手の良い 支援スキームとして 事業を再構築

経営体育成交付金

- ・経営体の育成・確保のための各事業を**統合・交付金化**
- ・**市町村が策定する一つの計画のもと、複数年にわたる取組を支援** (計画書作成は初年度のみ)
- ・計画主体は市町村とし、**申請窓口を一本化**



30 水田・畑作経営所得安定対策（特会）

【233, 041（232, 426）百万円】

対策のポイント

水田作及び畑作の土地利用型農業を営む農家の経営安定を図るため、生産条件不利補正対策及び収入減少影響緩和対策を措置します。

<背景／課題>

・我が国の米を中心とした水田農業などの土地利用型農業については、依然、生産構造が脆弱であることから、地域農業を支える意欲のある経営体の経営の安定化により、土地利用型農業の体質を強化し、食料の安定供給を図ること等が課題です。

政策目標

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<主な内容>

1. 生産条件不利補正対策（販売収入では賄えない生産コストの補てん）

（1）過去の生産実績に基づく支払（固定払）

102, 333（102, 333）百万円

毎年の作柄にかかわらず、平成16年～18年の間における麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの生産・出荷実績に応じ、それぞれの品目ごとに設定された面積単価に基づく一定額の支払いです。

（2）毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）

52, 574（52, 574）百万円

当該年の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの品質別の生産量に応じ、それぞれの品目ごとに設定された数量単価に基づく支払いです。

なお、平成22年度の成績払の数量単価については、前年度と同額になります。

2. 収入減少影響緩和対策（販売収入に対する補てん）

76, 404（75, 756）百万円

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で補てんの原資を負担し、補てんします。

対策加入者は、予め10%又は20%の減収に対応しうる積立金額を選択・拠出することにより、収入減少に備えることができます。

〔お問い合わせ先： 経営局経営政策課（03-3502-5601（直））〕

○ 水田・畑作経営所得安定対策は、①諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正するための補てん、②収入の減少の影響を緩和するための補てんの2つの対策により、土地利用型農業を支える意欲ある経営体を支援。

○ 支援対象者

支援対象者は、「認定農業者」又は「集落営農組織」で一定の経営規模(面積又は所得)を有することが要件。なお、経営規模の要件については、市町村特認をはじめ地域の事態に即した様々な特例・特認も用意。

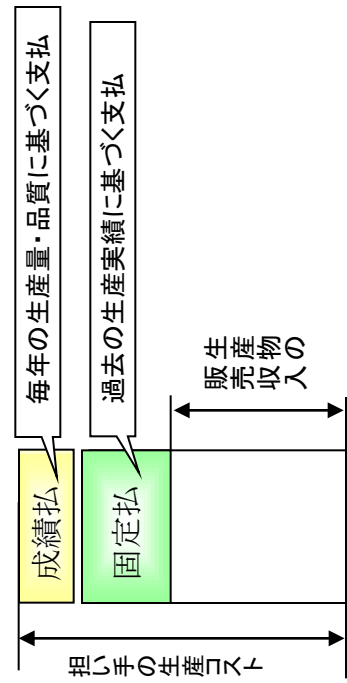
○ 支援の内容

生産条件不利補正対策

- ・ 生産コストのうち、販売収入では賄えない部分を補てん。
 - ・ 豊作・不作に関わらず毎年一定額が支払われる「過去の生産実績に基づく支払(固定払)」と「毎年の生産量・品質に基づく支払(成績払)」の2つの支払がある。
- (固定払は、平成16年から18年の3カ年に生産実績がある者が対象)

【対象品目】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばいれいしょ

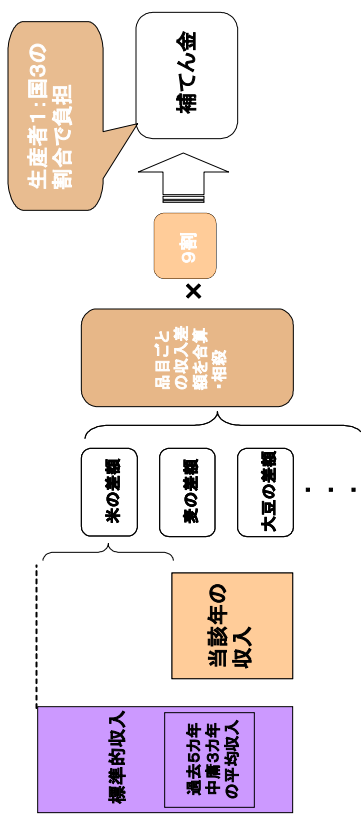


収入減少影響緩和対策

- ・ 当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、減収額の9割を補てん。
- ・ 対策加入者はあらかじめ一定額の積立金を拠出。

【対象品目】

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばいれいしょ



31 農業共済関係事業（農業災害補償制度）

【93, 258(99, 179) 百万円】

対策のポイント

農業共済事業は、農業災害補償法に基づき、農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を、保険の手法により補てんし、農業経営の安定を図る制度です。

<背景/課題>

- ・我が国の農業は、風水害、冷害等種々の農業災害にしばしば見舞われ、広い地域にわたり甚大な被害を受けやすいという宿命を有しています。
- ・このため、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補てんして農業経営の安定を図り、国民に対して食料を安定的に供給することは国の重大な責務です。

政策目標

被災農業者の経営の安定を図るための農業災害補償制度の適正な運用

<主な内容>

1. 共済掛金国庫負担金 50, 385 (52, 605) 百万円

農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国庫が負担します。交付事務の簡素化のため、国の一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れられ、さらに、農業共済組合連合会又は農業共済組合（又は農業共済事業を営む市町村）に交付することにより、農業者は掛金の約1/2のみ支払えば足りるようになっています。

	補助率：1/2
農作物共済（麦）	：50～55%
家畜共済（豚）	：40%
畑作物共済（蚕繭以外）	：55%
事業実施主体：農業共済団体等	

2. 農業共済事業事務費負担金 41, 885 (45, 585) 百万円

被災農業者に対する共済金支払いに係る事務処理が、迅速、適正かつ円滑に実施されるよう、農業災害補償法に基づき、農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費、庁費等）を負担します。

	補助率：定額
事業実施主体：農業共済団体	

お問い合わせ先：

1の事業 経営局保険課（03-6744-2175（直））

2の事業 経営局保険監理官（03-3591-5009（直））

32 農の雇用事業

【2, 115(0) 百万円】

対策のポイント

農業法人等が就農希望者を雇用して実施する実践的な研修を支援します。

<背景/課題>

・新規就農者のうち農業法人等に雇用されて就農する者が増加しています。また、そのうちの6割以上を青年（39歳以下）が占めています。

【雇用就農者数】平成19年：7, 290人（うち39歳以下4, 140人）

平成20年：8, 400人（うち39歳以下5, 530人）

・雇用就農者の主な就業先となる農業生産法人は年々増加しています。

【農業生産法人数】

平成18年：8, 412→平成19年：9, 466→平成20年：10, 519

政策目標

新規雇用就農者数（39歳以下） 毎年7千人程度

<主な内容>

1. 就農希望者と農業法人等とのマッチングの支援

① 就農希望者と従業員や後継者を確保したい農業法人等とのマッチングを促進するため、求人情報等の収集・提供、個別の就業相談、法人就業相談会の全国的な開催等を行います。

② 農業法人等への就業後、農業知識・経験不足等による早期離職等のミスマッチを防止し、新規雇用者の定着を促進するため、短期就業体験の実施を支援します。

2. 新規雇用者の人材育成への支援

農業法人等が新規雇用者に対して実施する基礎的な技術・ノウハウを習得するための実践研修（OJT研修）等の経費の一部を助成します。

（実施規模：1, 400人、研修費：上限9万7千円/月、最長12ヶ月間）

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：経営局人材育成課（03-3502-6469（直））]

33 農地制度実施円滑化事業

【10,742(5,546)百万円】

対策のポイント

農業委員会が新しい農地制度を円滑に実施できるよう、農地の利用関係の調整等の活動を支援します。

<背景／課題>

農地法等改正法に伴って、今後、現場で農地制度の運用を担う農業委員会の役割がますます重要となることから、農業委員会の機能が十分に発揮されるよう支援する必要があります。

政策目標

農業委員会による新たな農地制度の適切な運用

<主な内容>

1. 農地制度実施円滑化事業費補助金 5,259(60)百万円
農業委員会等による農地の利用関係の調整、農地相談員の設置等に必要な経費を支援。
2. 農地調整費交付金 118(96)百万円
都道府県知事による農地の利用関係の調整等に必要な経費を支援。
3. 全国農業会議所事業 35(42)百万円
全国農業会議所が行う農地の売買価格等の調査、新たな農地制度の周知等に必要経費を支援。
4. 農業委員会交付金 4,776(4,776)百万円
農業委員会法に基づき、農業委員会の事務を適切に行えるよう農業委員の手当等の基礎的な経費を交付金として交付。
5. 都道府県農業会議会議員手当等負担金 553(572)百万円
農業委員会法に基づき、都道府県農業会議の会議員の手当や職員の設置費を負担。

補助率：10/10、定額、1/2以内
事業実施主体：農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所等

[お問い合わせ先：経営局構造改善課 (03-6744-2152 (直))]

農業委員会が新しい農地制度を円滑に実施できるよう、農地の利用関係の調整等の活動を支援します。

～農業委員会の体制整備の強化～

○農地制度実施円滑化事業費補助金

農業委員会等による農地の利用関係の調整、農地相談員の設置等に必要経費を支援

・農地の利用関係の調整

〔農地等の利用関係をめぐる紛争についての和解の仲介
権利移動の許可取消し等による農地のあっせん 等〕

・農地の利用状況調査

・農地基本台帳の整備

・農地相談員の設置

・改正農地法の周知

等

○農業委員会交付金

農業委員会法に基づき、農業委員の手当等の基礎的な経費を交付金として交付

○農地調整費交付金

都道府県知事による農地の利用関係の調整等に必要経費を支援

○都道府県農業会議会議員手当等負担金

農業委員会法に基づき、都道府県農業会議の会議員の手当や職員の設置費を負担

○全国農業会議所事業費

全国農業会議所が行う農地の売買価格等の調査や新たな農地制度の周知等に必要経費を支援

+

34 農地利用集積事業（特会）

【4, 002（7, 561）百万円】

対策のポイント

面的集積組織が行う調整活動を支援します。

<背景／課題>

農地法等改正法により、経営体が農地を使いやすくなるよう、農地を面的にまとめていく法律上の仕組み（農地利用集積円滑化事業）が創設されました。

この仕組みの中で、農地の貸借を仲介する組織（農地利用集積円滑化団体）が行う調整活動を後押ししていく必要があります。

政策目標

農地の利用集積面積：平成22年度1.5万ha

<主な内容>

1. 農地利用集積円滑化団体（市町村、市町村公社、農業協同組合等）が行う調整活動を支援します。具体的には、
 - (1) 農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業、農地売買等事業）により利用権設定された農地の面積に応じて交付金（2万円/10a）を交付します。交付金は、農地利用集積円滑化団体の調整活動に利用することができます。
 - (2) 農地利用集積円滑化団体が農地の利用調整を行う専門家を設置する場合は、その設置費を助成します。
2. 農地の受け手が引き受けた農地を耕作するために必要な小規模基盤整備（石礫除去、畦畔除去等）、特定農業法人の農業資材購入の経費等を助成します。
3. 都道府県及び市町村が行う農地利用集積円滑化事業の推進に要する経費を助成します。

補助率：定額、1／2以内
実施主体：農地利用集積円滑化団体、市町村、都道府県

[お問い合わせ先：経営局構造改善課（03-3591-1389（直））]

農地利用集積事業

〔平成22年度概算決定額〕
40億円

経営する農地が
分散している状況

農地利用集積円滑化団体 (面的集積組織) による調整活動



- 例えば、
- ① 地域の農地事情に精通し具体的な利用調整を行う専門家の配置
 - ② 集落座談会を開催し、現在の農地の利用状況と今後の利用について話し合い
 - ③ 農地の貸し手・借り手に取組参加を奨励（奨励金の交付等）
 - ④ 農地の貸借についての意向調査
 - ⑤ 農地を面的にまとめる計画を作成 など

→ 集積組織が面的にまとめて貸付け

農地を面的にまとめて、
経営体がいじやすく

- 1 農地利用集積円滑化事業（農地所有者代理事業、農地売買等事業）により**利用権設定された農地の面積に応じて交付金（2万円/10a）を交付**します。交付金は、農地利用集積円滑化団体の調整活動に利用することができます。
- 2 農地利用集積円滑化団体が農地の**利用調整を行う専門家を設置する場合は、その設置費を助成**します。

このほか、農地引受に伴う小規模基盤整備費、特定農業法人の農業資材購入経費、市町村推進費等を助成

35 中山間地域等直接支払交付金

【26,474(23,446)百万円】

対策のポイント

中山間地域等において、農業生産活動等の継続による多面的機能の確保を図るため、高齢化の進行にも配慮したより取り組みやすい制度に見直し、新たに第3期対策として実施します。

<背景/課題>

- ・ 中山間地域は、総農地面積、総農家数の約4割を占めるなど我が国の農業・農村の中で重要な地域であるとともに、国土の保全、水源のかん養等の多面的な機能を果たしています。
- ・ しかしながら、中山間地域は高齢化の進行が著しく、このままでは多くの高齢農家において農業生産活動が困難となり、耕作放棄地が増加することが懸念されます。

政策目標

高齢化に配慮した制度の見直し等により保全される協定農用地面積の維持・拡大（H20年度実績66.4万ha）

<主な内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 26,100(23,100)百万円

高齢農家も安心して参加できる地域ぐるみの取組を要件とするなど、より取り組みやすい制度に見直し、引き続き農業者等へ交付金を交付します。

(田(急):21,000円/10a、畑(急)11,500円/10a 等)

補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 374(346)百万円

高齢化の進行を踏まえ、制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村の地域農業者等への支援体制を強化します。

補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体

お問い合わせ先：
農村振興局中山間地域振興課 (03-3501-8359 (直))

中山間地域等直接支払制度の見直しの概要

【26,474(23,446)百万円】

見直しのポイント

新対策の概要

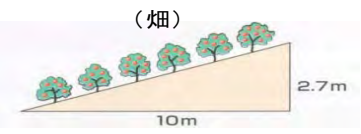
◎ 山あいには点在する飛び地や小団地等の協定取り込みを推進します。

◎ 高齢農家も安心して参加できる地域ぐるみの取組を推進します。

◎ 小規模・高齢化集落の農用地の保全に向けた取組を推進します。

◎ [対象農用地及び交付単価]

【急傾斜地】(田)



【緩傾斜地】(田)



【1ha以上の一団の農用地要件】(新対策)

■ 集落協定に基づき農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる場合は、1ha未満の団地等であっても、一団の農用地として取り扱うことができます。

◎ [対象行為]

- 作業1 耕作放棄の発生防止などの基礎的な活動
 - 作業2 ① 担い手の育成など、より前向きな取組 (ステップアップ型)
 - ② 共同で支え合う農業生産活動の「取り決め」 (集团的サポート型) [新設]
- ※ 作業1 のみの場合は8割単価

◎ [加算措置]

従来の加算措置に加え、「小規模・高齢化集落支援加算」を新設
単価：田4,500円/10a、畑1,800円/10a

<集落協定に基づく共同取組活動の例>

(農用地の保全)



協定参加者全員による法面の草刈り

(自然生態系の保全)



小学校と連携した体験農園

(保健休養機能の活用)



田植えの体験活動による都市との交流

中山間地域等直接支払交付金	26,100(23,100)百万円
中山間地域等直接支払推進交付金	374(346)百万円

36 農地・水・環境保全向上対策

【[所要額] 27, 275 (26, 115) 百万円】

対策のポイント

地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を効果的に保全・向上する共同活動と先進的な営農活動を実施する地域を支援します。

<背景/課題>

- ・農地・農業用水等の資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により適切な保全管理が困難となってきました。
- ・また、環境問題への国民の関心が高まる中で、我が国農業を環境保全を重視したものに転換することが求められています。
- ・これらを踏まえ平成19年度に創設された農地・水・環境保全向上対策の実施にあたっては、効果や課題を適切に検証し、広く国民の理解を求めながら推進することが必要です。

政策目標

地域資源の保全のための共同活動等に取り組む面積の維持・拡大
(H20年度実績136万ha)

<主な内容>

1. 農地・水・環境保全向上対策

【所要額】 27, 202 (26, 095) 百万円

農地・農業用水等の資源を保全・向上する地域ぐるみの共同活動と化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減する先進的な営農活動を実施する地域を支援します。

（補助率：定額（単価：都府県の水田4,400円/10a(うち国の支援額2,200円/10a)等）
事業実施主体：地域協議会、地方公共団体）

2. 農地・水・環境保全向上対策評価検討事業

(1) 農地・水・環境保全向上対策の評価に関する検討調査委託

29 (20) 百万円

農地・水・環境保全向上対策の定量的・定性的な効果について調査・分析を実施します。

（補助率：定額）
事業実施主体：国）

(2) 農地・水・環境保全向上対策環境保全型農業推進調査事業

44 (0) 百万円

環境保全効果の高い多様な農業生産方式の導入が農業経営に及ぼす影響やその効果等の調査・分析を実施します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体）

お問い合わせ先：

- 1、2 (1) の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2447 (直))
2 (2) の事業 生産局農業環境対策課 (03-3593-6495 (直))

農地・水・環境保全向上対策

【〔所要額〕 27, 275 (26, 115) 百万円】

農地・農業用水等の資源や環境をめぐる課題

現 状

- 農村における過疎化・高齢化・混住化等が進行
- 国民の環境に対する意識の高まり

課 題

- 集落機能の低下により、資源の適切な保全管理が困難化
- 自然環境や景観の保全・形成等をめぐる国民の要請への対応が必要

農地・水等の資源や環境の保全に向けた取組の推進

農地・水・環境保全向上対策

- ・ 地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を効果的に保全・向上する共同活動と先進的な営農活動を実施する地域を支援

共同活動支援交付金【非公共】～継続～
〔所要額〕 22, 697 (21, 712) 百万円

- ・ 多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した活動組織が支援対象
- ・ 活動組織が行う地域共同の取組を支援



水路の泥上げ



生き物調査

一体的な実施

営農活動支援交付金【非公共】～継続～
〔所要額〕 3, 530 (2, 771) 百万円

- ・ 地域でまとまって化学肥料・化学合成農薬を大幅に低減する先進的な営農活動等を支援



浅水代かきによる濁水の排出抑制



フェロモ剤による害虫防除

これまでの実績

【全国の取組状況】

<共同活動支援>

活動組織数	取組面積
18,973	1,361千ha

<営農活動支援>

活動組織数	取組面積
2,574	61千ha

注1：平成20年度実績の数値。

注2：営農活動支援の数値は、共同活動支援の各数値の内数。

【全国の対象施設数】

開水路(km)	パイプライン(km)	農道(km)	ため池(箇所)
236,732	44,120	163,050	29,235

【活動組織の構成員】

農業者		非農業者	
個人(人)	団体	個人(人)	団体
1,107,967	15,049	238,849	111,364

注1：平成20年度実績の数値。

注2：農業者個人には農業者団体に属する人数も含まれる。

農地・水・環境保全向上活動推進交付金【非公共】～継続～
974 (1, 612) 百万円

- ・ 都道府県、市町村及び地域協議会による事業の円滑な実施を促進

農地・水・環境保全向上対策の評価に関する検討調査【非公共】～拡充～
29 (20) 百万円

- ・ 農地・水・環境保全向上対策の定量的・定性的な効果について調査・分析を実施

農地・水・環境保全向上対策環境保全型農業推進調査事業【非公共】～新規～
44 (0) 百万円

- ・ 環境保全効果の高い多様な農業生産方式の導入が農業経営に及ぼす影響やその効果等の調査・分析を実施

農地・農業用水等の資源や環境の適切な保全と質的向上

37 活力ある農山漁村づくり推進事業

【1, 103 (2, 001) 百万円】

対策のポイント

地域内外の多様な主体により行われる、地域資源を活用した農山漁村の活性化等を図る取組について、その活動経費等を助成します。

<背景／課題>

- ・農山漁村は、国土の保全や良好な景観の形成、文化の継承といった役割の発揮の場となっている一方、過疎化及び高齢化の進行、農業従事者の減少、生産農業所得の減少等により、その活力が低下しています。
- ・こうした状況を踏まえ、地域資源の活用等による農山漁村の活性化を推進するため、地域における活動への都市部からの参加希望者も含めた人材の育成・確保の取組や、教育の場として農山漁村を活用する取組を促進することが必要です。

政策目標

- 農山漁村の活性化を担う人材を安定的に確保・育成するためのモデル的な仕組みの構築
- 毎年約120万人（1学年規模）の小学生が農山漁村における長期宿泊体験活動を行えるよう、全国500の受入地域を整備

<主な内容>

1. 農村活性化人材育成派遣支援モデル事業（「田舎で働き隊！」事業）

農村地域での活動を希望する人材の募集、農村地域と人材のマッチング、地域資源を活用した農山漁村活性化の企画・運営に関する実践研修（研修生200名を派遣予定）等について、その活動に要する経費を助成します（研修生1人につき標準14万円/月（1/2補助）の研修手当等）。

農村活性化人材育成派遣支援モデル事業 471(199)百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体

2. 子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金

全国の小学校における「子ども農山漁村交流プロジェクト」の本格実施に向けて、受入地域の体制整備を図るほか、連携活動の強化、地域リーダーの育成等に係る経費を助成します。

子ども農山漁村交流プロジェクト対策交付金 388(640)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

（子ども農山漁村交流プロジェクトとは）

総務省、文部科学省と連携して、将来的に、全国の小学生が農山漁村を訪れ、長期の宿泊体験活動を行うことを目的として、平成20年度から実施している取組のことです。

お問い合わせ先：

農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946（直））

38 農村振興再生可能エネルギー導入支援事業

【1, 493 (912) 百万円】

対策のポイント

農村地域の再生可能エネルギー利活用を積極的に支援し、農村地域の新たな価値の創出や活性化を緊急的に促進します。

<背景／課題>

- ・平成18年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、基準年を約6.2%上回っており、京都議定書における6.0%の削減約束の達成は非常に厳しい状況にあります。
- ・農村地域に豊富に賦存する農業用水、太陽光、風力といった再生可能エネルギーの利活用を積極的に支援し、農業関連施設の維持管理費の軽減を図るとともに、温室効果ガス排出量の削減や、これによる農村の新たな価値の創出・活性化が求められています。

政策目標

年間発電量約4千万kWh/年の再生可能エネルギー供給施設の事業化
(平成25年度)

<主な内容>

1. 再生可能エネルギー導入支援事業

農業関連施設に設置する太陽光発電等の導入の円滑化を図るため、必要となる研修、調査・設計等を支援します。

再生可能エネルギー導入支援事業353(0)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体、地方公共団体等

2. 農業水利施設利用小水力発電導入促進事業

農業水利施設を活用した小水力発電の導入を促進するため、必要となる研修、調査・設計、低コスト発電実証等を支援します。

農業水利施設利用小水力発電導入促進事業511(11)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体、都道府県土地改良事業団体連合会

3. 低炭素むらづくりモデル支援事業

温室効果ガス排出削減に資する農業関連施設整備の在り方のモデル的な検討等を支援します。

低炭素むらづくりモデル支援事業629(883)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体、地域協議会

お問い合わせ先：

1、3の事業 農村振興局農村整備官 (03-6744-2209 (直))
2の事業 農村振興局水資源課 (03-3501-6246 (直))

農村振興再生可能エネルギー導入支援事業の概要

【1,493(912)百万円】

- 農村地域の再生可能エネルギー利活用を積極的に支援し、農村地域の新たな価値の創出や活性化を緊急的に促進します。

農村地域における再生可能エネルギー利活用状況と課題

現 状

- 我が国の温室効果ガス排出量は依然増加傾向であり、京都議定書第1約束期間の6%削減の達成は厳しい状況
- 再生可能エネルギーの有効活用等は、維持管理費の削減のみならず、原油高騰により顕在化した石油依存型農業を改善し、低炭素型の地域づくりに貢献するものとして期待されている

課 題

農村地域に豊富に賦存する資源や再生可能エネルギーを有効活用し、温室効果ガスの排出削減の一層の推進、及び、再生可能エネルギーの活用を通じた農村の新たな価値の創出・活性化が必要

農村地域に賦存する再生可能エネルギーを有効活用した施設の整備に当たって必要となる調査設計や協議手続き等への支援を実施

1. 再生可能エネルギー導入支援事業

～新規～ 353(0)百万円

(1) 個別地区支援事業

農業関連関係施設に設置する太陽光発電等、供給施設整備に必要な次の調査・設計や協議等を支援。

①概略設計支援、②基本設計支援、③協議・手続き支援

(2) 全国推進事業

個別地区支援事業の助言指導等を実施するとともに、これらの成果を取りまとめ。

2. 農業水利施設利用小水力発電導入促進事業

～拡充～ 511(11)百万円

(1) 小水力発電工事等技術強化対策事業

農業水利施設を活用した小水力発電の専門知識を有する技術者による技術指導や研修を実施。

(2) 導入技術支援事業

農業水利施設を活用した小水力発電の概略設計、協議等を支援。

(3) 低コスト発電施設実証事業

低コストの実証施設を設置し、技術性・経済性を検証。また発生電力の活用策を検討。

3. 低炭素むらづくりモデル支援事業

～継続～ 629(883)百万円

(1) 全国事業

温室効果ガス排出量の把握・評価手法を構築し、農業関係施設整備のあり方をとりまとめ。

(2) モデル事業

温室効果ガス排出削減に資する農業関係施設整備のあり方をモデル的に検証。

①ハード；温室効果ガス排出削減に資する自然エネルギー供給施設及び需要施設等の整備。

②ソフト；温室効果ガス削減計画の策定、温室効果ガス排出量の把握・評価等を支援。



農業関連施設に設置した太陽光発電



農業水利施設を活用した小水力発電



農業関連施設に供給する風力発電

平成25年度までに年間発電量約4千万kWh/年の再生可能エネルギー供給施設の事業化

39 農山漁村定住・交流活性化交付金

【25, 244 (35, 553) 百万円】

対策のポイント

定住・交流を通じた農山漁村の活性化を図る施設整備等の取組を支援します。

<背景／課題>

農山漁村の活性化を推進するためには、農林漁業者等のニーズを踏まえて、地域の主体的な取組によるきめ細やかな条件整備への支援が必要であり、また、農山漁村・農林漁業の有する多面的機能を活用し、都市と農村の交流を推進することが必要です。

政策目標

全国1,000以上の市町村で活性化に向けた新たな取組を創出

<主な内容>

1. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

地方自治体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備等の総合的取組を交付金により支援します。実施できる事業の内容は以下の通りです。

- ① 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備
- ② 定住等を促進するための集落における生活環境施設の整備
- ③ 地域間交流の拠点となる施設の整備 等

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金24, 591 (34, 915) 百万円

補助率：定額 (定額、1/2等)

事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体 等

2. 広域連携共生・対流等対策交付金

都道府県域を越えた都市と農山漁村の交流や都市農業の振興を図るため、NPO法人等の民間団体に対し公募方式で国から直接支援します。

- ① 都市と農山漁村の連携による交流活動等を実施する広域連携プロジェクトや市民農園の開設促進等の取組
- ② これらの取組の推進に必要となる市民農園、交流施設等の施設の整備

広域連携共生・対流等対策交付金653 (638) 百万円

補助率：定額 (定額、1/2等)

事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

1の事業 農村振興局農村整備官 (03-3501-0814 (直))

2の事業 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0030 (直))

40 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【[所要額] 14,050(5,459*)百万円】

※平成21年11月に都道府県協議会からの報告をとりまとめ整理した執行見込額

対策のポイント

貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組を支援します。

<背景/課題>

・中長期的には世界の食料需給のひっ迫が見込まれる一方で、我が国の農業生産の基盤である農地の面積は減少傾向にあり、こうした中で国民に対する食料自給力を強化するためには、荒廃した状態の耕作放棄地の再生・利用を含めて農地の有効利用を図っていくことが重要です。

・雑草等が繁茂する荒廃した状態の耕作放棄地は、放置すれば5年程度で森林化・原野化が進行し農地利用が極めて困難となることから、平成21年12月に施行された改正農地法を適切に運用し、法制度面で強化された遊休農地対策とあいまって、全国に広がる荒廃した状態の耕作放棄地の再生を図ることが急務となっています。

政策目標

荒廃した状態の耕作放棄地について、
農業上重要な地域を中心に概ね10万haを再生

<主な内容>

荒廃した状態の耕作放棄地を貸借等により引き受ける再生利用者（農業者、農業者組織、農業参入法人等）が行う、再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設（用排水施設、農道、農業用機械・施設等）の整備等を総合的に支援します。

○ 再生利用活動

- ① 再生作業（障害物除去、深耕、整地、家畜による刈払等）
 - ・ 荒廃の程度に応じ、【3万円/10a又は5万円/10a】
 - ・ 荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う再生作業の場合 【補助率1/2等】
- ② 土壌改良（肥料、有機質資材の投入等） 【2.5万円/10a（最大2年間）】
- ③ 営農定着（作物の作付け） 【2.5万円/10a（1年間）】
- ④ 経営展開（経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等） 【定額】

○ 施設等補完整備【補助率1/2等】

用排水施設、農道、市民農園、農業用機械・施設等の整備
（農業用機械・施設は再生した耕作放棄地における営農に使用するものに限る。）

（ 補助率：定額、1/2等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会 ）

（ お問い合わせ先：
農村振興局農地資源課 （03-6744-2442（直）） ）

平成22年度 耕作放棄地再生利用緊急対策の概要

現 状

- 増加傾向にある耕作放棄地
- 耕地面積の減少と耕地利用率の低下
609万ha (S36年) → 463万ha (H20年)
132.6% (S36年) → 92.6% (H19年)

課 題

- 食料供給力強化のための農地の確保とその最大限の有効利用
- 地域における様々な問題の発生
 - ・ 一度荒廃した土地は利用困難
 - ・ 病害虫の繁殖、鳥獣害の拡大
 - ・ 廃棄物の不法投棄 等

【対策内容】

1. **事業概要** 荒廃した状態の耕作放棄地を貸借等により引き受ける再生利用者（農業者、農業者組織、農業参入法人等）が行う、再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設（用排水施設、農道、農業用機械・施設等）の整備等を総合的に支援
2. **H22予算** [所要額] 140.5億円（※H21年度に造成した基金により対策を実施）
3. **補助率** 定額、1/2等
4. **実施主体** 耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）

○ 耕作放棄地再生利用交付金

(1) 再生利用活動

- ① 再生作業（障害物除去、深耕、整地、家畜による刈払等）
 - ・ 荒廃の程度に応じ、【3万円/10a又は5万円/10a】
 - ・ 荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う再生作業の場合【1/2等】
- ② 土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）【2.5万円/10a(最大2年間)】
- ③ 営農定着（作物の作付け）【2.5万円/10a(1年間)】
- ④ 経営展開【定額】
（経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等）

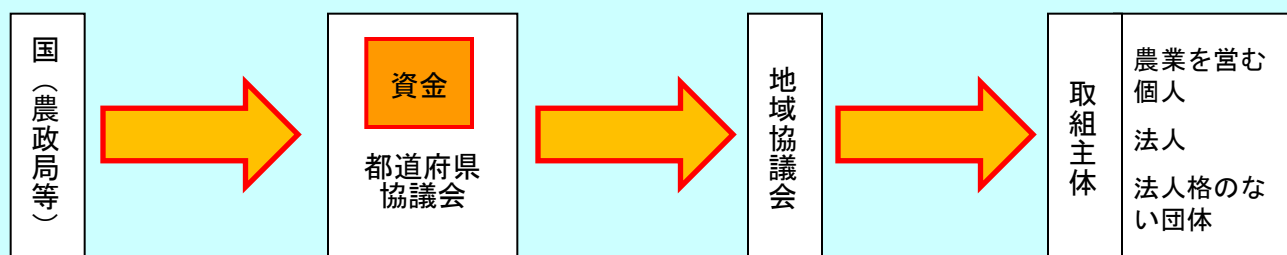
(2) 施設等補完整備【1/2等】

用排水施設、農道、市民農園、農業用機械・施設等の整備
（農業用機械・施設は再生した耕作放棄地における営農に使用するものに限る）

※ 基金の執行に必要な附帯事務費については、H22年度に限り基金の1.5%まで充当可能



【再生利用交付金の流れ】



41 自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発

【545（0）百万円】

対策のポイント

多収で食用米と識別性がある飼料用米等の開発、自給飼料を活用した高付加価値畜産物生産技術の開発を行います。

<背景／課題>

我が国は、輸入飼料への依存度が高いため、輸入トウモロコシを飼料用米で代替すること等により、飼料自給率を向上させ、国内における畜産物の安定供給を確保する必要があります。

政策目標

- 10アール当たり1トンの多収で食用米と識別性のある飼料用米を5品種以上開発
- 飼料用米等の自給飼料多給型畜産飼養技術を開発

<主な内容>

①超多収飼料用米・飼料作物の品種育成

多収で食用米と識別性がある飼料用有色素米、暖地向き三毛作用トウモロコシ等の品種開発を行います。

②持続的飼料生産技術の開発

飼料用稲・飼料用麦二毛作体系を基軸とした飼料生産技術、家畜ふん堆肥を用いた持続的な低コスト飼料用米栽培技術、立毛乾燥等による飼料用米の低コスト調製技術等の開発を行います。

③飼料用米多給を中心とした高付加価値畜産物生産技術の開発

牛・豚・鶏への輸入トウモロコシに代替する飼料用米の給与技術、放牧による畜産物の安定生産技術、機能性飼料の給与による家畜のストレス回避技術等の開発を行います。

④自給飼料の広域流通技術の開発

広域流通における高品質な発酵TMR（完全混合飼料）等の長期保管技術及び簡易品質評価手法、新たな微生物資材による発酵飼料の長期安定化技術等の開発を行います。

自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発 545（0）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：農林水産技術会議事務局研究開発官（食料戦略）
（03-6744-2214（直））

自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発

背景

- ◆ トウモロコシ国際価格上昇と飼料の輸入依存
- ◆ 自給飼料のTDN(可消化養分総量)が低い
- ◆ 飼料自給率26%(H20)
- ◆ 耕作放棄地38万ha

政策目標

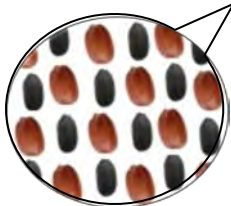
- ◆ 国産飼料の有効活用による飼料自給率の向上
- ◆ 自給飼料の生産や飼料用米の利用の促進

研究内容

育種

超多収飼料用米・飼料作物

- ・多収で食用米と識別性がある飼料用有色素米品種の開発
- ・暖地向き三毛作用トウモロコシ等の開発
- ▼食用米と識別性のある飼料用有色素米品種の育成



栽培

持続的な生産技術の開発

- ・飼料用稲・飼料用麦二毛作体系を基軸とした飼料生産技術の開発
- ・家畜ふん堆肥を用いた持続的飼料用米栽培技術の開発
- ・立毛乾燥等低コスト飼料用米調製・利用技術の開発

- ▼水田における飼料用稲、飼料用麦の体系的な生産技術の開発

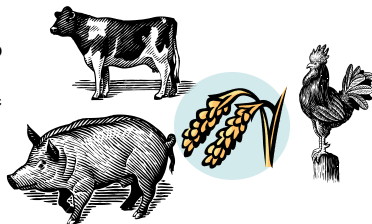


調製・給与

高付加価値化技術の開発

- ・飼料用米による輸入トウモロコシ代替給与技術の開発
- ・放牧による高品質な畜産物安定生産技術の開発
- ・機能性飼料の給与による家畜のストレス回避技術等の開発

- ▼牛・豚・鶏における輸入トウモロコシの飼料用米による代替給与技術の開発



流通

広域流通技術の開発

- ・広域流通における高品質な発酵TMR等の長期保管技術及び簡易品質評価手法の開発
- ・新たな微生物資材による発酵飼料の長期安定化技術等の開発

- ▼自給飼料の広域流通のための簡易品質評価手法の開発



国産飼料の生産から給与に至る自給飼料利用の総合的な研究推進

自給飼料の増産促進
国産畜産物の高付加価値化

42 水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発 【604(0)百万円】

対策のポイント

小麦、なたね等の冬作物の高品質化技術、水田の高度化技術、超低コスト作物生産技術等の農地の周年有効活用に係る研究開発を実施します。

<背景／課題>

食料供給力を向上させるためには、水田の汎用化を促進するとともに、麦、なたね等の冬作物の生産を拡大し、冬期の農地の有効活用を図ることが必要です。このためには、パン・中華めん用小麦や暖地向けなたね等のニーズに応じた多様な品種の開発や、湿害等の水田特有な問題を克服するための水田高度化技術の開発が求められています。

政策目標

- パン・中華めん用小麦や暖地向けなたね等、高品質な冬作物品種を10以上開発
- 大豆、小麦等の湿害回避技術を開発

<主な内容>

①冬作物の高品質化技術の開発

現在国産シェアが1%程度のパン・中華めん用途向けの高品質小麦や、なたねの生産拡大に向けた暖地向けなたね等の冬作物品種を開発し、冬期の農地の有効活用の促進を図ります。

②水田高度化技術の開発

水田に特有な湿害等の問題を回避し生産力を最大限に高めるために、土壌の養水分制御技術等を活用した水田の高度化技術を開発するとともに、高度化ほ場を活用した作物生産技術体系を確立します。

③超低コスト作物生産技術の開発

作業機の汎用化、一貫作業体系の構築、地域ごとの条件に適合した品種の導入等により、地域ごとに合理的な輪作体系を構築することで、省力化及び生産コストの大幅な削減を可能とする作物生産モデルを確立します。

水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発 604(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：農林水産技術会議事務局研究開発官（食料戦略）
(03-6744-2214(直))

水田の潜在能力発揮等による農地周年有効活用技術の開発

背景

我が国の食料自給率は41%
我が国の水田の耕地利用率93%
水田約250万haのうち、冬期の作付けは約20万ha

農地の周年有効活用を可能にし、さらに、生産性を向上させることで、食料自給力を強化する必要

研究内容

- 冬期の水田の有効活用:「冬作物の高品質化技術の開発」
 - ー 麦、なたね等の冬作物を高品質化し、水田の冬期の作付け拡大を図る
 - ・パン・中華めん用の高品質小麦品種の開発
 - ・暖地向けなたね品種の開発及び輪作体系の構築
- 水田の装置化:「生産性の飛躍的向上に資する水田高度化技術の開発」
 - ー 湿害等の水田特有の問題を克服し、生産性の飛躍的向上を可能にする
 - ・土壌水分や養分の制御技術の開発
- 土地利用型農業の超低コスト化:「生産コスト5割削減を可能とする超低コスト作物生産技術の開発」
 - ー 土地利用型農業における、作業競合の回避、大幅な作業の省力化と生産コスト削減を可能にする
 - ・地域の条件に応じた合理的輪作体系の確立



製パン性の向上

パン用小麦の高品質化



暖地向けなたね品種



制御有り なし

土壌水分制御による大豆の生産性向上



作業競合を回避する栽培技術

- ・麦類、なたね等の冬作物の高品質化により、冬期の作付け拡大を促進: **耕地利用率向上**
- ・ほ場の高度化による新たな水田農業システムの構築により、耕地利用を高度化(温暖地: 2年3作→2年4作、3年5作): **高い土地生産性**
- ・生産コストを現状の5割程度削減する超低コスト作物生産技術を確立: **高い労働生産性**

我が国農業の競争力と食料自給力の強化に貢献

43 地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発

【1, 503(1, 414) 百万円】

対策のポイント

国産バイオマスエネルギーの利用促進を図り、地域の活性化に貢献するため、食料供給と両立する低コスト・高効率なバイオマス利用技術を開発します。

<背景/課題>

- ・温室効果ガス排出量を大幅に低減させ、化石燃料に代わる再生可能エネルギーの使用割合を引き上げていくためには、カーボンニュートラルなバイオマスを燃料や素材として、低コストかつ効率的に利用する技術の開発が必要。
- ・稲わらや林地残材等のバイオマスは地域に多く賦存しており、これらを有効利用する技術を開発することを通じて農山漁村の活性化を進めることが必要。

政策目標

食料供給と両立する低コスト・高効率なバイオマス利用技術を開発（バイオエタノールについては生産コスト100円/Lを目指す）

<主な内容>

①低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発

稲わら等作物の非食用部や木質バイオマスから、低コスト・高効率にバイオ燃料を生産する革新的な技術を開発します。

また、安価なバイオ燃料用原料の調達を可能とする収集技術、作物育成・栽培技術を開発します。

②バイオマスマテリアル製造技術の開発

林地残材等の未利用資源の利用拡大を図るため、バイオマスプラスチック等石油化学製品に代替するバイオマスマテリアルの製造技術等を開発します。

③革新的なCO₂高吸収バイオマスの利用技術の開発

CO₂を効率よく吸収・固定しエネルギー等に変換することが期待できる藻類等バイオマスの利用技術を開発します。

④バイオマス利用モデルの構築・実証・評価

バイオマスのエネルギー利用とマテリアル利用を総合的に行うバイオマス地域循環利用モデルの構築等を行います。

地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発

1, 503(1, 414) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）

(03-3502-0536 (直))

地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発

温室効果ガス排出量削減に向けた技術開発の推進

低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発

・**農林バイオマス3号機**
小規模ガス化・発電、メタノール変換技術を開発。



・**木質のアルカリ蒸解技術**
木材中に含まれるリグニンを除去するためアルカリによる前処理法を開発。



バイオマス由来ガスを利用目的・形態に適した炭化水素に変換する技術(BTL)を開発する。また、効率的な発電のためのバイオマス由来ガス生成技術を開発する。

糖化発酵法によるエタノール生産では、セルラーゼの高機能化等の成果を取り入れ、一連のシステム技術の開発を進める。

食料供給と両立する低コスト・高効率な 国産バイオマスエネルギー生産技術を開発

革新的なCO₂吸収バイオマスの利用技術の開発

CO₂直接利用技術の開発

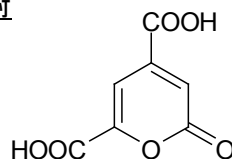
温室効果ガスの排出量の低減に直接つながるバイオマス利用技術の開発



CO₂を効率的に吸収・固定しエネルギー等に変換することが期待できる藻類等バイオマスの利用技術を開発する。

バイオマスマテリアル製造技術の開発

・**新規高分子素材生産技術**
リグニンから新規高分子素材を生産する技術の開発に取り組み、従来の3倍の接着能力を有する金属用接着剤を開発。



木質バイオマス由来のエタノール製造において、コスト低減に貢献する副生物利用技術としてのリグニン利用技術の開発を進める。

バイオマス利用モデルの構築・実証・評価

・テンサイ及び馬鈴しょを対象に、新たな栽培技術の導入により、エタノール生産に必要な栽培・輸送工程のエネルギーが20%以上削減可能であることを試算。



エタノール発酵副産物を多段階利用することで得られる経済的効果を評価に加えること等により、ライフサイクルでのコスト及びエネルギー消費量を削減する。

44 農林水産分野における地球温暖化対策のための 緩和及び適応技術の開発

【675(0)百万円】

対策のポイント

農林水産分野における温室効果ガスの排出削減技術・吸収源機能向上技術、温暖化の進行に適応した農林水産物の生産安定技術を開発します。

<背景/課題>

- ・我が国の温暖化ガス排出量削減目標の達成に向けて、農林水産分野における温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量削減、吸収源機能の向上が必要。
- ・地球温暖化の進行に適応した農林水産物の収量・品質等の安定化に取り組む必要。

政策目標

- 温室効果ガスの排出削減技術、吸収源機能向上技術の開発
- 影響評価に基づく温暖化の進行に適応した生産安定技術の開発

<主な内容>

①農林水産分野における温暖化緩和技術の開発

農林水産分野における温室効果ガスの発生・吸収メカニズムの解明を行うとともに、温室効果ガスの排出を削減させる技術、森林や農地土壌などの吸収源機能を向上させる技術の開発を行います。

②農林水産分野における温暖化適応技術の開発

農林水産分野における温室効果ガスのモニタリングを行うとともに、最新の気候変動モデルを用いた精度の高い収量・品質予測モデル、水資源予測モデル等を開発し、影響評価を行います。また、影響評価に基づき、温暖化の進行に適応した生産安定技術を開発します。

農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発

675(0)百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：農林水産技術会議事務局研究開発官（環境）

(03-3502-0536(直))

農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発

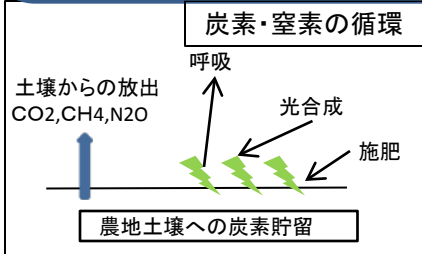
我が国の温室効果ガス排出削減に向けた技術開発の推進

- ・我が国の温暖化ガス排出量削減目標に向けて、農林水産分野における温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素）の排出量削減、吸収源機能向上が必要。
- ・地球温暖化の進行に適応した農林水産物の収量・品質等の安定化に取り組む必要。

緩和技術

- 農地・森林・海域における温室効果ガス発生・吸収メカニズムの解明

・炭素・窒素循環統合モデルの構築



活用



- 温室効果ガスの排出削減技術の開発
- 温室効果ガスの吸収源機能向上技術の開発

・農地土壌の炭素貯留能の向上
・森林による炭素吸収源機能の向上



連携



適応技術

- モニタリングの強化
- 最新の気候変動モデルによる温暖化影響の予測と評価

・栽培管理、土壌、品種等を考慮した収量・品質予測モデルの構築
・水資源予測モデルの構築

活用



- 影響評価を踏まえた生産安定技術の開発

・農地・山地災害への適応
・新たな感染症、病害虫の発生予測と対策



- ◎今後の国際交渉の場における科学的裏付けとしての活用
(IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第5次報告書に研究成果を反映)
- ◎農林水産分野における温室効果ガスの排出削減・吸収源機能の向上
- ◎温暖化の進行に適応した農林水産物の収量・品質の安定化
- ◎途上国に対する温室効果ガス排出削減に係る技術協力等に活用

45 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 【6, 183 (6, 516) 百万円】

対策のポイント

農林水産業・食品産業の発展のための農林水産政策の推進及び現場における課題の解決を図るため、実用化に向けた技術開発を提案公募方式により推進します。

<背景／課題>

農林水産業・食品産業の技術上の課題の解決や農商工連携の推進により地域の活性化を図るためには、実用化段階の研究開発成果を生産現場への普及や民間企業による事業化に速やかに結びつける必要があります。

政策目標

農林水産政策の推進方向や現場の要請に的確に対応した実用技術の開発を推進

<主な内容>

1. 新技術開発事業委託費 5, 973 (6, 357) 百万円
 - ①研究領域設定型
各行政部局等からの要請に基づき、農林水産政策の推進に資するための研究領域を設け、その実用化に向けた技術開発を支援します。
 - ②現場実証支援型（従来の現場提案型を再編）
大学、民間企業等の地域の関係者による技術開発から改良、開発実証試験までの取組を切れ目なく支援します。
 - ③機関連携強化型（新設）
公設試験場が他の都道府県の公設試験場との研究連携協定を策定した場合に、当該試験場を含む共同研究グループによる技術開発を支援します。
 - ④緊急対応型
年度途中で突発的に生じた農林水産・食品分野の政策課題に対応する研究開発を支援します。
2. 課題評価、進行管理、成果の普及等の推進に関する調査分析委託費 153 (159) 百万円

研究課題の審査・評価、進行管理、成果の普及等に関する調査分析及びマッチング機会増大による技術開発成果の普及・実用化を推進します。

（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体等）

（お問い合わせ先：
農林水産技術会議事務局研究推進課（03-3502-5530(直)）

平成22年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業の研究タイプ

◎ 研究領域設定型研究

行政部局等からの要請に基づき、農林水産政策推進上の重要性等を勘案して、研究領域を設定し公募

研究期間：原則3年以内
1 課題研究費：5千万円以内／年

◎ 現場実証支援型研究

地域活性化に資する観点から、研究領域は設定せず、地域における自由な発想を生かして現場から提案を公募

研究期間：原則3年以内
1 課題研究費：3千万円以内／年

◎ 機関連携強化型研究

研究連携協定の策定を前提に、研究領域は設定せず、提案を公募

研究期間：原則3年以内
1 課題研究費：5千万円以内／年

◎ 緊急対応型調査研究

農林水産分野における災害の発生や、その他の突発的な事象等の緊急課題に対応し、その都度公募（年数回）

研究期間：年度内
1 課題研究費：1千万円以内／年

○ 22年度における研究領域

- ① 競争力強化のための生産システムの改善
- ② 新たな可能性を引き出す新需要の創造
- ③ 地域農林水産資源の再生と生態系保全
- ④ 食品産業の競争力強化と農林水産物・食品の輸出拡大
- ⑤ 温室効果ガス排出削減のための省エネルギー、新エネルギー対策

◎ 従来の「現場提案型研究」を再編したタイプです。

<再編のポイント>

- ① 事業化や普及に速やかに供することが可能な技術の開発を推進します。
- ② 技術開発から改良、開発実証試験まで切れ目なく支援し、いち早く生産現場や企業がその成果を活用できるようにします。

◎ 平成22年度から新設するタイプです。

<新設のポイント>

- ① 地域の研究資源の利用効率を飛躍的に向上させる体制の構築を促進します。
- ② 共同研究グループに参加する公設試験場同士が研究連携協定を策定することが応募の要件となります。
- ③ メリット措置として、委託研究の実施のために必要な経費を支援するとともに、間接経費の上限を35%とし、研究連携協定に基づく役割分担や連携強化の下での研究体制の整備を支援します。

46 森林・林業・木材産業づくり交付金

【7,085(13,222)百万円】

対策のポイント

地域の自主性・裁量を尊重しつつ、森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、必要な経費について都道府県等に対し一体的な支援を行います。

<背景／課題>

- ・京都議定書目標達成計画に基づき、1,300万炭素トンを森林の吸収で賄うことが必要
- ・効率的かつ安定的な林業経営を担い得る事業者等による施業集約化の推進が重要
- ・木材（用材）の自給率(H20)は24.0%
- ・年間約2,000万m³（推計）発生している林地残材は、ほとんどが未利用

政策目標

- 平成25年度までに、育成単層林から育成複層林へ7.2万haを誘導
- 意欲ある事業者による事業量のシェアを拡大
（素材生産量 5割(H17)→6割(H27)、造林面積 6割(H17)→7割(H27)）
- 木材供給・利用量を拡大（1,700万m³（H16）→2,300万m³（H27））

<主な内容>

1. 望ましい林業構造の確立

施業集約化に取り組む能力・体制を有すると認められ、かつ一定以上の素材生産能力を有する林業事業者等が高性能林業機械を導入する際の助成の優遇（交付率1/3→1/2）等を行います。

2. 木材利用及び木材産業体制の整備推進

品質・性能の確かな地域材の供給、外材から国産材への原料の転換、製紙用間伐材チップの安定供給などに必要な施設の整備を進めます。また、地域材を利用した公共施設の整備、石炭火力発電所における間伐材等の混合利用に必要な燃料用木質バイオマスの生産・利用施設の整備など木質バイオマスの総合的な利用を推進します。

※ 間伐、路網整備等については森林整備事業（公共）で実施するほか、平成21年度第1次補正予算の「森林整備加速化・林業再生事業」や平成21年度第2次補正予算における「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」等の活用により実施します。

（ 交付率：定額（1/2、4/10、1/3等）
事業実施主体：都道府県、市町村、森林組合、林業事業者、木材関連業者等 ）

お問い合わせ先：

1の事業	林野庁経営課	(03-3502-8055 (直))
2の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2292 (直))
	林野庁木材利用課	(03-6744-2297 (直))
間伐・路網整備等について	林野庁整備課	(03-3591-5893 (直))

47 森林整備地域活動支援交付金

【[所要額] 7, 120 (9, 945) 百万円】

対策のポイント

森林所有者等による森林施業の集約化などに必要な「森林情報の収集活動」及び「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」や、森林施業の実施に必要な「施業実施区域の明確化作業」等について支援します。

<背景/課題>

- ・低コストで効果的な森林整備を進めるためには森林施業の集約化が必要です。
- ・森林施業の集約化にあたっては林齢、樹種、林道からの距離など森林施業の必要性が判断できる情報の収集が必要です。
- ・また、計画的かつ一体的な森林施業を実施するには施業実施区域の明確化等が必要です。
- ・さらに、森林施業の集約化及び森林施業の実施を促進するためには、森林所有者の高齢化、不在村森林所有者などにより不明になりつつある森林の境界を明確にすることが必要です。

政策目標

森林施業の集約化を促進し、適切な森林整備の促進を図り、森林の有する多面的機能の発揮

<主な内容>

1. 森林施業の集約化に必要となる地域活動への支援

森林施業の集約化のために必要となる「森林情報の収集活動」について、1ha当たり15,000円を交付することにより支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：都道府県

2. 森林施業の実施に必要となる地域活動への支援

森林施業計画が作成された森林で、森林施業の実施に必要な「施業実施区域の明確化作業」等の地域活動を対象として、1ha当たり年間5,000円を交付することにより支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：都道府県

3. 森林施業の集約化や森林施業の実施に必要となる地域活動への支援

「施業集約化・供給情報集積事業」の対象となる森林において、実施される「森林情報の収集活動及び境界の明確化等」に対して、人証を使った場合1ha当たり24,000円、人証を使わなかった場合20,000円を交付することにより支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：都道府県

4. 交付金の適正かつ円滑な交付に必要となる経費への助成

交付金に関する説明会の開催や地域活動の実施状況の確認など、地方公共団体が交付金を適正かつ円滑に交付するのに必要となる経費を助成します。

（補助率：定額）
事業実施主体：都道府県、市町村

[お問い合わせ先：林野庁企画課（03-3593-6115（直））]

森林整備地域活動支援交付金

【背景】

近年、森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、森林所有者の施業意欲が減退し、適時適切な森林施業が十分に行われないなど、森林の有する多面的機能の発揮に支障を来しかねない事態が生じている。

事業の概要

計画的な森林施業が
予定されていない森林

- 森林施業の集約化に必要な「**森林情報の収集活動**」について
調査面積1ha当たり15,000円を交付
※森林施業計画が作成された森林と一体的に実施するもので一定の要件を満たす場合、森林施業計画が作成された森林でも実施可能
- 市町村長が認定する森林において実施する「**森林情報の収集活動及び境界の明確化等**」について
＜人証を使った場合＞
1ha当たり24,000円を交付
＜人証を使わなかった場合＞
1ha当たり20,000円を交付

森林情報の収集活動



境界の明確化等



森林所有者への

施業提案に活用

既に森林施業計画が作
成されている森林

- 森林施業の実施に必要な「**施業実施区域の明確化作業**」及び「**歩道の整備等**」について
一定林齢以下の育成林1ha当たり
5,000円を交付

施業実施区域の明確
化作業



歩道の整備等



森林施業の集約化や森林施業の実施に必要なこれらの支援を実施することにより、適時適切な森林整備が促進され森林の有する多面的機能の発揮に資することとなる。

48 山村活性化総合推進事業

【537(722)百万円】

対策のポイント

NPO法人等、地域の多様な主体の連携により、森林資源を活用した新たな起業等、山村の活性化のための自主的な取組を推進します。

<背景/課題>

- ・山村は、森林の有する多面的機能の発揮に重要な役割を果たす一方、過疎化・高齢化の深刻化により、森林の整備及び保全に支障をきたすことが懸念されています。
- ・このため、多様な主体の連携により、低炭素化に貢献する森林バイオマスの積極的な利活用、教育・健康分野での森林・山村の活用等を推進することで、豊富な森林資源から新たな付加価値を創出し、山村の活性化を図ることが必要です。

政策目標

- 森林資源の新たな活用により、山村を活性化
- 新規定住者が増加している山村を4割に増加（H24）

<主な内容>

1. 社会的協働による山村再生対策構築事業 290(350)百万円
森林資源の利用によるCO2排出削減量の取引、新素材・エネルギーの事業化等、山村における新たな付加価値の創造や都市の企業等とのマッチングを支援します。
（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体
2. 山村再生総合対策事業 177(295)百万円
山村特有の資源を活用した新たなビジネスモデルの確立に向け、NPO等多様な主体が実施する自主的な取組を推進します。
（補助率：定額、1/2）
事業実施主体：民間団体
3. 森林総合利用推進事業 50(0)百万円
里山林の整備と里山資源の活用を組み合わせ、自立・継続的に実施できる地域モデルを実証、確立し、全国的な取組の拡大を図ります。
（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：林野庁計画課（03-3502-0048（直））]

49 森林の生物多様性保全総合対策事業

【1,013(168)百万円】

対策のポイント

生物多様性条約第10回締約国会議の日本開催等を契機とし、森林生態系の調査、保護・管理技術の開発等により、生物多様性保全を総合的に推進します。

<背景／課題>

- ・生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）議長国としての先導的な役割を果たす必要があります。
- ・国土の7割を占める森林について、生物多様性の保全に関する施策を適切に実施するための多様性に関する状況の把握や、国民の理解の増進、我が国の取組の国内外への発信などが求められています。

政策目標

平成23年度までに「生物多様性の認知度」を50%に引き上げ

<主な内容>

1. 森林生態系多様性基礎調査 405(0)百万円
全国土を対象に植生等の生物多様性に関する定点観測を実施します。あわせて、データの分析等を行い、生物多様性の保全に向けた森林施策の検討に活用します。
（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）
2. デジタル森林空間情報利用技術開発事業 293(0)百万円
デジタル空中写真の撮影データを解析することにより、森林植生等の属地的な森林の状況について、効率的かつ高精度に把握するための実用化技術を開発します。
（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）
3. 森林環境保全総合対策事業 305(158)百万円
森林の生物多様性保全に向けて、森林の保護・管理に係る技術開発や、我が国における取組の国内外への発信、野生鳥獣被害対策技術の開発等を促進します。
（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

お問い合わせ先：

- | | | |
|---|----------------|--------------------|
| { | 1、2の事業 林野庁計画課 | (03-6744-2300 (直)) |
| | 3の事業 林野庁研究・保全課 | (03-6744-2311 (直)) |

50 森林づくり国民運動推進事業

【121（182）百万円】

対策のポイント

地球温暖化防止や生物多様性の保全に向け、森林・林業について広く国民の理解を促進する緑化行事や企業等が参加する森林づくり活動等を支援します。

<背景／課題>

・地球温暖化防止や生物多様性保全に向けた国内の森林整備を国民運動として推進するには、これまで以上に幅広い層へ森林づくり活動への参加を促すとともに、多様な主体が参加する森林づくり活動等への支援を進めることが必要です。

政策目標

森林づくりに参加する企業、NPO等の数を増加させるとともに、国民の森林・林業に対する理解を促進

<主な内容>

1. 緑化等に対する国民の理解の促進

全国規模での緑化活動の推進を支援します。

（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体）

2. 地球温暖化防止や生物多様性保全に向けた森林づくりの実践支援

幅広い層による森林づくり活動や森林生態系保全活動等を支援します。

（補助率：定額、1/2）
（事業実施主体：民間団体）

3. 企業等に対する森林づくりへの参加の働きかけ

森林づくりに関心のある企業等の活動の促進に向けた取組を支援します。

（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体）

4. 地域のシンボリックな里山や巨樹・古木等の保全・管理技術の開発と普及

里山、巨樹・古木等の保全・管理技術開発及び技術情報の提供・普及を支援します。

（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先：林野庁研究・保全課（03-3502-8243（直））]

51 集約化施業促進等経営支援対策

【730(2,044)百万円】

対策のポイント

施業集約化の加速化を図るため、集約化に取り組む事業体の育成と不在村森林所有者への働きかけ等を強化し、持続的な林業経営と国産材の安定供給体制を確立します。

<背景／課題>

- ・今後10年間で人工林の約6割が利用可能な高齢級の森林に移行します。
- ・今後、主伐期を迎えるに当たって、林業への再投資により森林資源の循環利用を担える林業経営体・事業体を育成することが必要です。
- ・提案型集約化施業の推進による事業量の増大への対応、私有林の約1/4を占める不在村者の所有森林への森林施業の働きかけが喫緊の課題です。

政策目標

集約化施業に取り組む林業経営体・事業体が平成23年度末までに全ての私有林をカバーできる体制を構築

<主な内容>

1. 施業集約化・供給情報集積対策

610(524)百万円

提案型集約化施業の取組を一層拡大するため、集合研修に加え、専門家の派遣や0JT研修により「森林施業プランナー」の養成を加速化するとともに、不在村者に対する森林施業の働きかけの強化等を実施します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：全国森林組合連合会等

2. リースによる高性能林業機械の導入促進対策

120(70)百万円

高性能林業機械の導入手段の多様化と入手コストの軽減を通じた林業事業体の育成と生産性の向上を図るため、リースによる導入を支援します。

なお、導入支援対象機種にハーベスタ、プロセッサ、スイングヤーダ、フェラーバンチャのアタッチメントを追加します。

補助率：定額（リース料の8～12%程度）
事業実施主体：全国木材協同組合連合会

（お問い合わせ先：林野庁経営課（03-3502-8048（直）））

集約化施業促進等経営支援対策

背景

- 我が国の森林資源は人工林を中心に成熟
- 木材加工技術の向上等による国産材利用の増加
- 小規模な森林所有者が多くを占める所有構造
- 森林所有者の高齢化、不在村化等による森林所有者の施業意欲の低下

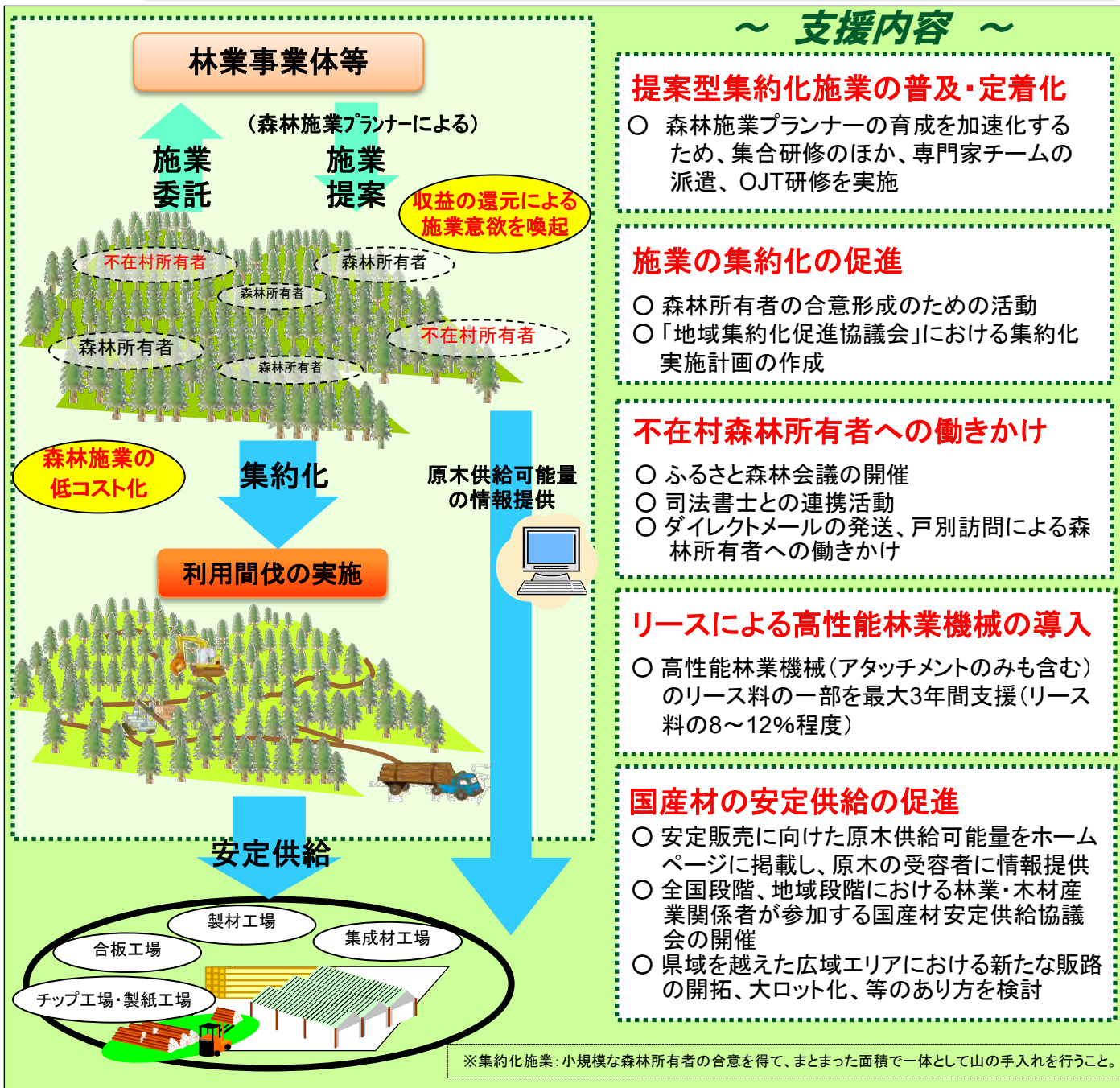
☆国産材の安定供給への期待の高まり

課題

- ★山の手入れ(森林施業)の低コスト化など採算性の向上により、森林所有者へ収益の還元を図る
- ★森林施業の委託を森林所有者に働きかける森林施業プランナーの育成を加速化する
- ★意欲ある林業事業体の素材生産等のシェアを拡大する

目標

平成23年度末までに全ての私有林で集約化施業に取り組める体制を構築



52 緑の雇用総合対策事業

【[所要額] 9, 527(9, 762) 百万円】

対策のポイント

雇用拡大に向けた新規就業者・参入者の実地研修や中堅層の能力向上対策を実施するとともに、人材育成のあり方を見直すための調査を実施します。

<背景/課題>

- ・森林吸収源対策として適切な森林整備を支える労働力の確保と林業経営の担い手の確保・育成・定着を図ることが必要です。
- ・また、こうした人材の効率的・効果的な育成方法について検討することが必要です。

政策目標

減少が見込まれる林業労働者数について、
森林整備を実施するために必要な水準を維持
〈平成27年推計値 4万人 → 5万人程度〉

<主な内容>

1. 緑の雇用担い手対策事業 [所要額] 9, 050 (9, 685) 百万円

林業経験のない方が①基本的な技術を習得できるよう1,800人を対象としたOJT研修等、②作業実態等の理解を図るため570人を対象とした3ヶ月程度のトライアル雇用に必要な経費を雇用主に対して支援します。

〔補助率：①定額（研修費9万円/月・人、講師代2万円/日・人、最長10ヶ月間）
②定額（研修費8千円/日・人、講師代2万円/日・人、最長3ヶ月間）
事業実施主体：全国森林組合連合会〕

2. 林業就業者能力向上対策事業 290(0) 百万円

コスト管理など現場管理のできる人材を育成するため、必要な研修を実施するためのカリキュラム等の策定や研修参加に必要な経費に対して支援します。

〔補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体〕

3. 林業経営者育成確保事業 121(0) 百万円

人材育成の充実・強化に向けた調査、大学等による中核的林業経営者養成、林業高校生に対する林業経営・就業体験等に必要な経費を支援します。

〔補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

〔お問い合わせ先：

1、2の事業 林野庁経営課 (03-3501-3810 (直))
3の事業 林野庁研究・保全課 (03-6744-2311 (直))

53 木材産業活性化総合対策事業

【222(272)百万円】

対策のポイント

地域における木材関係企業等の連携促進や木材製品の品質・性能の向上に取り組むとともに、間伐材チップの安定供給体制づくりを推進します。

<背景／課題>

- ・森林整備の推進や木材自給率（平成20年：24.0%）の向上には、間伐材等の利用拡大が喫緊の課題であり、木材需要の大半を占める住宅及び製紙への利用拡大が必要です。
- ・国内製材工場の94%は中小規模で、品質・性能の均一な製材品の安定供給に向けた企業間連携、技術の向上及び機械設備等の改善が必要です。
- ・製紙用針葉樹チップの4割は輸入製品に依存しており、間伐材チップ等の利用拡大に向けた体制整備が必要です。

政策目標

国産材供給・利用量を平成27年までに2,300万³に拡大
(H16:1,700万³)

<主な内容>

1. 地域材の水平連携加工システム推進事業 42(71)百万円
中核工場と連携する中小製材工場の生産品目等の転換、連携体制構築に向けた協議会活動、中核工場の品質向上のための技術指導に必要な経費を補助します。
(補助率：定額、1/2)
(事業実施主体：民間団体)
2. 製紙用間伐材チップの安定供給支援事業 22(30)百万円
地域の間伐材チップの安定供給のための計画作成等及び取引方法の明確化のための指針作成等を行うために必要な経費を補助します。
(補助率：定額)
(事業実施主体：民間団体)
3. 木材供給高度化設備リース促進事業 158(171)百万円
製材業、木材販売業等を営む企業が機械設備をリースにより導入する場合、そのリース料の一部を助成します。
(補助率：定額)
(事業実施主体：全国木材協同組合連合会)

[お問い合わせ先：林野庁木材産業課 (03-6744-2292(直))]

54 国産材利用拡大総合対策事業

【1, 554(321) 百万円】

対策のポイント

住宅・建築資材、土木・建具等多様な分野での国産材利用の拡大に取り組むとともに、国産材利用の啓発・普及を推進します。

<背景/課題>

- ・平成20年の木材自給率は、24.0%（対前年比1.4ポイント増加）で4年連続向上。
- ・国産材需要の過半を占める住宅分野について、平成20年の新設住宅着工戸数は109万戸と、平成15～19年の同平均119万戸と比較し低位な状況。

政策目標

国産材供給・利用量を平成27年までに2,300万^m³に拡大
(H16：1,700万^m³)

<主な内容>

1. 住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業 488(290) 百万円

「顔の見える木材での家づくり」等地域材住宅づくり活動、長期優良住宅等に対応した地域材による住宅部材の開発、木造建築設計の担い手育成等を支援します。

（補助率：定額、1/2）
事業実施主体：民間団体

2. 地域材利用加速化支援事業 702(0) 百万円

建築物の防火性能向上のためのデータ取得、室内化学物質が健康に及ぼす影響の検証、国産材住宅に係る情報発信力の強化、型枠用合板等の原料を外材や非木質原料から国産材へ転換するための技術開発、内装材など資材ごとの国産材の安定供給に向けた仕組みづくり等を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体

3. 木材利用によるグリーン・コーポレート対策事業 148(0) 百万円

国産材利用の実需拡大を図る「木づかい運動」について、企業等のニーズに応じた情報提供やマッチングの場の提供等を実施します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体

4. 違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業 139(0) 百万円

市場における違法伐採木材排除のために、合法性証明の取組状況のモニタリングや、輸入木材の調査、合法木材の普及等を推進します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体

お問い合わせ先：

1、2の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2294 (直))
3、4の事業 林野庁木材利用課 (03-6744-2296 (直))

55 木質バイオマス利用加速化事業

【622（0）百万円】

対策のポイント

電力事業等の大口需要者への供給体制の確立、及び公共施設や一般家庭など小口需要の拡大に一体的に取り組み、木質バイオマスの利用を総合的に推進します。

<背景／課題>

- ・間伐材等の林地残材が年間約2,000万 m^3 （推計）発生しているが、ほとんどが未利用。
- ・電力事業において間伐材の大量・安定的な利用を志向する動きが強まっている。
- ・木質ペレットの生産量は約4,000トン（平成15年）から約38,000トン（平成20年）に増加。

政策目標

燃料または発電用の木質バイオマス利用量（間伐材等の林地残材由来）
31万 m^3 （平成20年）→300万 m^3 （平成24年）

<主な内容>

1. 原木等供給者と需要者間の需給のマッチングに対する支援

流通コーディネーターに必要な人材の育成強化のための研修会の開催や木質バイオマス供給者と需要者ニーズを的確に結びつけるマッチング活動に対し支援します。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体）

2. 林地残材の収集・運搬コストの低減のための取組への支援

間伐材等の林地残材の搬出・運搬コスト低減のための先進的・実証的な取組に対し支援します。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体）

3. 木質ペレットの安定的な販路の開拓、流通体制の整備等の推進

地域における木質ペレット等の安定的な販路の開拓及び需要に見合った生産・集荷・流通体制の整備を図る取組みに対し支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

4. 木質バイオマス普及のための基盤づくりに対する支援

(1) 木質バイオマス利用機器の開発・改良

木質バイオマス利用機器の低コスト化や性能向上のための試作品の製作・改良、木質ペレットストーブの性能向上等に関する共同開発の実施に対し支援します。

（補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体）

(2) 規格化した木質ペレットの安全性や燃焼効率の試験等

規格化した木質ペレットの安全性や燃焼効率の調査等に対し支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

（お問い合わせ先：

1 の事業

林野庁木材産業課（03-6744-2291（直））

2～4 の事業

林野庁木材利用課（03-6744-2297（直））

56 漁業共済・漁業経営安定対策(積立ぶらす)

【20, 255(22, 612)百万円】

対策のポイント

漁業共済・漁船保険制度により、異常な事象や不慮の事故等による漁業経営への影響を緩和するとともに、経営改善に取り組む経営体を対象に漁業共済の上乗せ補てんを行い、その経営改善を支援します。

<背景/課題>

- ・ 燃油の高騰、漁業資源の減少等漁業経営を取り巻く状況が悪化するとともに、漁業就業者の高齢化、漁業生産構造の脆弱化が進行。
- ・ 漁業経営の安定のためには、異常な事象や不慮の事故によって受けることのある損失を補てんするとともに、収入変動の影響を緩和して経営改善を支えるための施策が必要。

政策目標

現在、約1.5万経営体の「効率的かつ安定的な経営体」を約2.5万経営体に引き上げ、効率的かつ安定的な漁業経営が太宗を担う(漁業生産額の約8割)漁業生産構造を実現

<主な内容>

1. 漁業共済及び漁船保険の加入漁業者に対する掛金助成等

15, 281(15, 535)百万円

漁業災害補償法及び漁船損害等補償法に基づき、漁業共済及び漁船保険加入漁業者に対して掛金の国庫補助をします。

補助率：定率
事業実施主体：国(漁船再保険及び漁業共済保険特別会計)

2. 漁業経営安定対策事業(積立ぶらす)

3, 067(5, 101)百万円

経営改善に取り組む経営体を対象として、収入が減少した場合に漁業者が拠出した積立金と国費により漁業共済の経営安定機能に上乗せした形で補てんします。

補助率：定額
事業実施主体：全国漁業共済組合連合会

3. その他制度の運営に伴う事業

1, 907(1, 977)百万円

漁業共済制度及び漁船保険制度の健全な運営に資するため、加入の促進、運営経費の一部補助、団体の組織再編の検討等に必要経費助成を行います。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：漁業共済組合等

(お問い合わせ先：水産庁漁業保険管理官(03-6744-2355(直)))

漁業共済・漁業経営安定対策（積立ぶらす）

平成22年度概算決定額
20,255 百万円

積立ぶらす

事業の目的

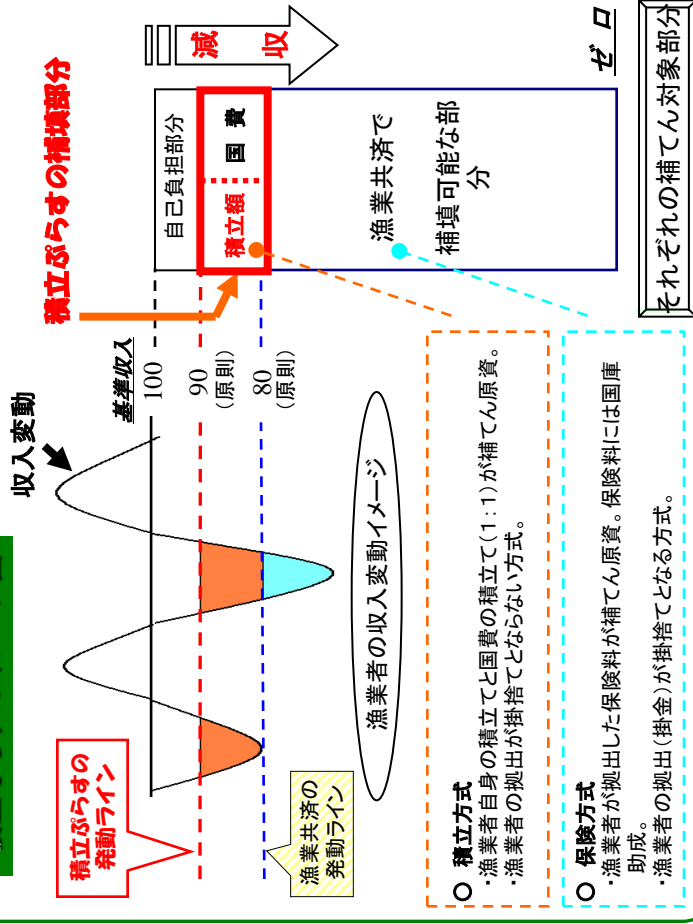
積極的かつ計画的に経営改善に取り組み漁業者を対象に、漁業共済の経営安定機能に上乘せした形で、収入の変動による影響を緩和し、その経営改善を支援します。

事業の内容等

経営改善に取り組み経営体を対象として、その経営改善を支えるため、収入が減少した場合に漁業者が拠出した積立金と国費（1：1）により補てんを行います。

○ 事業実施期間：平成20～29年度（1経営体当たりの支援期間は5年）

積立ぶらすのイメージ図



制度の目的

中小漁業者が異常の事象や不慮の事故によって受ける損失を補てんすることにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定を図ります。

漁業共済の種類及び内容

漁獲共済	漁船漁業を中心に、不漁等により漁獲金額が減少した場合の損失(経費相当部分に限る。)を補償
養殖共済	魚類養殖業を中心に、養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補償
特定養殖共済	ほたてやわかめ等の政令で定める特定の貝類、藻類養殖業について、品質の低下等により生産金額が減少した場合の損失(経費相当部分に限る。)を補償
漁業施設共済	供用中の養殖施設又は定置網等の漁具の損壊等による損害を補償

国の支援

漁業者が支払う共済掛金や、漁業共済団体の事業運営経費の一部を助成するとともに、漁業共済団体が行う共済事業に係る保険事業を実施。

漁船保険制度

制度の目的

漁船の不慮の事故によって受ける損害など補てんすることにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定を図ります。

漁船保険の種類及び内容

- 漁船保険：漁船の不慮の事故による損害を補てん
- 漁船船主責任保険：漁船の運航に伴って生じた不慮の費用及び損害賠償責任に基づく損害を補償
- 漁船積荷保険：漁船に積載した漁獲物等の事故により生じた損害を補償

国の支援

漁業者が支払う保険料の一部を国庫負担、漁船保険団体の事業運営経費の一部を助成するとともに、漁船保険団体が行う保険事業に係る再保険事業を実施。

57 燃油・養殖用配合飼料の価格高騰対策

【1,955(0)百万円】

対策のポイント

燃油や養殖用配合飼料価格の高騰による影響を緩和するため、漁業者・養殖業者と国の拠出により補てん金を交付するセーフティーネットの仕組みを創設します。

<背景/課題>

- ・漁業・養殖業は経費に占める燃油費・飼料費の割合が高いことから、燃油価格・配合飼料価格の動向は経営に大きな影響。
- ・原油価格は国際的な需給関係だけでなく、投機資金の流入などの要因により乱高下。
- ・燃油価格・配合飼料価格は中長期的には依然として上昇基調にあると考えられることから、漁業・養殖業の体質強化を基本としつつも、これと併せて平成20年のような漁業用燃油価格の高騰や平成18年のような配合飼料価格の高騰の影響を緩和するセーフティーネットの構築を図ることが、水産物の安定供給を確保していく上で重要。

政策目標

国際競争力のある経営体の育成・確保

<主な内容>

漁業経営セーフティーネット構築事業

(1) 漁業用燃油価格安定対策

漁業者と国の拠出により、燃油価格が高騰したときに補てん金を交付し、漁業経営の安定を図ります。

(2) 養殖用配合飼料価格安定対策

養殖業者と国の拠出により、配合飼料価格が高騰したときに補てん金を交付し、養殖業経営の安定を図ります。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

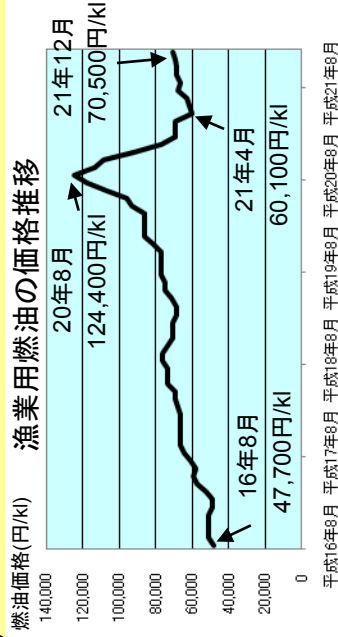
- (1) の対策 水産庁企画課 (03-6744-2341 (直))
(2) の対策 水産庁裁培養殖課 (03-6744-2383 (直))

漁業用燃油・養殖用配合飼料の価格の変動に備えた経営安定対策

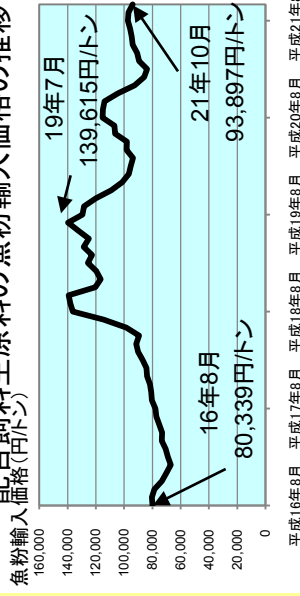
【平成22年度概算決定額 20億円】

漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が高騰したときに補てん金を交付し、経営の安定を図ります。

いま



配合飼料主原料の魚粉輸入価格の推移



燃油や配合飼料がまた値上がりしたらどうしよう。不安だな。



こうします

・燃油価格や配合飼料価格の高騰に備えて、漁業者・養殖業者と国が1対1の負担割合で資金を積み立てます。

○燃油の場合

・原油価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者に補てん金が支払われます。

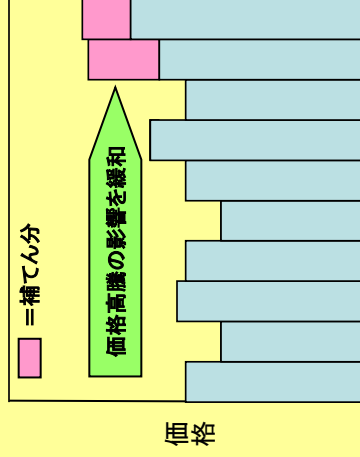
補てん単価=当該四半期の平均原油価格が、直前2年間の平均原油価格に115%を乗じた価格を超えた分

○配合飼料の場合

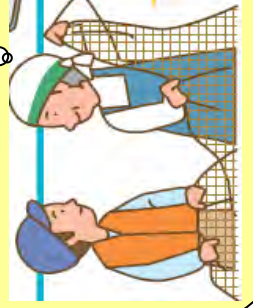
・配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、養殖業者に補てん金が支払われます。

補てん単価=当該四半期の平均輸入原料価格が直前2年間の平均輸入原料価格に115%を乗じた価格を超えた分

こうなります



燃油や配合飼料が値上がりしても安心だね！



積立しておいたからね

58 漁業者への直接所得補償調査等

【170(0)百万円】

対策のポイント

漁業所得補償制度の設計のため必要なデータの収集・整理等を実施します。

<背景/課題>

- ・漁業者が将来にわたって、持続的に漁業経営を維持していくことができるようにするための漁業所得補償制度の設計のために必要なデータの把握を行うことが必要。
- ・あわせて、次期水産基本計画の策定等、水産施策の制度見直しの検討のために必要なデータを収集することが必要。

政策目標

国際競争力のある経営体の育成・確保

<主な内容>

漁業者への直接所得補償調査等

漁業所得補償制度設計等のため、漁業経営体の経営実態等、必要なデータの収集・整理等を実施します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

〔お問い合わせ先：水産庁企画課 (03-3592-0731 (直)) 〕

59 新規就業・新規参入対策

【1, 456(1, 228) 百万円】

対策のポイント

人材の育成・確保や漁船の安全操業の確保を通じて、効率的かつ安定的な漁業経営を育成します。

<背景／課題>

- ・漁業就業者は、10年間で3割減少し、約20万人まで減少。65歳以上が約4割を占める。
- ・将来にわたり水産物を安定的に供給するには、漁業就業者の確保・新規参入を促進するとともに、漁業者による自主的な経営改善の取組の支援等により、漁業の将来を担う人材の確保・育成を図ることが急務。
- ・漁船の海難等による死者・行方不明者は年間100名を超え、全船舶で最多。

政策目標

毎年度1, 500人の新規漁業就業者を確保

<主な内容>

1. 漁業を担う人材の確保 1, 314 (916) 百万円
漁業への新規就業・参入を促進するため、新規就業希望者の長期研修、水産高校生
の現場実習、異業種との連携による新ビジネスの創出等を支援します。
(補助率：定額、1/2以内)
(事業実施主体：民間団体等)
2. 将来を担う沿岸漁業就業者の育成 86 (190) 百万円
青年・女性漁業者を対象とした漁業技術や経営管理等の研修や沿岸漁業者・漁村
女性グループが行う経営改善等を図るための取組を支援します。
(補助率：定額、1/2以内)
(事業実施主体：民間団体等)
3. 漁船の安全操業の確保 56 (122) 百万円
漁業者の安全確保のため、ライフジャケットの着用推進、漁船員に海技士免許等
を取得させるための講習会の実施等を支援します。
(補助率：定額)
(事業実施主体：民間団体等)

お問い合わせ先：

- (1、3の事業 水産庁企画課 (03-6744-2340 (直)))
(2の事業 水産庁研究指導課 (03-6744-2374 (直)))

60 漁業金融対策

【1, 311 (425) 百万円】

対策のポイント

- 認定漁業者に対する漁船・養殖施設等のための資金や、資材コストの低減等、経営改善のための運転資金について、最大無利子の利子助成を行います。
- 21年度に措置した無担保・無保証人等の漁業緊急保証対策について、期限を22年度まで延長するとともに、保証枠を1,450億円に拡充します。

<背景/課題>

一昨年秋以降の世界同時不況や資材高騰・魚価安の影響により、漁業経営が急速に悪化する中で、漁船や養殖設備に対する設備投資が進まず、運転資金などの資金繰りも滞っています。

政策目標

信用保証及び融資への支援により漁業者に対し、約1,000億円の資金融通の円滑化

<主な内容>

(「漁業緊急保証対策」については、21年度2次補正予算(案)において追加予算措置)

1. 漁船・養殖施設整備緊急融資利子補給事業 165(0)百万円

認定漁業者が漁船建造あるいは養殖用施設等の更新を行うため、日本政策金融公庫資金又は漁業近代化資金を借りた場合、利子を最大2%まで助成することにより、金利負担の軽減(低利又は無利子)を図ります。

(融資枠 60億円
補助率：定率
事業実施主体：民間団体等)

2. 漁業経営改善緊急対策事業 420(0)百万円

資材コストの低減等により経営改善に取り組む者が、運転資金を借りた場合に、利子助成(低利又は無利子)を行います。

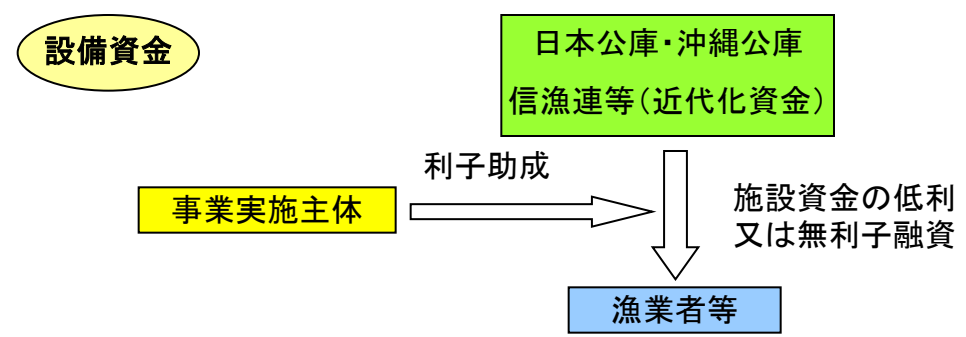
(融資枠 50億円
補助率：定率
事業実施主体：民間団体等)

(お問い合わせ先：
1の事業 水産庁水産経営課 (03-6744-2347 (直))
2の事業 水産庁水産経営課 (03-6744-2346 (直)))

漁業金融対策の概要

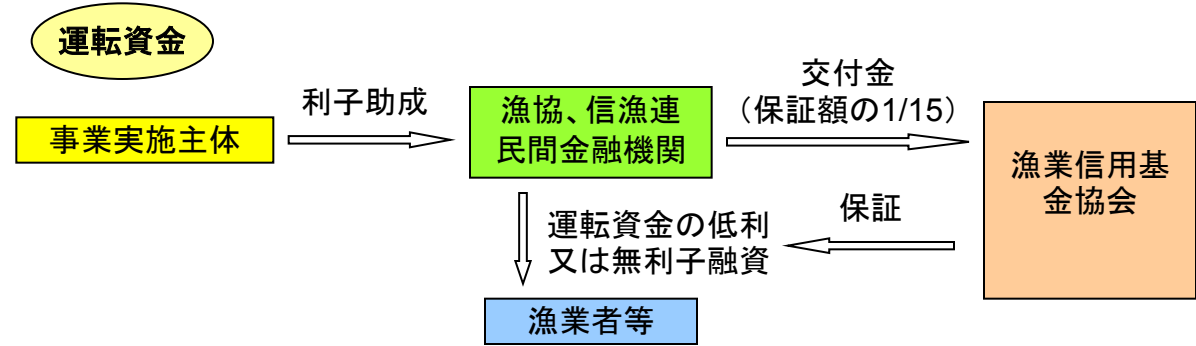
1 漁船・養殖施設整備緊急融資利子補給事業

認定漁業者が漁船建造あるいは養殖用施設等の更新を行うため、日本政策金融公庫資金又は漁業近代化資金を借りた場合、利子を最大2%まで助成(低利又は無利子化)。



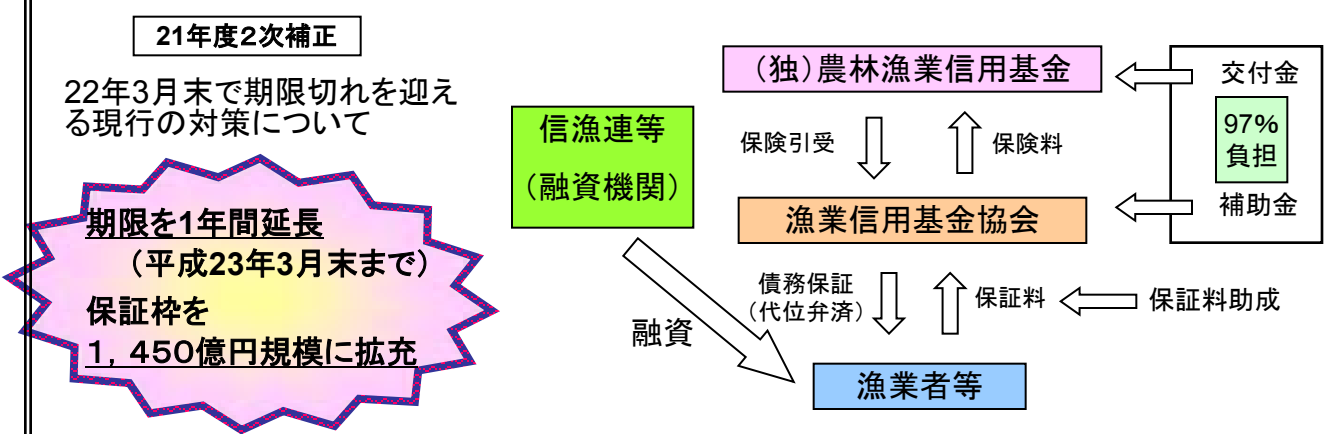
2 漁業経営改善緊急対策事業

資材コストの低減等により経営改善に取り組む者が運転資金を借りた場合、利子を助成(低利又は無利子化)。



3 漁業緊急保証対策

緊急経済対策で行った、漁業信用基金協会及び(独)農林漁業信用基金の代位弁済時の負担の大幅縮減(国が97%負担)、保証料助成について22年度においても実施。



61 漁場保全・被害対策

【12,002(2,069)百万円】

対策のポイント

大型クラゲ等の有害生物被害対策、漁場造成技術の開発や赤潮対策等による漁場保全等を推進するとともに、資源回復・漁場生産力の強化を図ります。

<背景／課題>

- ・我が国周辺水域の漁場環境は、大型クラゲ等の有害生物や漂流・漂着物、外国漁船の投棄漁具、赤潮、漁場油濁の発生、藻場・干潟の消失等で著しく低下。
- ・国として、有害生物による漁業被害、漂流・漂着物等、赤潮、漁場油濁被害、藻場等の維持管理等の対策を講ずるとともに、生物多様性の保全を推進することが喫緊の課題。

政策目標

我が国の漁業生産量（水産動植物の採捕及び養殖の事業により生産されたもの）を次のとおり確保。

現状（平成17年度）573万トン 目標（平成29年度）631万トン

<主な内容>

1. 有害生物漁業被害防止総合対策事業 1,912(890)百万円
大型クラゲ等の有害生物について、混獲回避漁具の導入促進、駆除、陸上処理、日中韓による大型クラゲ国際共同調査等の対策を総合的に支援します。
〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：民間団体等〕
2. 漁場環境・生物多様性保全総合対策事業 1,139(643)百万円
漁場環境や生物多様性を保全していくために必要な漁場造成技術の開発、赤潮対策、生物多様性の評価など、各般の対策を総合的に推進します。
〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：民間団体等〕
3. 漁場漂流・漂着物対策促進事業 72(0)百万円
漂流・漂着物のリサイクル技術の普及や発生源対策及び漁場内の漂流・堆積物の回収を安全・効率的に実施する体制の確保や漁業者負担の軽減対策を行います。
〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：民間団体等〕
4. 資源回復・漁場生産力強化事業及び漁場機能維持管理事業 8,487(0)百万円
漁業者グループが行う資源回復・漁場生産力の向上のための活動を推進します。また、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組等を支援します。
〔補助率：定額、1/2相当、1/2以内、1/3以内、1/6以内〕
〔事業実施主体：民間団体〕

お問い合わせ先：

- 1、2、3、4 水産庁漁場資源課 (03-3502-8486 (直))
4 水産庁沿岸沖合課 (03-6744-2393 (直))

漁場保全・被害対策

平成22年度概算決定額
12,002百万円

有害生物による被害の防止

(クラゲ、ザラボヤ、トド等の有害生物の監視、駆除、混獲回避漁具の導入)

生物多様性の保全

(生物多様性や環境状況を評価するための手法の開発、希少生物の保全)

赤潮対策

(被害防止のための赤潮監視と漁業者への通報、発生機構の解明)

漁場改善、増殖技術開発

(海域・湖沼の漁場改善、サンゴ増殖技術、木材利用を促進する増殖技術、底質等改善技術、貧酸素水塊対策、成長段階に応じた漁場環境の形成)

漂流・漂着ゴミの処理

(漁業系資材のリサイクル技術の普及、漂流・堆積物の回収処理)

油濁被害対策

(油濁被害の拡大防止)

資源回復・漁場生産力の強化

(輪番休漁の活用等による藻場・干潟の維持管理や海岸清掃等)

外国漁船操業被害対策

(外国漁船の操業により影響を受けている漁業者が、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組等を支援)

漁場環境の保全

持続的な漁業生産

62 環境・生態系保全対策

【761(1, 330) 百万円】

対策のポイント

国民への水産物の安定供給と公益的機能の維持を図るため、漁業者等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援します。

<背景/課題>

・水産資源の保護・培養や水質浄化等で重要な役割を果たす藻場・干潟等が環境変化等により衰退していることから、漁業者等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援し、水産資源の回復と多面的機能の発揮を図る必要があります。

政策目標

水産業・漁村の有する多面的機能の十分な発揮を確保

<主な内容>

1. 環境・生態系保全活動支援事業

国民への水産物の安定供給と公益的機能の維持を図るため、藻場・干潟等の維持・管理等の環境・生態系の保全活動を行う組織に対して交付金を交付します。

環境・生態系保全活動支援事業 701(1, 230) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. 環境・生態系保全活動支援推進事業

藻場・干潟等の保全活動を全国的に推進するため、優良事例の普及等を通じた国民への理解促進、講習会の開催等の技術的サポート等を行います。

環境・生態系保全活動支援推進事業 60(100) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

(お問い合わせ先：水産庁計画課 (03-3501-3082(直)))

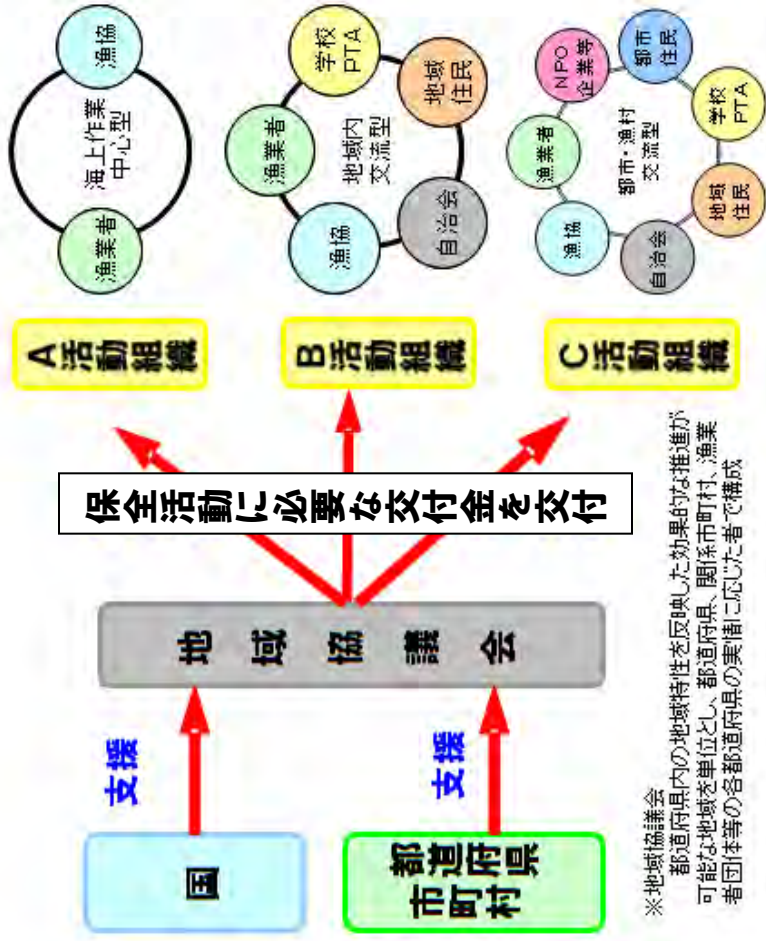
藻場・干潟等の保全活動への支援

〔平成22年度概算決定額
761百万円〕

■ 環境・生態系保全対策（平成21～25年度）


国民への水産物の安定供給と藻場・干潟等の有する公益的機能の維持を図るため、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動（長期（5年）にわたる計画的な取組（計画づくり、モニタリング、保全活動））を支援。

【事業の仕組】



※地域協議会
都道府県内の地域特性を反映した効果的な推進が可能な地域単位とし、都道府県、関係市町村、漁業者団体等の各都道府県の実情に応じた者で構成

【支援の対象（例）】

		
計画づくり	モニタリング	母藻の投入
		
食害生物の除去	アマモの移植	干潟の耕うん

63 資源調査・資源管理等

【4, 246(4, 902)百万円】

対策のポイント

適切に資源管理を行うために必要となる資源調査等の実施、漁獲可能量の管理や資源回復計画の作成等を行い、資源回復等のために漁業者が自主的に行う減船・休漁等に対する支援等を行います。

<背景/課題>

・低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進が重要課題となっている中、資源調査・評価や資源回復計画の作成・実施等により科学的知見や漁業実態に則した適切な資源管理を行うことが必要。

政策目標

資源評価対象魚種のうち、中位又は高位水準の魚種の比率を増大

<主な内容>

1. 我が国周辺水域資源調査推進事業費・国際資源対策推進事業費等

2, 617(2, 617)百万円

スルメイカ、マサバ、マグロ類等の主要な水産資源について、科学的知見に基づく適切な資源管理に必要な資源調査・評価等を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. 合理的資源管理推進事業費等

779(637)百万円

我が国周辺水域における資源回復計画の作成・実施や、漁獲可能量の適切な管理等を推進します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等

3. 省エネ対応・資源回復等推進支援事業費

850(1, 648)百万円

資源回復及び漁業生産構造の再編整備を円滑に推進するため、漁業者が自主的に行う減船・休漁等に対して支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1の事業 水産庁漁場資源課 (03-6744-2377 (直))
2の事業 水産庁管理課 (03-3502-8437 (直))
3の事業 水産庁企画課 (03-3502-8415 (直))

資源調査・資源管理等の概要

平成22年度概算決定額
4,246百万円

我が国周辺水域や公海等における水産資源の状況

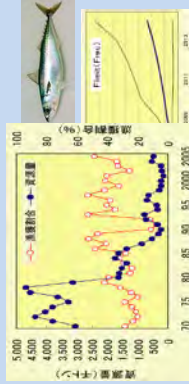
資源評価を実施している水産資源のうち、半数程度が低位水準
⇨ 低位水準にとどまっている資源の管理・回復が重要な課題

資源調査の着実な実施

- 科学的知見に基づく適切な資源管理に必要な資源調査・評価等の実施



漁業情報収集



資源評価実施

管理を要する魚種

資源管理の着実な実施

- 漁獲可能量等の適切な管理(TAC等)
- 資源回復計画の作成・実施
- 減船・休漁等に対する支援等



効果の検証

水産資源の管理・回復

64 加工・流通・消費対策

【1, 666(2, 623) 百万円】

対策のポイント

産地販売力の強化等を推進し、新鮮で安全・安心な国産水産物の安定供給、漁業者手取りの確保と漁業経営の安定を図ります。

<背景/課題>

- ・国産水産物については、産地自らの販売活動は活発といえない現状。
- ・産地の販売力を強化し、消費者ニーズに対応した安全・安心な国産水産物の安定供給を図るとともに、漁業者手取りの確保と漁業経営の安定を図っていくことが課題。

政策目標

- 消費地と産地との価格差を4倍以内に縮減
- 水産加工場におけるHACCP導入件数15件/年、流通拠点漁港において衛生管理された水産物の出荷割合を概ね50%に向上

<主な内容>

1. 産地販売力の強化及び漁業者団体の買取による価格安定

1, 536(2, 474) 百万円

漁業者団体による販売戦略の策定・実行や新商品の開発、新規販路の開拓等の取組に対して支援します。また、漁業者団体が水揚げ集中時の価格安定を図るために水産物を買取る場合における買取代金の金利や保管、加工等に必要な経費を支援します。

〔補助率：定額、2/3、1/2以内
事業実施主体：民間団体等〕

2. 品質管理体制の構築

130(149) 百万円

HACCPに基づく品質管理のガイドラインの作成や講習会の開催、省エネルギー型衛生管理技術の開発等に必要な経費を支援します。

〔補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等〕

お問い合わせ先：

1及び2の事業 水産庁加工流通課 (03-3502-4190 (直))
2の事業 水産庁整備課 (03-6744-2390 (直))

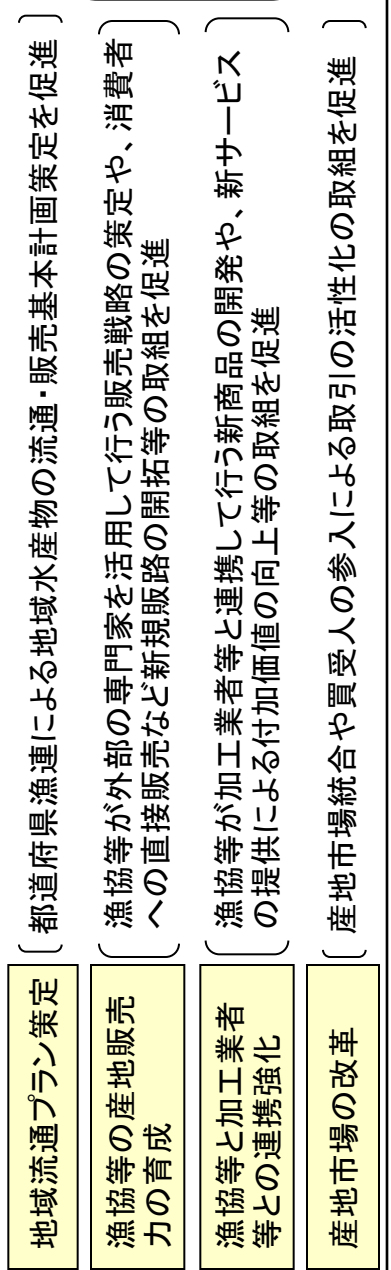
水産物の加工・流通・消費対策

効果

- 消費者ニーズに対応した国産魚の安定的供給と消費拡大
- 漁業者手取りの確保・漁業経営の安定

産地販売力の強化

産地販売力の育成と流通促進



価格交渉力の強化や商品価値の向上など産地販売力強化の取組を促進

低・未利用国産魚等の活用

水産加工業者が行う低利用・未利用の国産水産物を有効活用した製品の開発等の取組を促進

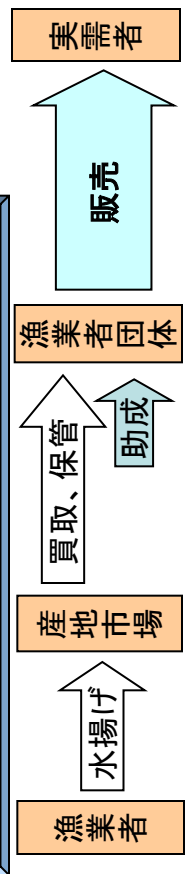
水産加工業者による国産水産物の原料利用を促進

需給・価格情報の提供

産地の水揚量、卸売価格等の水産物の需給・価格動向に関する情報を収集・整理し、広く国民にリアルタイムで提供

市場動向を踏まえた漁業者の効率的生産を促進

漁業者団体の買取による価格安定



水揚げ集中時の魚価安定のための取組を促進

品質管理体制の構築

HACCPに基づく品質管理のガイドラインの作成や講習会の開催、省エネルギー型衛生管理技術の開発等を促進

水産物流通の全段階を通じた品質管理体制の構築を促進

65 強い水産業づくり交付金

【5, 045(7, 674) 百万円】

対策のポイント

漁業の共同利用施設の整備等により、漁業経営の構造改善、漁港機能の高度化、担い手の確保等に係る地域の取組を支援します。

<背景/課題>

- ・水産資源の悪化、漁業者の減少と高齢化、燃油や飼料の高騰、魚価の低迷など我が国水産業を取り巻く環境はかつてない厳しさ。
- ・水産物の安定供給、水産業の振興のため、地域の自主性を活かした漁業者の事業の共同化等を推進することが必要。

政策目標

- 産地の販売力強化と流通の効率化・高度化
- 漁港・漁場・漁村の総合的整備と水産業・漁村の多面的機能の発揮
- 安全で活力ある漁村づくり

<主な内容>

1. 水産資源の回復、さけ・ます及び内水面漁業の資源の増殖及び内水面漁業の近代化等のための施設整備等の支援
(対象施設) 種苗生産施設、魚道、産卵場、養殖施設、体験学習施設等
2. 漁業収益力の強化や水産物流通機能の強化等のための漁業者の共同利用施設等の整備の支援
(対象施設) 荷さばき施設、水産鮮度保持施設、水産加工処理施設、燃油補給施設、漁船修理施設、大型ノリ自動乾燥機等
3. 漁港漁場の機能向上や利用の円滑化、付加価値創造型漁業地域づくりのための施設の整備の支援
(対象施設) 利用向上施設、環境改善施設、機能改善施設、自然エネルギー利用施設、地域資源活用施設、減災対策施設等

強い水産業づくり交付金 5, 045(7, 674) 百万円
交付率：定額(定額、1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内)
事業実施主体：地方公共団体、水産業協同組合、民間団体等

お問い合わせ先：

- | | | |
|------|----------|-------------------|
| 1の事業 | 水産庁栽培養殖課 | (03-3502-8489(直)) |
| | 水産庁管理課 | (03-3502-8452(直)) |
| 2の事業 | 水産庁防災漁村課 | (03-6744-2391(直)) |
| 3の事業 | 水産庁防災漁村課 | (03-6744-2392(直)) |

66 離島漁業再生支援交付金

【1, 378 (0) 百万円】

対策のポイント

条件不利地域であり、漁業者の減少や高齢化が進展する離島において、漁場の生産力の向上など漁業再生活動を支援します。

<背景/課題>

- ・離島は、我が国水産業にとっての前進基地であるとともに、漁場保全の観点からも、大きな役割
- ・漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売・生産面で不利な条件下にあり、特に近年、消費者の鮮度志向の高まりや、漁業就業者の減少・高齢化の進行により、一層、不利性が深刻化
- ・離島漁業の再生のため、漁場の生産力の向上を図りつつ、地域の創意工夫により各島の特性を最大限に活用

政策目標

全国の漁業生産額に占める離島の漁業生産額の割合10.0%の確保

<主な内容>

1. 離島漁業の再生を支援する交付金の交付 1, 318 (0) 百万円

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、漁場の生産力の向上など漁業の再生に取り組む漁業集落に交付金（25世帯で構成される集落の場合340万円）の交付による支援を行います。

2. 離島漁業再生支援推進交付金 60 (0) 百万円

離島漁業再生支援交付金の交付を円滑に行うため、都道府県や市町村における説明会の開催、審査、確認事務等を行います。

（ 補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体 ）

（ お問い合わせ先：水産庁企画課（03-3592-0731（直）） ）

離島漁業再生支援交付金

平成22年度概算決定額
1,378百万円

離島と水産業

- ① 離島の漁業は、我が国の水産業にとって前進基地であるとともに、漁場の保全の観点からも大きな役割（* 離島の漁港の利用船舶の約半分は地元外の船舶）
- ② 離島において、水産業及び水産加工業は基幹産業

離島を巡る状況

離島の現状

- ① 本土に比べ、生産・販売面で条件格差が存在
〔A重油価格(H21.4) 全国平均60.2円/ℓ
〔佐渡島93.8円/ℓ 吾岐島85.0円/ℓ 奄美大島84.5円/ℓ
- ② 漁業就業者の減少、高齢化が進行
〔高齢化比率(65歳以上)(H18) 29.4%(本土) 35.5%(離島)
- ③ 他の兼業機会も少なく、漁業集落の活力が低迷
〔有効求人倍率(H21.6) 0.42(全国) 0.28(沖縄県) 0.31(佐渡)

制度

中核的なグループが中心となって共同で漁業再生活動に取り組み離島の漁業集落(地区)に対し、交付金により支援

- ① 対象地域: 離島
(近接離島は都道府県知事による認定)
- ② 交付対象: 漁業集落又は地区
- ③ 交付額: 340万円/集落(25世帯の場合)
- ④ 対象行為: 漁業再生活動

漁業再生活動

- ① 集落協定の策定
- ② 漁場の生産力の向上
- ③ 集落の創意工夫を活かした新たな取組

離島漁業再生支援交付金

交付実績

年度	協定締結	参加集落	取組数	
			漁場生産力の向上に関する取組数	創意工夫を活かした新たな取組数
H17	180	721	424	132
H18	221	826	836	381
H19	226	831	917	426
H20	232	839	944	465

事例: 長崎県五島市

離島での漁業再生のため、集落協定を策定し、共同で再生活動に取り組む。

五島ブランドのイメージ向上や地域漁業の活性化を図るため、都市部との交流促進による体験漁業等の活動や、種苗放流、イカ柴の設置、共同畜養などの共同活動を展開。

体験漁業



アワビの種苗放流



漁場生産力の向上に関する取組
種苗放流、漁場の管理・改善、植樹、海岸清掃、漁場監視等

創意工夫を活かした新たな取組
漁具漁法の開発、新規養殖業への着業、高付加価値化、流通体制の改善等

67 農業農村整備事業（公共）

【212, 939(577, 220) 百万円】

対策のポイント

食料供給力の強化に向け、農業水利施設の更新・保全管理や農地の排水対策などによる農地・農業用水の確保について支援を行います。

<背景／課題>

・農業の最も基礎的な生産要素である農地・農業用水を確保し有効活用して、食料供給力を強化するためには、水利施設の適切な更新や管理体制の強化、農地の排水改良といった生産基盤上の課題を克服する必要があります。

政策目標

- 農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保
- 優良農地の確保・保全

<主な内容>

1. 農地と農業用水の保全・管理

(1) 農業水利施設の効率的な保全と管理体制の整備・強化

基幹的な農業水利施設を対象に、機能診断及び診断結果に応じた補修等の対策を実施します。また、農家が中心となって、地域住民やNPOなど多様な主体の参画による安定的な管理体制の整備・強化を図り、農業水利施設の機能を効率的に保全しつつ、これらが有する多面的機能を適切に発揮します。

【基幹水利施設ストックマネジメント事業（公共） 2, 396（6, 266）百万円】

【国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）（公共）
2, 419（2, 515）百万円】

(2) 地域の営農課題に対応した用排水条件の整備

水田の汎用化・有効活用を一層促進するため、排水改良を目的とした排水施設等の整備や合理的な水利用計画の策定、管理省力化施設の整備を推進します。

【地域水田農業支援排水対策特別事業（公共） 1, 010（2, 010）百万円】

【新農業水利システム保全対策事業（公共） 372（743）百万円】

2. 基盤整備による水田の有効活用

水田の有効活用や農地利用集積を一層進めるため、暗きょ排水などの排水対策や大区画化等の基盤整備を推進します。

【国営農地再編整備事業（公共） 7, 213（12, 918）百万円】

【経営体育成基盤整備事業（公共） 11, 430（60, 785）百万円】

お問い合わせ先：

- 1の事業： 農村振興局水資源課 (03-3502-1363 (直))
- 2の事業： 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208 (直))

68 森林整備事業・治山事業（公共）

【森林整備事業 118, 197（161, 735）百万円】

【治山事業 68, 833（99, 190）百万円】

対策のポイント

- 路網を整備しつつ、集約化施業の加速化により利用間伐を促進し、森林吸収源対策など国民の期待に応える森林整備を推進します。【森林整備事業】
- 森林の保水、山崩れ防止機能を発揮させ安全・安心を確保するため、荒廃地を復旧し、森林を再生する治山対策を展開します。【治山事業】

<背景／課題>

- ・森林吸収目標1, 300万炭素トンの達成のため、効率的な間伐の推進が必要。
- ・「非常に激しい雨（1時間降水量50mm）」の増加に加え、「今後、強い降雨現象の頻度が増す可能性は非常に高い」（IPCC報告書）ことから、山地災害発生リスクの増加が懸念。

政策目標

- 京都議定書の森林吸収目標1,300万炭素トンの達成に向けた間伐の実施（6年間で330万ヘクタール）等 【森林整備事業】
- 周辺の森林の山地災害の防止機能等が確保された集落の数を約5万2千集落（H20年度）から約5万6千集落（H25年度）に増加等 【治山事業】

<主な内容>

1. 森林整備事業 118, 197（161, 735）百万円

路網の整備を促進しつつ、平成24年度までに段階的に集約化施業に転換するとともに、基盤が整備された地域の間伐は、原則、間伐材を搬出利用するものに限定します。

（1）多面的機能の持続的発揮に向けた間伐等の森林整備

- ① モザイク林への誘導により公益的機能を確保し、資源の循環利用等にも貢献
- ② 森林整備・保全上問題となっている竹林対策の支援等を充実

（2）効率的な間伐等に資する路網整備の推進

高性能林業機械の導入に対応した路網を整備し利用間伐を推進

2. 治山事業 68, 833（99, 190）百万円

流域全体を見据えた効果的な森林の再生を図る治山対策を推進します。

- ① 溪畔林の整備、危険木除去等の総合的な流木災害防止対策を推進
- ② 流域生態系の維持・向上に資する新工法等の開発、定着を促進
- ③ 最新技術の活用による効率的な崩壊危険地等の調査手法を開発

（お問い合わせ先：1の事業 林野庁整備課（03-6744-2303（直））
2の事業 林野庁治山課（03-6744-2308（直））

森林・林業の再生

～コンクリート社会から木の社会へ～

《効率的な森林整備の推進と間伐材等の安定供給》

山村の活性化
(地域間格差の是正)

- ・森林整備事業による雇用の創出
- ・山村に暮らす人々の安全安心の確保
- ・山村資源の活用による新たな産業の創出

路網整備を加速化しつつ間伐を推進

- ・林道主体→作業道主体へ(10年後にドイツ並みに)
- ・高性能林業機械との組み合わせによる低コスト作業システムの一般化
- ・切り捨て間伐→利用間伐へ(林地残材の解消)



集約化施業を加速化

- ・意欲と能力のある林業経営体・事業体を育成
- ・原則、補助対象となる全ての森林施業を集約化施業に転換(H24まで)

国産材の加工流通構造の改革

- ・小規模・分散・多段階→大規模・効率的な国産材の加工・流通体制の整備

《間伐材をはじめ国産材を100%活用》

国産材住宅の推進

- ・在来工法住宅の国産材シェア(材積)を向上
- ・大工・工務店など、木造住宅・建築の担い手に対する支援



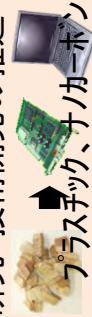
公共施設等への木材利用の推進

- ・公共施設における木材利用の義務付けを検討
- ・土木資材への利用拡大に向けた技術開発



バイオマス利用の促進

- ・国産材への原料転換、間伐材などの製紙・バイオマス利用の推進
- ・関連研究・技術開発の推進



火力発電等における利用

- ・石炭火力発電における石炭と間伐材の混合利用の促進策を検討



条件整備のための支援

- ・フオレスター(森林・林業の経営専門家、技術者)の育成
- ・緑の雇用を通じた就業促進と着実なキャリアアップ
- ・地籍調査と連携した境界明確化の促進



川上



川下

低炭素社会の実現に向けての国民の意識形成

69 水産基盤整備事業（公共）

【82, 227（119, 860）百万円】

対策のポイント

- 水産資源の回復と豊かな生態系の維持・回復を図るため、水産環境整備を推進します。
- 産地の生産・流通機能、販売力の向上を図るため、拠点漁港の衛生管理対策を推進します。

<背景/課題>

- ・我が国周辺水域では水産資源の多くが低位となっており、また、藻場・干潟の減少や磯焼けの進行等により、水産動植物の生育環境が悪化しています。
- ・安全・安心な水産物の安定供給のためには、生産・流通機能の強化が必要となります。

政策目標

- 漁場整備により水産物を概ね14.5万トン増産
- 高度衛生管理される水産物の出荷割合を23%から概ね50%に向上

<内容>

1. 水産基盤ストックマネジメント事業 4, 407（1, 220）百万円
既存ストックの有効活用と効率的・効果的な施設の更新を推進します。
2. フロンティア漁場整備事業 1, 300（1, 000）百万円
沖合資源の増大のため、国の直轄漁場整備として、日本海西部においてアカガレイ・ズワイガニを対象とした事業を推進するとともに、新たに、マアジ・マサバ・マイワシを対象とした事業を実施します。
3. 豊かな海を育む総合対策事業 6, 906※（8, 480※）百万円の内数
※本事業のうち主要事業である広域漁場の概算決定額
水産資源の回復・増大と豊かな生態系の維持・回復が図られるよう、水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を推進します。
4. 水産物流通機能高度化対策事業 26, 564※（32, 790※）百万円の内数
※本事業のうち主要事業である広域漁港の概算決定額
産地の生産・流通機能の向上と販売力の強化を図るため、拠点漁港における高度衛生管理型荷捌き所、岸壁等の整備を推進します。

[お問い合わせ先：水産庁計画課（03-3501-8491（直））]

70 農山漁村地域整備交付金（公共）

【150,000(0) 百万円】

対策のポイント

自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備を支援します。

<背景／課題>

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備を進めるため、農業農村、森林、水産の各分野でそれぞれが実施してきた既存制度を抜本的に見直しました。

自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに、自治体の自由な創意工夫によるソフト事業も実施可能な、自由度が高く、使い勝手の良い新たな交付金を創設しました。

政策目標

- 農地、農業用水等の農業農村基盤の整備
- 森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮
- 水産物の安定供給の確保

<主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 以下の事業を総合的に実施することができます。
 - ①農業農村基盤整備事業
農業用排水施設整備、ほ場整備、農地防災、農業集落排水施設整備等
 - ②森林基盤整備事業
路網整備、県有林の間伐等の森林整備、予防治山等
 - ③水産基盤整備事業
漁港施設整備、漁場造成、水域環境保全、漁港漁村環境整備等
 - ④海岸保全施設整備事業
海岸保全施設整備、海岸環境整備等
 - ⑤効果促進事業
農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、上記事業①～④と一体となって事業効果を高めるために必要な事業
3. 国から都道府県に交付金を交付*し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通、施設間の融通が可能です。
(※水産基盤整備の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

お問い合わせ先：

- | | | |
|----------------|--------------|--------------------|
| 農業農村基盤整備に関すること | ： 農村振興局農村整備官 | (03-6744-2200 (直)) |
| 森林基盤整備に関すること | ： 林野庁計画課 | (03-3501-3842 (直)) |
| 水産基盤整備に関すること | ： 水産庁計画課 | (03-3502-8491 (直)) |
| 海岸保全施設整備に関すること | ： 農村振興局防災課 | (03-6744-2199 (直)) |

参 考 資 料

1. 特別会計歳入歳出予定額表
2. 財政投融资計画表
3. 平成21年度第2次農林水産関係補正予算の概要

1. 特別会計歳入歳出予定額表

会 計 名	2 1 年度予算額		2 2 年度概算決定額		対前年度比	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
1 食料安定供給	3,660,781	3,632,207	3,044,353	3,028,968	83.2	83.4
農業経営基盤強化勘定	24,807	21,941	21,769	9,249	87.8	42.2
農業経営安定勘定	232,426	232,426	233,041	233,041	100.3	100.3
米管理勘定	857,140	857,140	722,028	722,028	84.2	84.2
麦管理勘定	688,419	688,419	549,299	549,299	79.8	79.8
業務勘定	17,976	17,976	12,002	12,002	66.8	66.8
調整勘定	1,727,525	1,701,816	1,441,709	1,438,844	83.5	84.5
国営土地改良事業勘定	112,489	112,489	64,505	64,505	57.3	57.3
2 農業共済再保険	118,644	108,791	111,744	103,784	94.2	95.4
再保険金支払基金勘定	21,818	21,818	19,600	19,600	89.8	89.8
農業勘定	33,152	33,047	31,791	31,670	95.9	95.8
家畜勘定	44,750	37,784	42,670	36,995	95.4	97.9
果樹勘定	12,662	9,904	11,520	9,432	91.0	95.2
園芸施設勘定	5,135	5,111	5,041	4,964	98.2	97.1
業務勘定	1,127	1,127	1,123	1,123	99.6	99.6
3 森林保険	11,242	5,014	10,641	4,811	94.7	96.0
4 国有林野事業	462,077	462,077	450,080	450,080	97.4	97.4
5 漁船再保険及び漁業共済保険	25,864	16,474	23,638	15,935	91.4	96.7
漁船普通保険勘定	6,983	6,859	6,450	6,317	92.4	92.1
漁船特殊保険勘定	353	269	287	269	81.5	100.0
漁船乗組員給与保険勘定	62	43	43	43	69.1	100.0
漁業共済保険勘定	17,535	8,372	15,977	8,426	91.1	100.6
業務勘定	932	932	880	880	94.5	94.5

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているもので、端数において合計とは合致しないものがある。

2. 財政投融资計画表

区 分	21年度計画額	22年度計画額	対前年度比
	百万円	百万円	%
1 株式会社 日本政策金融公庫	180,500	172,000	95.3
2 独立行政法人 森林総合研究所	5,900	7,100	120.3
3 食料安定供給特別会計 (国営土地改良事業勘定)	16,300	5,400	33.1
4 独立行政法人 農業・食品 産業技術総合研究機構	900	1,700	188.9
合 計	203,600	186,200	91.5

1 日本政策金融公庫は、上記のほか、22年度に財投機関債の発行による資金調達（250億円）を見込んでいる。（21年度発行額100億円）

2 日本政策金融公庫は、上記のほか、危機対応円滑化業務の事業のため、22年度計画額120億円がある。（21年度計画額120億円）

3. 平成21年度第2次農林水産関係補正予算の概要

農林水産関係補正予算	総額	314億円
------------	----	-------

I 環境対策

50億円

(1) 森林・林業再生の加速

- | | |
|---|-------|
| ① 森林を活かすプランナー育成サポート事業（新規） | 0.4億円 |
| ・ 森林施業の集約化を促進するため、森林施業プランナーを育成する集合研修、専門家の派遣を実施 | |
| ② 先進林業機械導入・オペレーター養成促進緊急対策事業（新規） | 20億円 |
| ・ 先進林業機械の導入・改良等を進めるとともに、これを稼働させるオペレーターや路網作設を行うオペレーターを育成 | |
| ③ 森林・林業再生プラン実践事業（新規） | 12億円 |
| ・ 先行地域において、地域の全体計画に基づき路網整備、境界確定、高性能林業機械を活用した利用間伐の実践的取組を実施 | |
| ④ 地域材利用加速化緊急対策支援事業（新規） | 10億円 |
| ・ 地域材を活用した製品の実用化のため、建築物の防火性能向上に係るデータ取得や、2×4住宅の部材開発等を支援 | |

※ この他、地方公共団体によるきめ細かなインフラ整備等を支援する交付金により、森林における路網整備を支援（5000億円の内数）

(2) 農山漁村の環境力強化

- | | |
|---|-----|
| ○ 農山漁村環境力強化実証事業（新規） | 8億円 |
| ・ 農山漁村地域における太陽光等の再生可能エネルギーの活用に向けた地域の実証的な取組を推進 | |

II 金融対策

40億円

○ 「景気対応緊急保証」の創設等

- ① 林業・木材産業経営安定化対策事業（新規） 20億円
 - ・ 林業者・木材産業者の資金繰り支援のため、施設資金・運転資金について、無担保無保証人等の100億円特別保証枠を設定
- ② 漁業緊急保証対策事業 20億円
 - ・ 漁業者の資金繰り支援のため、施設資金・運転資金について、無担保無保証人等の特別保証枠を250億円拡大

III 災害復旧等

220億円

- ・ 豪雨、台風等の被害に対応し、災害復旧事業等を早期に実施

IV その他

3億円

- ① 有害生物漁業被害防止総合対策事業 2億円
 - ・ 大型クラゲ等の有害生物の混獲等を回避するための改良漁具の導入や有害生物の駆除を支援
- ② さけ・ます漁業協力事業 1億円
 - ・ 平成21年3月に開催された日ロ漁業交渉を踏まえ、ロシア系さけ・ます再生産に係る協力を実施